

# 川越町 都市マスタープラン





# 目次

## 第1章 計画策定の目的・背景

- 1-1. 計画の目的と位置づけ ----- 1-1
- 1-2. 計画対象区域・目標年次 ----- 1-2
- 1-3. 計画の構成 ----- 1-2

## 第2章 川越町の現況と課題

- 2-1. 上位関連計画 ----- 2-1
- 2-2. 社会的条件 ----- 2-10
- 2-3. 土地利用 ----- 2-18
- 2-4. 都市施設 ----- 2-21
- 2-5. 法規制 ----- 2-26
- 2-6. 都市環境 ----- 2-27
- 2-7. 住民意識調査 ----- 2-28
- 2-8. 都市づくりの課題 ----- 2-32

## 第3章 都市づくりの方針

- 3-1. 都市づくりの方針 ----- 3-1
- 3-2. 将来都市構造 ----- 3-3
- 3-3. 概ねの人口及び産業の規模 ----- 3-6

## 第4章 全体構想

- 4-1. 全体構想の構成 ----- 4-1
- 4-2. 安全・安心な防災・防犯の方針 ----- 4-2
- 4-3. 土地利用の方針 ----- 4-5
- 4-4. 市街地整備の方針 ----- 4-9
- 4-5. 道路・交通の方針 ----- 4-11
- 4-6. 都市施設の方針 ----- 4-14
- 4-7. 自然環境・景観の方針 ----- 4-16

## 第5章 地域別構想

- 5-1. 地域の設定 ----- 5-1
- 5-2. 当新田・北福崎地域 ----- 5-3
- 5-3. 亀須・亀崎地域 ----- 5-9
- 5-4. 南福崎・豊田一色地域 ----- 5-15
- 5-5. 豊田・天神地域 ----- 5-21
- 5-6. 高松・上吉地域 ----- 5-27

5-7. 重点施策	5-33
-----------	------

## 第6章 実現化方策

6-1. 計画的な進行管理と計画の見直し	6-1
6-2. 計画の推進に向けたまちづくり施策	6-1
6-3. 実現化に向けた整備プログラム	6-4
6-4. 協働のまちづくりに向けて	6-5

## 資料編

資料-1. 策定の経緯	資-1
資料-2. 都市の沿革	資-5
資料-3. 用語集	資-7

# 第 1 章 計画策定の目的・背景

## 1 - 1. 計画の目的と位置づけ

### (1) 計画の目的

都市マスタープランは、都市計画法第 18 条の 2 に規定された「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として、町が創意工夫のもと、住民の意見を反映させながら、地域の都市空間を重視したまちづくりを目指すため、都市計画に関する基本的な方針などを総合的に定めるものです。

本町では、平成 20 年（2008 年）12 月に現行計画の策定を行っており、策定後 10 年以上を経過していることから、社会経済情勢等の変化を踏まえ見直しを行い、新たな計画として策定を行います。

### (2) 計画の位置づけ

本計画は、「第 7 次川越町総合計画」や「四日市都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（三重県）」などの上位計画に即するとともに、本町の関連部門計画との整合を図り、定めます。

今後実施されるまちづくりの個別事業や施策は、本計画に基づき、実施することとなります。

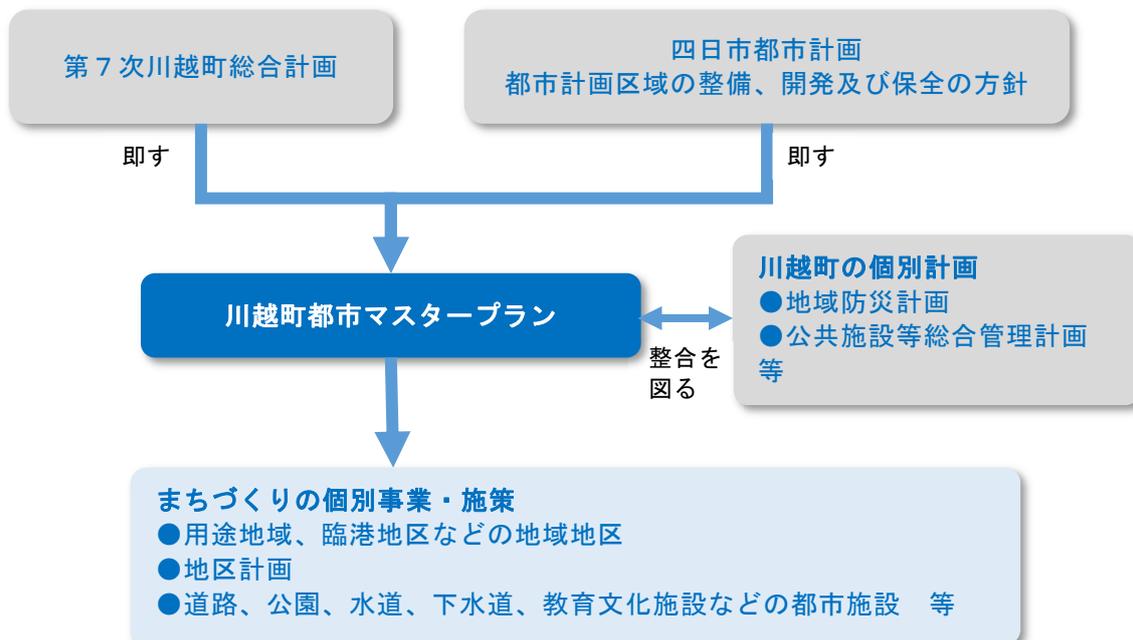


図 都市マスタープランの位置づけ

## 1 - 2 . 計画対象区域・目標年次

### (1) 計画対象区域

本計画は、行政区域（都市計画区域）全域の 872ha を対象とします。

### (2) 目標年次

本計画は、概ね 20 年後のまちの将来像を見据えつつ、「第 7 次川越町総合計画」および「四日市都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（三重県）」との整合を図るため、目標年次を令和 12 年度（2030 年度）とします。

## 1 - 3 . 計画の構成

本計画は、「1. 計画策定の背景・目的」「2. 川越町の現況と課題」「3. 都市づくりの方針」「4. 全体構想」「5. 地域別構想」「6. 実現化方策」で構成します。

地域別構想は、川越町の町内 10 地区の自治会の区分をもとに、共通する土地利用上の課題や地域特性を踏まえ 5 つの地域を設定します。

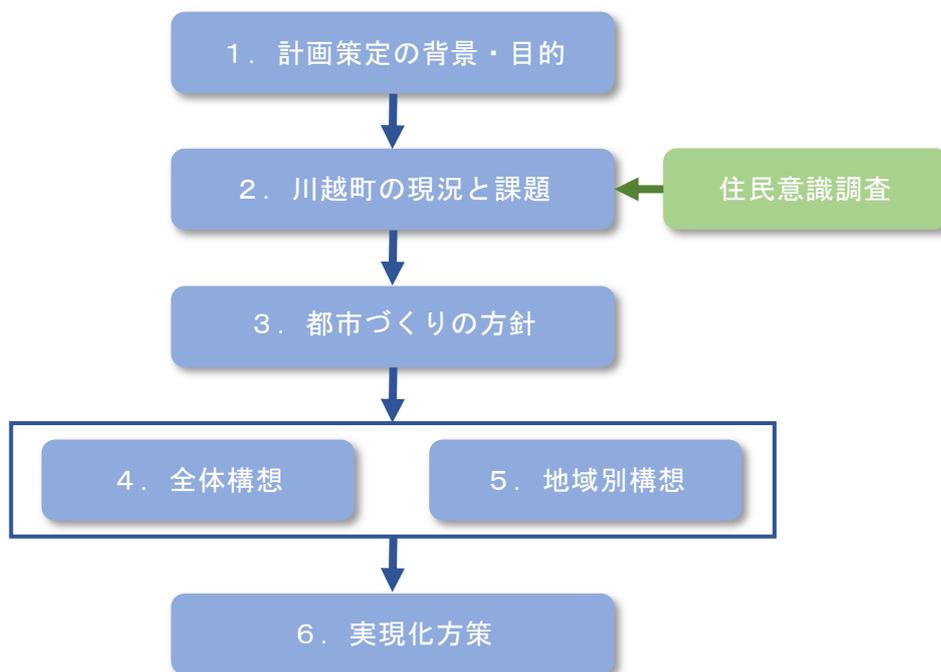


図 計画のフロー

## 第2章 川越町の現況と課題

### 2-1. 上位関連計画

都市マスタープランは、三重県が定める「四日市都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」及び「川越町総合計画」に即しながら、本町の都市計画に関する基本的な方針を定めるものです。このため、まちづくり関わる以下の計画の概要を整理しました。

#### <上位関連計画に基づく都市マスタープランの方向性（まとめ）>

- ◆ 都市のコンパクト化に向けた都市機能の誘導とネットワーク
- ◆ 安全・安心を実現する土地利用、水害・地震・津波対策の推進
- ◆ みえ川越インターチェンジ周辺での産業集積に向けた土地利用の誘導
- ◆ 河川環境の整備、海岸の保全・維持管理
- ◆ 上下水道の安定化に向けた維持管理・更新
- ◆ 新エネルギーの活用など環境に配慮したまちづくり
- ◆ 狭あい道路、空家、公園緑地に関する市街地・住環境の改善
- ◆ 幹線道路・生活道路の整備、地域公共交通の推進
- ◆ 河川、海岸堤防の強化、建築物の耐震化、緊急輸送ネットワークの確保
- ◆ 公園、道路、橋梁、上下水道施設の適切な維持管理及び改修
- ◆ 農地等の適切な保全管理

表 上位関連計画

項目	策定主体	計画名	策定（改定）時期
上位計画	三重県	四日市都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針	令和3年2月26日
	川越町	第7次川越町総合計画	令和3年3月
関連計画	四日市都市計画 区域連絡協議会	四日市広域緑の基本計画	令和4年3月
	川越町	川越町国土強靱化地域計画	令和3年3月
	川越町	川越町地域防災計画	令和4年3月改定
	川越町	川越町公共施設等総合管理計画	令和3年12月改定

<上位計画>

(1) 四日市都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（令和3年2月）

<p>目標年次</p>	<p>基準年：令和2年（2020年）、目標年次：令和12年（2030年）</p>																																												
<p>理念と目標</p>	<p>&lt;理念&gt;『未来に向けて新しい価値を創造する都市（まち）』</p> <p>➤ 三重県の中核的圏域として、わが国屈指の産業集積と地域の自然環境や歴史・文化を基盤に、県内の経済をけん引し続けるとともに、住みたくなる都市環境を創出し、持続的に発展する都市をめざす。</p> <p>&lt;目標&gt;</p>																																												
	<p>【地域の個性を活かした魅力の向上】</p> <p>魅力と個性を生み出す地域づくりによる多様性のある圏域づくり</p> <p>※川越町：員弁川（町屋川）、朝明川、高松海岸が緑のネットワーク軸に位置づけ</p>  <table border="1" data-bbox="1129 728 1356 1039"> <tr><td>自然交流拠点</td><td>★</td></tr> <tr><td>歴史・文化交流拠点</td><td>☆</td></tr> <tr><td>広域連携軸（道路）</td><td>—</td></tr> <tr><td>圏域内連携軸（道路交通）</td><td>—</td></tr> <tr><td>インターチェンジ</td><td>○</td></tr> <tr><td>圏域内連携軸（鉄道）</td><td>—</td></tr> <tr><td>私鉄（鉄道）</td><td>—</td></tr> <tr><td>駅</td><td>■</td></tr> <tr><td>緑のネットワーク軸</td><td>—</td></tr> <tr><td>歴史連携軸</td><td>—</td></tr> <tr><td>市街地（用途地域）</td><td>■</td></tr> <tr><td>自然</td><td>■</td></tr> <tr><td>自然公園（特別地域）</td><td>■</td></tr> <tr><td>交流</td><td>■</td></tr> <tr><td>自然公園（普通地域）</td><td>■</td></tr> <tr><td>地区</td><td>■</td></tr> <tr><td>その他</td><td>■</td></tr> <tr><td>農用地区域</td><td>■</td></tr> <tr><td>森林地域</td><td>■</td></tr> <tr><td>河川</td><td>—</td></tr> <tr><td>都市計画区域</td><td>■</td></tr> <tr><td>行政区域</td><td>■</td></tr> </table>	自然交流拠点	★	歴史・文化交流拠点	☆	広域連携軸（道路）	—	圏域内連携軸（道路交通）	—	インターチェンジ	○	圏域内連携軸（鉄道）	—	私鉄（鉄道）	—	駅	■	緑のネットワーク軸	—	歴史連携軸	—	市街地（用途地域）	■	自然	■	自然公園（特別地域）	■	交流	■	自然公園（普通地域）	■	地区	■	その他	■	農用地区域	■	森林地域	■	河川	—	都市計画区域	■	行政区域	■
	自然交流拠点	★																																											
歴史・文化交流拠点	☆																																												
広域連携軸（道路）	—																																												
圏域内連携軸（道路交通）	—																																												
インターチェンジ	○																																												
圏域内連携軸（鉄道）	—																																												
私鉄（鉄道）	—																																												
駅	■																																												
緑のネットワーク軸	—																																												
歴史連携軸	—																																												
市街地（用途地域）	■																																												
自然	■																																												
自然公園（特別地域）	■																																												
交流	■																																												
自然公園（普通地域）	■																																												
地区	■																																												
その他	■																																												
農用地区域	■																																												
森林地域	■																																												
河川	—																																												
都市計画区域	■																																												
行政区域	■																																												
<p>【都市機能の効率性と生活利便性の向上】</p> <p>都市機能の集約化と広域連携による中核的圏域づくり</p>  <table border="1" data-bbox="1042 1160 1366 1447"> <tr><td>広域拠点</td><td>★</td></tr> <tr><td>広域連携軸（圏域外）</td><td>—</td></tr> <tr><td>地域高規格道路（計画路線）</td><td>—</td></tr> <tr><td>広域連携軸（リニア中央新幹線想定ルート）</td><td>—</td></tr> <tr><td>広域連携軸（道路）</td><td>—</td></tr> <tr><td>圏域内連携軸（道路交通）</td><td>—</td></tr> <tr><td>インターチェンジ</td><td>○</td></tr> <tr><td>圏域内連携軸（鉄道）</td><td>—</td></tr> <tr><td>私鉄（鉄道）</td><td>—</td></tr> <tr><td>駅</td><td>■</td></tr> <tr><td>市街地（用途地域）</td><td>■</td></tr> <tr><td>都市計画区域</td><td>■</td></tr> <tr><td>行政区域</td><td>■</td></tr> </table>	広域拠点	★	広域連携軸（圏域外）	—	地域高規格道路（計画路線）	—	広域連携軸（リニア中央新幹線想定ルート）	—	広域連携軸（道路）	—	圏域内連携軸（道路交通）	—	インターチェンジ	○	圏域内連携軸（鉄道）	—	私鉄（鉄道）	—	駅	■	市街地（用途地域）	■	都市計画区域	■	行政区域	■																			
広域拠点	★																																												
広域連携軸（圏域外）	—																																												
地域高規格道路（計画路線）	—																																												
広域連携軸（リニア中央新幹線想定ルート）	—																																												
広域連携軸（道路）	—																																												
圏域内連携軸（道路交通）	—																																												
インターチェンジ	○																																												
圏域内連携軸（鉄道）	—																																												
私鉄（鉄道）	—																																												
駅	■																																												
市街地（用途地域）	■																																												
都市計画区域	■																																												
行政区域	■																																												
<p>【災害に対応した安全性の向上】</p> <p>災害に強く、しなやかな圏域づくり</p> <p>※川越町：伊勢湾岸道路、国道1号、国道23号、臨港道路霞4号幹線が防災連携軸に位置づけ</p>  <table border="1" data-bbox="767 1682 1066 1962"> <tr><td>土砂災害警戒区域等</td><td>■</td></tr> <tr><td>土砂災害特別警戒区域</td><td>■</td></tr> <tr><td>土砂災害警戒区域</td><td>■</td></tr> <tr><td>河川浸水想定</td><td>■</td></tr> <tr><td>家屋倒壊等氾濫想定区域</td><td>■</td></tr> <tr><td>想定最大浸水域</td><td>■</td></tr> <tr><td>津波浸水想定(理論上最大クラス)</td><td>■</td></tr> <tr><td>浸水深2m以上</td><td>■</td></tr> <tr><td>浸水深2m未満</td><td>■</td></tr> <tr><td>高潮浸水想定</td><td>■</td></tr> <tr><td>想定最大浸水域</td><td>■</td></tr> </table> <table border="1" data-bbox="1074 1682 1382 1917"> <tr><td>広域的な防災拠点</td><td>★</td></tr> <tr><td>広域連携軸（道路）</td><td>—</td></tr> <tr><td>圏域内連携軸（道路交通）</td><td>—</td></tr> <tr><td>防災連携軸</td><td>—</td></tr> <tr><td>インターチェンジ</td><td>○</td></tr> <tr><td>圏域内連携軸（鉄道）</td><td>—</td></tr> <tr><td>私鉄（鉄道）</td><td>—</td></tr> <tr><td>駅</td><td>■</td></tr> <tr><td>市街地（用途地域）</td><td>■</td></tr> <tr><td>都市計画区域</td><td>■</td></tr> <tr><td>行政区域</td><td>■</td></tr> </table>	土砂災害警戒区域等	■	土砂災害特別警戒区域	■	土砂災害警戒区域	■	河川浸水想定	■	家屋倒壊等氾濫想定区域	■	想定最大浸水域	■	津波浸水想定(理論上最大クラス)	■	浸水深2m以上	■	浸水深2m未満	■	高潮浸水想定	■	想定最大浸水域	■	広域的な防災拠点	★	広域連携軸（道路）	—	圏域内連携軸（道路交通）	—	防災連携軸	—	インターチェンジ	○	圏域内連携軸（鉄道）	—	私鉄（鉄道）	—	駅	■	市街地（用途地域）	■	都市計画区域	■	行政区域	■	
土砂災害警戒区域等	■																																												
土砂災害特別警戒区域	■																																												
土砂災害警戒区域	■																																												
河川浸水想定	■																																												
家屋倒壊等氾濫想定区域	■																																												
想定最大浸水域	■																																												
津波浸水想定(理論上最大クラス)	■																																												
浸水深2m以上	■																																												
浸水深2m未満	■																																												
高潮浸水想定	■																																												
想定最大浸水域	■																																												
広域的な防災拠点	★																																												
広域連携軸（道路）	—																																												
圏域内連携軸（道路交通）	—																																												
防災連携軸	—																																												
インターチェンジ	○																																												
圏域内連携軸（鉄道）	—																																												
私鉄（鉄道）	—																																												
駅	■																																												
市街地（用途地域）	■																																												
都市計画区域	■																																												
行政区域	■																																												

【産業振興による地域活力の向上】

さらなる産業集積と広域交流促進による活力ある圏域づくり

※川越町：みえ川越IC周辺が工業系土地利用誘導ゾーンに位置づけ



交流拠点		☆
広域連携軸 (道路)		—
圏域内連携軸 (道路交通)		—
インターチェンジ		○
圏域内 連携軸 (鉄道)	J R	≡
	私鉄	≡
用途地域 工業系	住居系・商業系	■
	工業専用地域・工業地域	■
用途地域 工業系	準工業地域	■
工業系土地利用誘導ゾーン		☆
都市計画区域		□
行政区		□

※川越町

役場庁舎周辺が地域拠点

みえ川越IC周辺が工業系土地利用誘導ゾーン

に位置づけ

凡例	
行政界	—
都市計画区域	—
市街化区域界	—
広域拠点	☆
地域拠点	☆
交流拠点	☆
広域的な防災地点	☆
住宅地 (住宅系用途地域) 商業・業務地 (商業系用途地域)	■
工業地 (工業系用途地域)	■
流通業務地	■
臨港地区	■
工業系土地利用誘導ゾーン	☆
都市計画公園・都市計画緑地等	■
優良農地 (農振農用地)	■
広域的な位置づけのある道路	都市計画道路
	都市計画道路以外
鉄道 (J R)	≡
鉄道 (私鉄)	≡
歴史連携軸	—
緑のネットワーク軸	●●●
河川・海	■



土地利用  
構想図

## (2) 第7次川越町総合計画（令和3年3月）

計画期間	令和3年度（2021年度）から令和12年度（2030年度）までの10年間
基本理念と将来像	<p>&lt;基本理念&gt;</p> <p>笑顔につながるまちづくり 人と地域につながるまちづくり 未来につながるまちづくり</p> <p>&lt;将来像&gt;</p> <p>つながる笑顔 ず〜〜〜っと暮らしたい町 かわごえ</p>
まちづくりの目標	<p>① 安全で快適な暮らしができるまちづくり</p> <p>② 便利で活気ある暮らしができるまちづくり</p> <p>③ 支え合いで安心な暮らしができるまちづくり</p> <p>④ 人を育み心豊かな暮らしができるまちづくり</p> <p>⑤ 協働と信頼のまちづくり</p>
基本方針と施策（抜粋）	<p>1) 防災・消防・救急</p> <p>① 水害対策の推進（避難施設の整備、海岸堤防の整備、員弁川（町屋川）、朝明川の堤防強化など）</p> <p>② 地震・津波対策の推進（住宅の耐震補強、耐震シェルターの設置、避難施設の整備など）</p> <p>2) 交通安全・防犯</p> <p>① 交通安全の推進（交通安全施設の効果的な設置など）</p> <p>② 防犯対策の推進（防犯カメラの増設やLED防犯灯の効率的な設置など）</p> <p>3) 河川・海岸</p> <p>① 河川環境の整備（員弁川（町屋川）、朝明川の堤防強化、魅力的な水辺環境の維持など）</p> <p>② 海岸の保全・維持管理（自然環境に配慮した海岸堤防の整備など）</p> <p>4) 上下水道</p> <p>① 安定した水の供給（水道管の耐震管への布設替など）</p> <p>② 雨水排水施設の整備（川越排水機場の計画的な施設の点検・修繕・更新、雨水排水路の計画的な整備など）</p> <p>③ 下水道事業の安定化（適正な更新計画など）</p> <p>5) 環境共生</p> <p>① 環境に配慮したまちづくりの推進（新エネルギーを活用した設備等の設置など）</p> <p>6) 市街地・住環境</p> <p>① 適正な土地利用の推進（都市機能の適切な規制・誘導など）</p> <p>② 市街地環境の整備（市街地内の狭あい道路の改善など）</p> <p>③ 空家対策の推進（空家の適正管理や利活用の促進など）</p> <p>④ 公園緑地・緑化の推進（公園緑地の適正な維持管理、川越富洲原駅駅前広場の緑化など）</p>

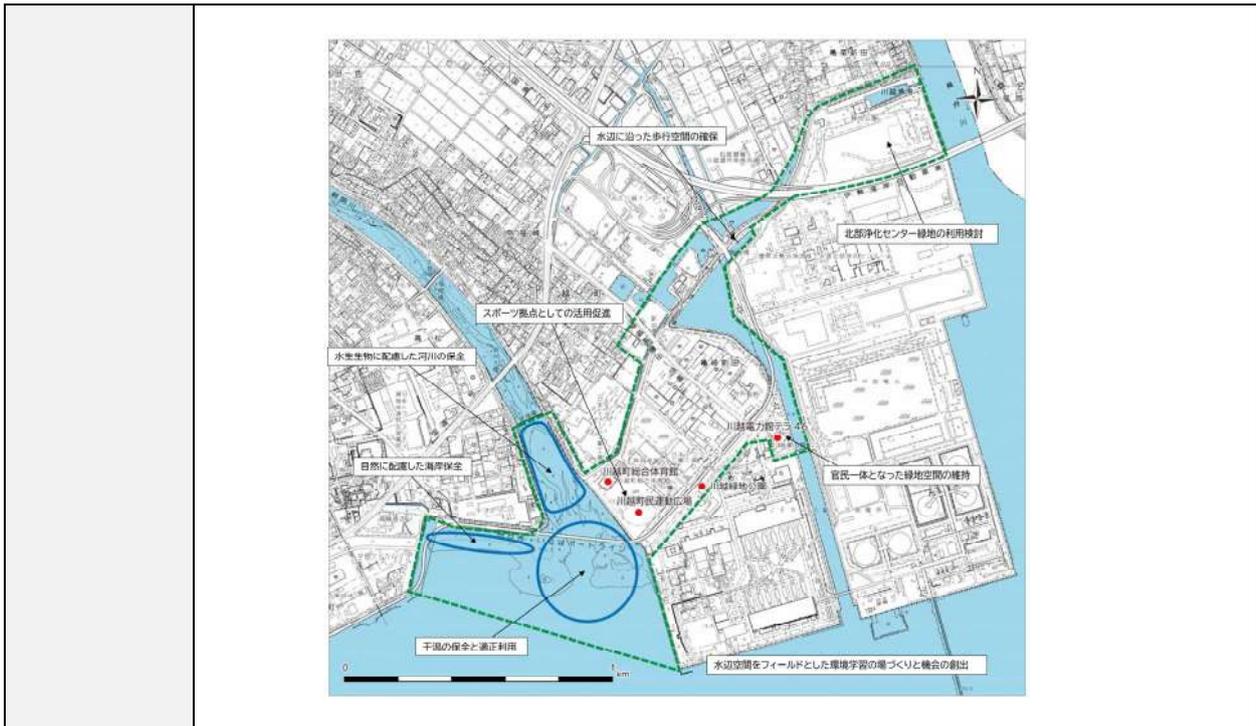
	<p>7) 道路・交通</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①幹線道路網の整備の促進（交差点の改良、歩道の整備など）</li> <li>②生活道路の整備の推進（狭あい道路の拡幅整備、都市計画道路の見直しなど）</li> <li>③道路の適正な維持修繕の推進（橋梁の計画的な架替えなど）</li> <li>④安全・安心な歩行環境の整備推進（危険性の高い交差点のカラー舗装、歩道専用舗装の整備など）</li> <li>⑤地域公共交通の推進（新たな地域公共交通システムの検討）</li> </ul> <p>8) 産業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①安定・継続的な農業の推進</li> <li>②経営基盤の安定した商工業振興の推進</li> <li>③漁港施設の効果的・効率的な管理の推進</li> <li>④新たな企業誘致の推進（未利用地の活用、空地・空家への起業者、事業者の誘致など）</li> </ul>
--	---

## <関連計画>

### （3）四日市広域緑の基本計画（令和4年3月）

計画期間	概ね10年後の令和13年度（2031年度）を目標年次とする。
全体の基本理念	地形と人が織りなす水と緑の豊かなまち
川越町の緑の保全と緑化の施策	<p>基本方針1 “つながる” 水と緑の保全と創出</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 貴重な自然環境の保全 <ul style="list-style-type: none"> <li>○四日市港港湾計画との整合にも配慮した保全・整備</li> <li>○ゴミ等の清掃活動の推進及び連携</li> <li>○海浜植生や海岸生物等の保全</li> </ul> </li> <li>② 農地の保全・活用 <ul style="list-style-type: none"> <li>○土とのふれあいの場、農業への理解を深める場として、遊休農地などを活用した農園や学校農園などに利活用</li> <li>○法人団体等による遊休農地・耕作放棄地の保全管理や相談</li> </ul> </li> <li>③ 河川などの保全・活用 <ul style="list-style-type: none"> <li>○員弁川（町屋川）・朝明川について、関係機関と連携しながら水害対策の推進や環境美化のための保全</li> <li>○水辺の魅力創出とにぎわいづくり</li> </ul> </li> <li>④ 安全で快適な歩行者ネットワークの形成 <ul style="list-style-type: none"> <li>○主要な生活道路においてカラー舗装化などによる改修を図るとともに沿道の緑化推進</li> <li>○朝明川、員弁川（町屋川）について河川に沿った道路の修景整備</li> </ul> </li> <li>⑤ ふれあい、憩える、魅力ある空間の創出 <ul style="list-style-type: none"> <li>○利用者が自然の魅力を楽しめる環境整備</li> <li>○北部浄化センターの緑化整備</li> <li>○環境学習活動の継続・推進と学習体制の充実</li> <li>○高松海岸の魅力や海岸美化、安全防災等の情報発信の推進</li> </ul> </li> </ul>

	<p>基本方針2 まちを“彩る”緑化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 身近な公園の再整備 <ul style="list-style-type: none"> <li>○公園の再整備と維持管理の充実</li> </ul> </li> <li>② 拠点となる公園緑地の整備 <ul style="list-style-type: none"> <li>○交流拠点・レクリエーション拠点となる公園のあり方検討</li> </ul> </li> <li>③ 公共施設緑化の推進 <ul style="list-style-type: none"> <li>○公共施設などの敷地内緑化の推進</li> <li>○街路樹の適正な維持管理</li> </ul> </li> <li>④ 民有地緑化の推進 <ul style="list-style-type: none"> <li>○住民や事業者の協力による身近な緑化の推進</li> </ul> </li> <li>⑤ 緑地の防災機能の充実 <ul style="list-style-type: none"> <li>○避難所における緑地としての防災機能の充実</li> <li>○地域と連携した防災訓練等の実施</li> </ul> </li> </ul> <p>基本方針3 みんなで“育てる”緑づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 緑のまちづくり活動の推進 <ul style="list-style-type: none"> <li>○地域活動団体の取組への支援</li> <li>○住民参加の緑化活動への仕組みづくり</li> </ul> </li> <li>② 公園緑地の維持管理体制の充実 <ul style="list-style-type: none"> <li>○緑化や計画段階から住民が参画できる体制づくり</li> <li>○魅力増進や維持管理を補完する住民ボランティア等の育成</li> </ul> </li> <li>③ 環境教育・啓発活動の推進 <ul style="list-style-type: none"> <li>○環境学習施設を有効活用し、子どもたちに対する環境学習の推進を図る</li> <li>○環境保全に関わる多様な情報ツールによる情報発信</li> <li>○緑の募金や種子の無料配布による緑化に対する意識の向上</li> </ul> </li> <li>④ 多様な主体と連携した魅力向上の取組 <ul style="list-style-type: none"> <li>○民間活力を活用した緑の整備及び運営管理</li> <li>○民間活力導入のための仕組みづくり</li> </ul> </li> </ul>
<p>川越町の 緑化重点 地区</p>	<p>貴重な自然海岸である高松海岸周辺と朝明川・員弁川（町屋川）河口部周辺を水辺ネットワークとした緑地の適正な保全に取り組むとともに、持続可能な魅力ある緑地空間の形成を目指し、緑化重点地区として位置づける。</p> <p>■高松海岸、朝明川・員弁川（町屋川）水辺ネットワーク</p> <p>【保全の方向性】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高松海岸周辺では、良好な水辺景観や適正な緑化保全への取り組み、多世代の人が集い、健康づくりやレクリエーションを楽しめる誰もが憩える空間の保全に努める。</li> <li>・また、北部浄化センターの緑化整備及び海岸・河川堤防の機能強化等については、引き続き県などの関係機関に働きかけるなど、防災面の整備を図る。</li> </ul>



#### (4) 川越町国土強靱化地域計画（令和3年3月）

計画期間	令和3年4月から令和13年3月末まで
基本目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>①人命の保護が最大限図られること</li> <li>②本町の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること</li> <li>③町民の財産及び公共施設に係る被害の最小化</li> <li>④迅速な復旧復興</li> </ul>
強靱化施策の推進方針（抜粋）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・危険な密集市街地の解消に向けた取組</li> <li>・住宅・建築物等の耐震化等</li> <li>・空家対策の推進</li> <li>・緊急輸送道路や代替ルート、避難路等の整備</li> <li>・物資輸送ルート（陸路・空路）の確保</li> <li>・沿道構造物の倒壊防止等</li> <li>・避難路等の保全及び整備</li> <li>・避難場所等となるオープンスペースの確保</li> <li>・狭あい道路の解消促進</li> <li>・河川・海岸堤防等の整備・耐震化及び機能保全</li> <li>・河川の整備及び堆積土砂の撤去</li> <li>・水道施設の耐震化</li> <li>・下水道施設の耐震化等</li> <li>・インフラの整備・保全</li> <li>・農地・農業用排水施設等の地域資源の適切な保全管理</li> <li>・耕作放棄地の発生防止と再生</li> </ul>

## (5) 川越町地域防災計画（令和4年3月改定）

### ①風水害等対策編

<p>水害予防対策の推進 (抜粋)</p>	<p>1) 河川施設の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県が管理する朝明川、員弁川（町屋川）については、河床掘削、雑木撤去及び高水護岸部分のコンクリート補強、堤防機能の強化を県に働きかけるとともに、町においても県と協議を行い、必要に応じて朝明川に堆積する土砂の撤去に取り組む。</li> </ul> <p>2) 海岸保全対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一部の施設では、整備後 50 年程度経過し、堤防本体の地盤沈下も見られることから、高潮などから町民の生命と財産を守るため、県に対して海岸保全施設の嵩上げや補強改修を働きかけ、整備促進に努める。</li> </ul> <p>3) 施設の維持管理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 町が管理する公共土木施設等の状況を的確に把握するとともに、施設の維持管理に努める。</li> </ul> <p>4) 大雨・台風対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 近年局地的な集中豪雨や台風等大規模な災害が想定されるため、排水機場の整備・維持管理を適切に行い、安全性の確保に努める。また、町管理の排水路等の管理・改修に努める。</li> </ul>
<p>緊急輸送の確保 (抜粋)</p>	<p>1) 緊急輸送ネットワークの確保</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 緊急輸送活動のために確保すべき道路等、防災上の拠点及び輸送拠点について、それらが発災時にも機能するよう整備を図り、緊急輸送ネットワークの確保を図るとともに、関係機関等に対する周知を図る。</li> </ul>

### ②地震・津波対策編

<p>避難対策等の推進 (抜粋)</p>	<p>1) 指定緊急避難場所の指定と町民等への周知</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 津波により浸水が予測されているため、津波避難ビルの指定等に努める。</li> <li>・ 津波避難困難地域における津波避難施設の必要性を検討し、整備に努める。</li> </ul>
<p>建築物等の防災対策の推進 (抜粋)</p>	<p>1) 建築物の耐震化等</p> <p>(1) 町の公共施設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広域的な大規模災害を想定し、建物、設備等の機能を維持し、耐久性や耐震性を確保するための総合的な防災対策の推進を図る。</li> </ul> <p>(2) 一般建築物</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 住宅耐震化を促進するため、住宅の耐震診断・耐震設計・耐震補強事業を推進する。</li> </ul> <p>(3) ブロック塀等対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ブロック塀の築造時には建築基準法等による基準が遵守されるよう建築確認申請受付窓口にて指導するとともに、ブロック塀等除却事業を推進する。</li> </ul> <p>2) 密集市街地にかかる地震防災対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地震発生時に、建物の倒壊や火災の発生により、特に大きな被害が予測される密集市街地において建物の更新を図り、避難地、公園等の防災施設をその地域特性に応じて整備に努める。</li> </ul>

<p>公共施設等の防災対策の推進 (抜粋)</p>	<p>1) 海岸の防災・減災対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・海岸保全施設については、大規模地震発生時の津波からの被害軽減を図るため、老朽化等により脆弱化した箇所への補強対策及び堤防基礎地盤の液状化対策等の耐震対策を県に要望する。また、国と県に対して海岸堤防の整備を働きかけ整備促進に努める。</li> </ul> <p>2) 河川の防災・減災対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・津波の河川遡上による被害を軽減させるため、津波浸水想定区域内の堤防について、脆弱箇所の補強及び防潮扉等の耐震対策を県に要望する。</li> </ul>
<p>輸送体制の整備</p>	<p>風水害等対策編と同じ</p>

### (6) 川越町公共施設等総合管理計画（令和3年12月改定）

<p>計画期間</p>	<p>平成29年度～令和38年度（40年間）</p>
<p>今後の方針 (抜粋)</p>	<p>①公園</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「北部公園公衆トイレ」は、今後も適切な維持管理及び改修を行い、長寿命化を図る。</li> </ul> <p>②道路</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・安全・安心な道路環境を維持するため、定期的なパトロールの実施により異常箇所を早期に発見・補修し、道路を良好な状態に保つ。</li> </ul> <p>③橋梁</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・安全・安心な橋梁を維持するため、定期的なパトロールと法定点検の実施により異常箇所を早期に発見し、補修することで、橋梁を良好な状態に保つ。</li> <li>・「川越町橋梁長寿命化修繕計画」に基づく効率的な補修を行うことにより、適切な維持管理に努める。</li> </ul> <p>④上水道施設（管路）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・口径150mm以上の管路を重要管路と位置づけ、順次、耐震管へ更新する。</li> <li>・今後は徐々に老朽化する管路が増加していくとみられ、計画的に管路の更新を行い、適正な維持管理に努める。</li> </ul> <p>⑤下水道施設（管路）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・流域関連川越町公共下水道事業計画及びストックマネジメント計画に基づき、管路の維持管理及びモニタリングを強化することにより、長寿命化を図る。</li> </ul> <p>⑥漁港</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・漁業協同組合の解散後、現在係留停泊している船舶所有者の高齢化が進み、停泊する船が減少していくことが予想される。今後の川越漁港の施設のあり方及び利用について検討していく。</li> </ul>

## 2 - 2 . 社会的条件

### (1) 人口・世帯数

#### 1) 川越町の人口・世帯数

国勢調査による川越町の人口は、平成7年（1995年）から一貫して増加傾向を示しています。人口・世帯数は、令和3年（2021年）10月現在で、人口15,310人・世帯数6,795世帯となっており、平成7年（1995年）からみると人口は約1.4倍となっています。世帯人員においては、人口とは逆に一貫して減少傾向を示しており、核家族化、小世帯化が進んでいると考えられます。

人口の分布状況をみると、南西部の川越富洲原駅周辺で人口が多くなっており、人口増減の状況は、南西部の川越富洲原駅周辺のほか、北東部でも増加しています。

表 人口及び世帯数の推移（川越町）

	人口(人)	世帯数(世帯)	世帯当たり人員 (人/世帯)
平成7年	10,863	3,638	2.99
平成12年	11,782	4,131	2.85
平成17年	13,048	4,822	2.71
平成22年	14,003	5,601	2.50
平成27年	14,752	6,023	2.45
令和2年	15,123	6,602	2.29
令和3年	15,310	6,795	2.25

資料：国勢調査、令和3年は推計値（月別人口調査結果）

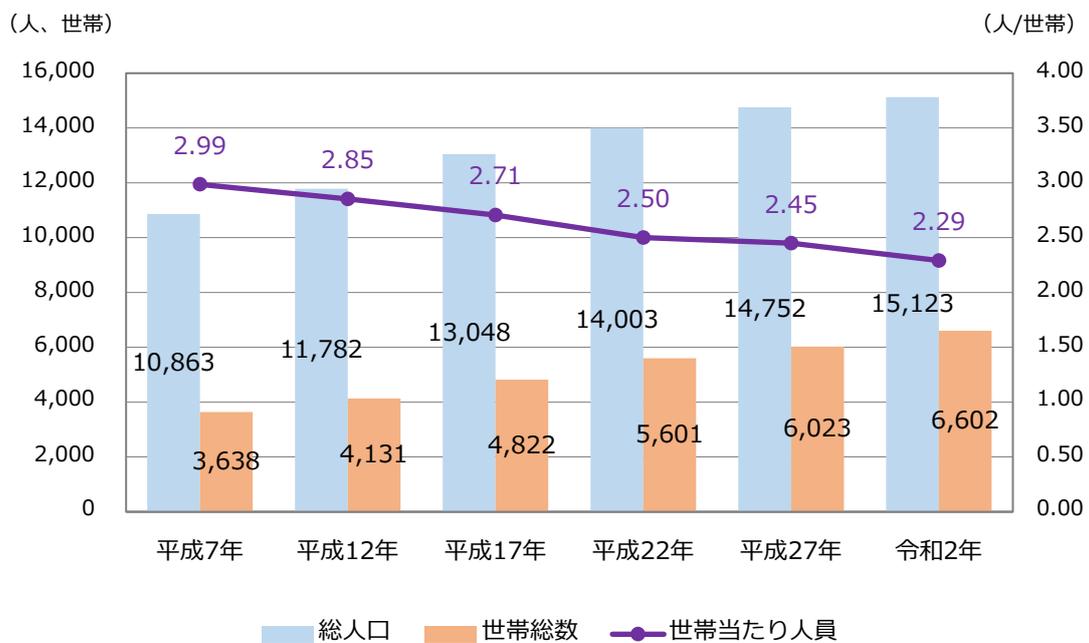


図 人口及び世帯数の推移（川越町）

資料：国勢調査

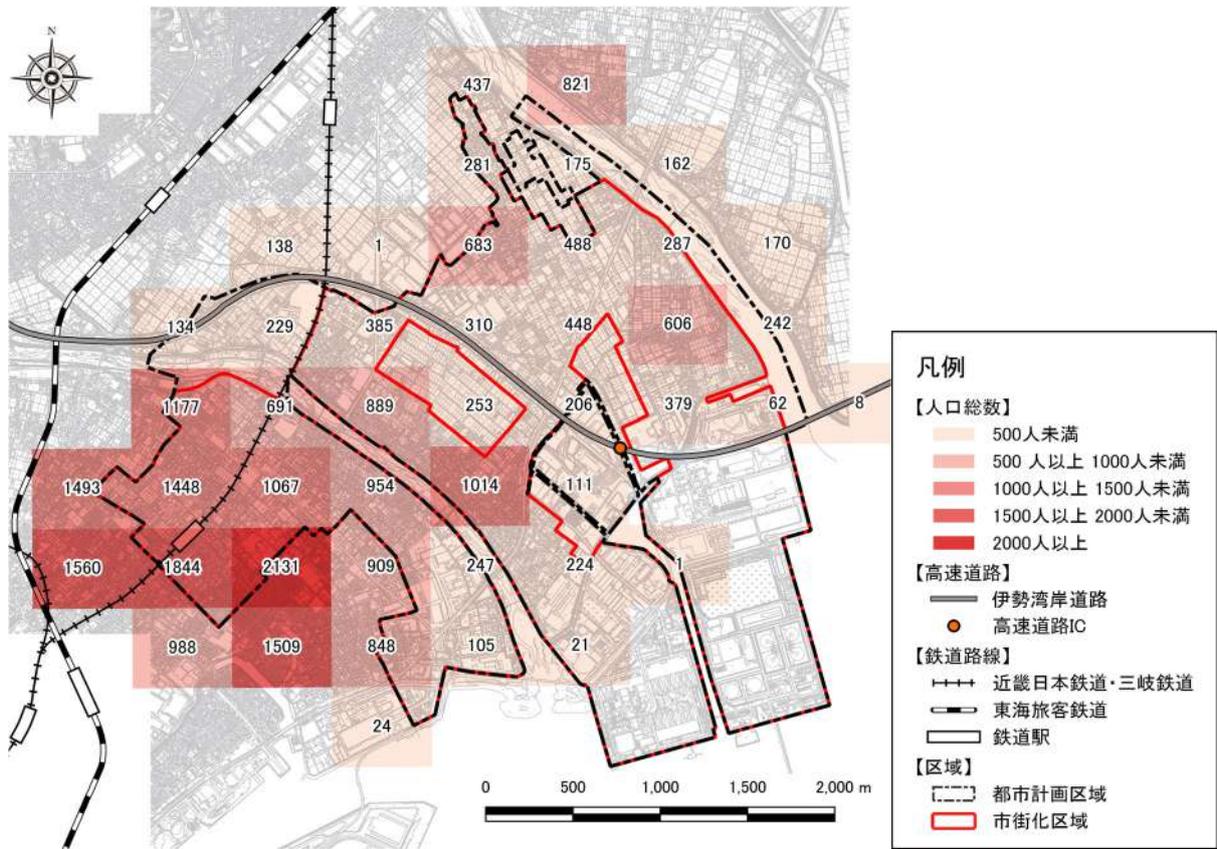


図 500mメッシュ別人口（平成27年（2015年））

資料：国土数値情報

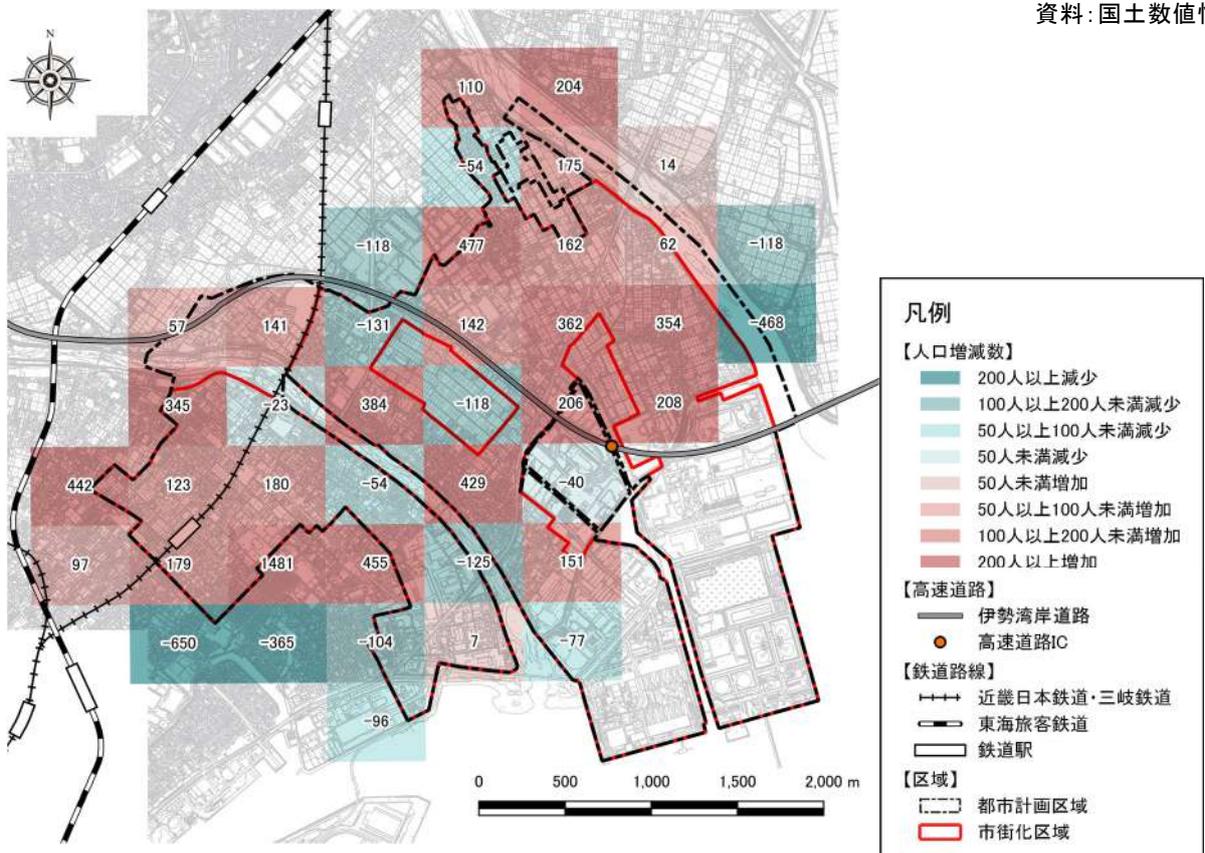


図 500mメッシュ別人口増数（平成7年（1995年）～平成27年（2015年））

資料：国土数値情報

## 2) 将来人口推計

国立社会保障人口問題研究所による「日本の将来推計人口」における川越町の人口の将来推計は、今後も増加傾向にあり、計画の目標年次である令和12年（2030年）には16,354人まで上昇し、令和22年（2040年）にピークを迎えることが見込まれています。

四日市都市計画区域内の各市町と比較すると、川越町は朝日町に次いで将来人口が増加すると想定されています。

表 人口推移と将来推計人口（川越町、四日市市、菰野町、朝日町）

	H7	H12	H17	H22	H27	R2	R7	R12	R17	R22	R27
	実績値(国勢調査)					推計値					
川越町	10,863	11,782	13,048	14,003	14,752	15,123	16,017	16,354	16,547	16,624	16,588
四日市市	296,623	302,102	303,845	307,766	311,031	305,424	308,479	303,910	297,914	290,933	283,410
菰野町	35,117	37,972	38,986	39,978	40,210	40,559	39,879	39,402	38,810	38,073	37,208
朝日町	6,900	6,716	7,114	9,626	10,560	11,021	11,812	12,167	12,477	12,783	13,039

資料：実績値は国勢調査、推計値は社会保障・人口問題研究所（平成30（2018）年推計）

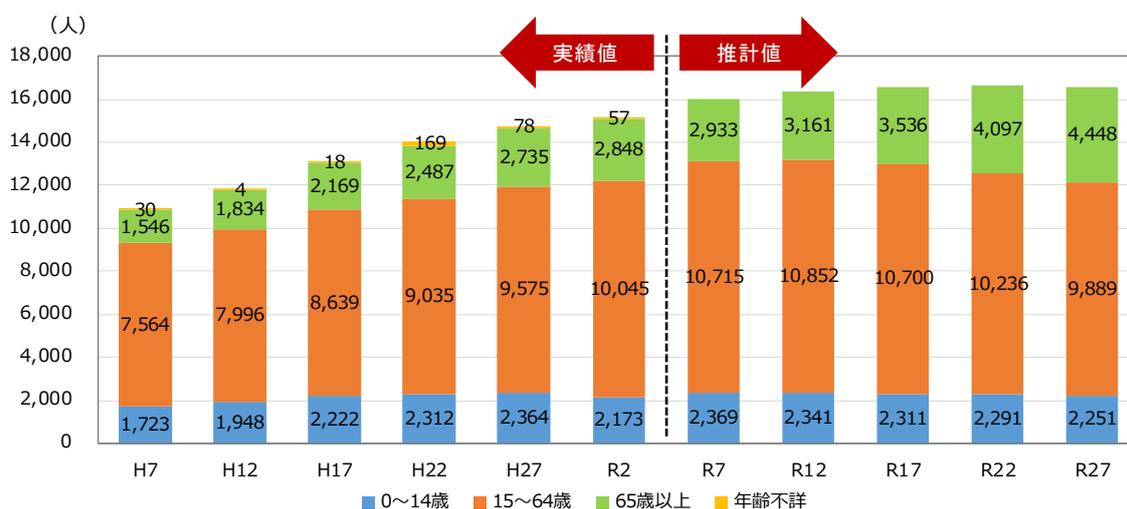


図 人口推移と将来推計人口（川越町）

資料：実績値は国勢調査、推計値は社会保障・人口問題研究所（平成30（2018）年推計）

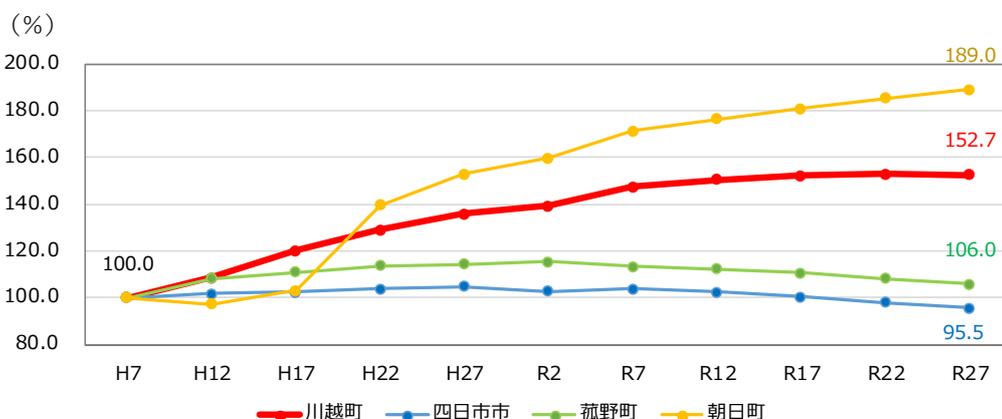


図 人口と人口増減率の推移（川越町、四日市市、菰野町、朝日町）

※人口増減率は、平成7年を100としたときの増減率

資料：H7～R2は国勢調査、R7～R27は社会保障・人口問題研究所（平成30（2018）年推計）

### 3) 年齢3区分別人口

川越町の年少人口（15歳未満）割合は、平成17年（2005年）まで増加傾向を示していましたが、平成22年（2010年）に減少に転じています。老年人口（65歳以上）割合は年々増加しており、平成22年（2010年）からは年少人口を上回り、高齢化が進んでいることが伺えます。

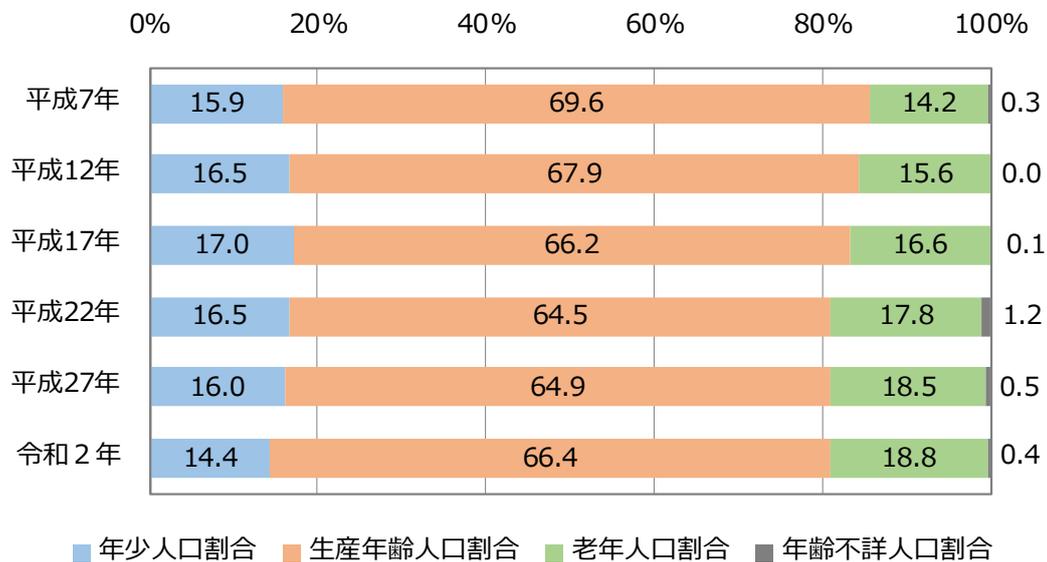


図 年齢3区分別人口割合の推移（川越町）

資料：国勢調査

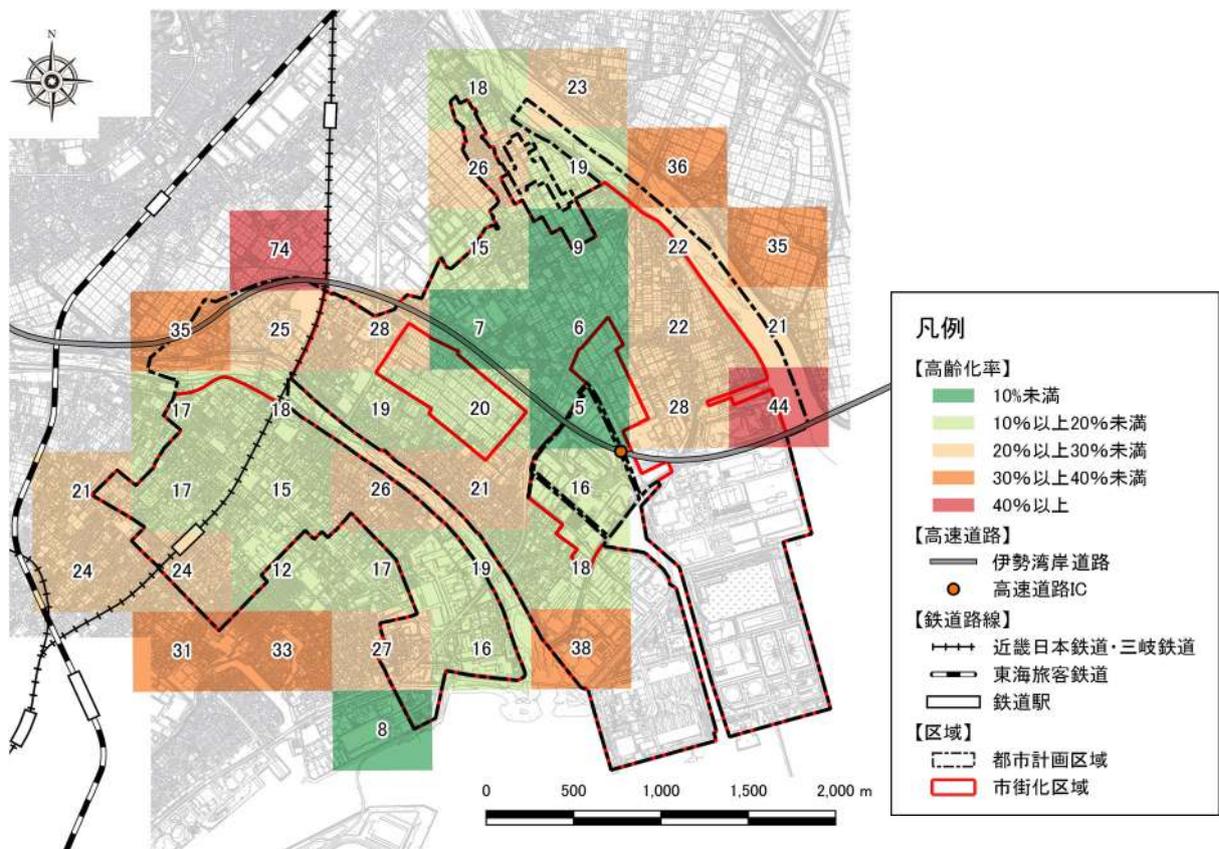


図 500mメッシュ別高齢化率（平成27年（2015年））

資料：国土数値情報

## (2) 人口動態

人口動態は、死亡が平成 17 年（2005 年）以降、微増傾向を示しています。出生は平成 17 年（2005 年）以降横ばいで推移しています。社会動態では、転入、転出とも 1,000 人程度で推移しています。

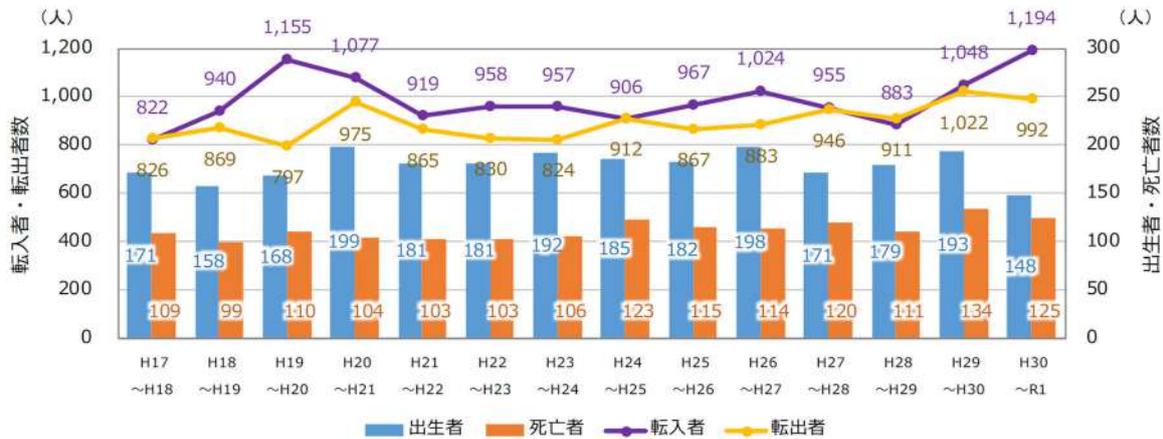


図 人口動態（社会増減、自然増減）の推移（川越町）

資料: みえ DataBox

## (3) 昼夜間人口

川越町の昼夜間人口は、平成 22 年（2010 年）まで昼間人口の方が多かったですが、平成 27 年（2015 年）に昼間人口が減少し、昼夜間人口比率が 1 未満となりました。

四日市都市計画区域内の各市町の昼夜間人口比率を比較すると、令和 2 年（2020 年）で、昼夜間人口比率が 1 以上は四日市市のみです。

※昼夜間人口比率：昼間人口／夜間人口。比率が 1 以下の場合、他市町へ通勤・通学する人が多いことを示しています。

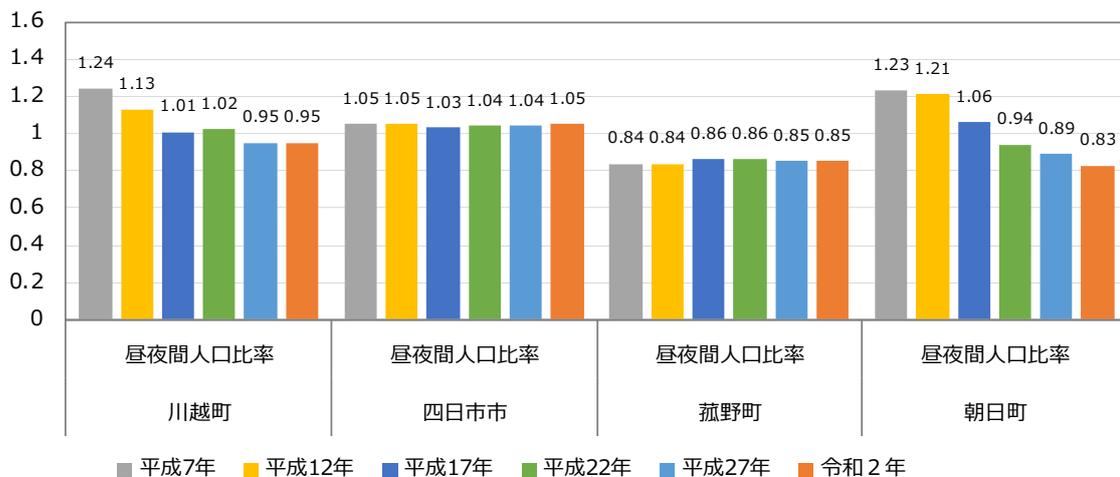


図 昼夜間人口の推移（川越町、四日市市、菰野町、朝日町）

資料:国勢調査

#### (4) 流入・流出口口

川越町への流入・流出口口は、流入・流出ともに四日市市が第1位となっています。

その他の流入先としては、桑名市が第2位、朝日町が第3位となっています。また、流出先としては、桑名市が第2位、名古屋市が第3位となっています。

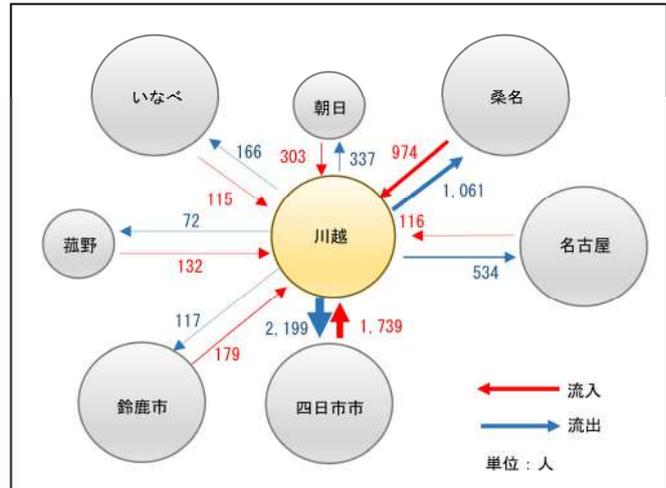


図 人口動態（通勤） 就業者の流出先、流入先（各上位5市町）（川越町）（令和2年（2020年））

資料:国勢調査

#### (5) 人口集中地区（DID地区）

川越町の人口集中地区（DID地区）の人口密度は、令和2年（2020年）現在 36.34人/ha となっています。

本町では、四日市市に隣接する町域の南西側で人口集中地区が生じ、令和2年（2020年）時点で、拡大しています。

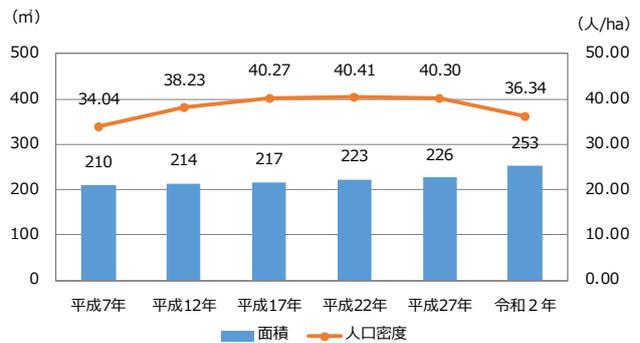


図 人口集中地区（DID）面積及び人口密度の推移（川越町）

資料:国勢調査

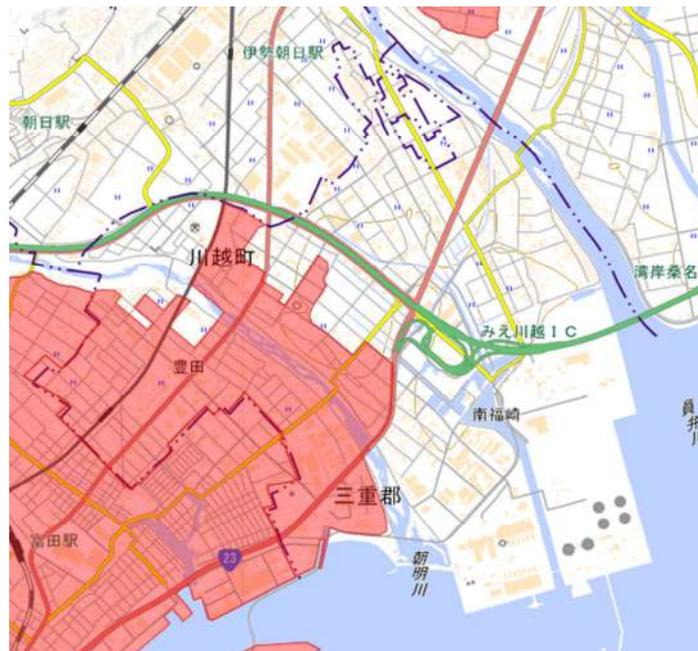


図 川越町 人口集中地区（DID）（令和2年（2020年））

資料:地理院地図(令和2年国勢調査)

## (6) 産業別就業者数

川越町の就業者数は増加傾向にあり、令和2年（2020年）における就業者数割合は、第1次産業が0.7%、第2次産業が35.1%、第3次産業が54.6%となっており、第3次産業の占める割合が高くなっています。

表 産業別就業者数の推移(川越町)

	第1次産業	第2次産業	第3次産業	分類不能	就業者
平成7年	141	2,731	3,076	14	5,962
平成12年	114	2,546	3,427	3	6,090
平成17年	106	2,549	3,948	18	6,621
平成22年	72	2,572	4,146	243	7,033
平成27年	59	2,762	4,687	101	7,609
令和2年	60	2,896	4,497	789	8,242

資料：国勢調査

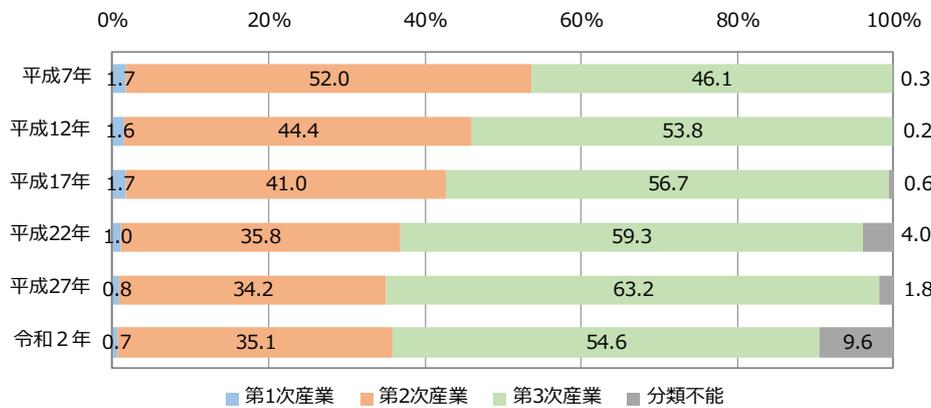


図 産業3部門別従業者割合の推移（川越町）

資料：国勢調査

## (7) 農業状況

川越町の農家総数は平成7年以降減少を続け、農業就業人口においても、平成7年から令和2年で約85%減少しており、今後も減少を続けることが予想されます。また、耕地面積においても、農業就業人口同様に減少していることから、川越町における農業基盤の衰退が懸念されます。

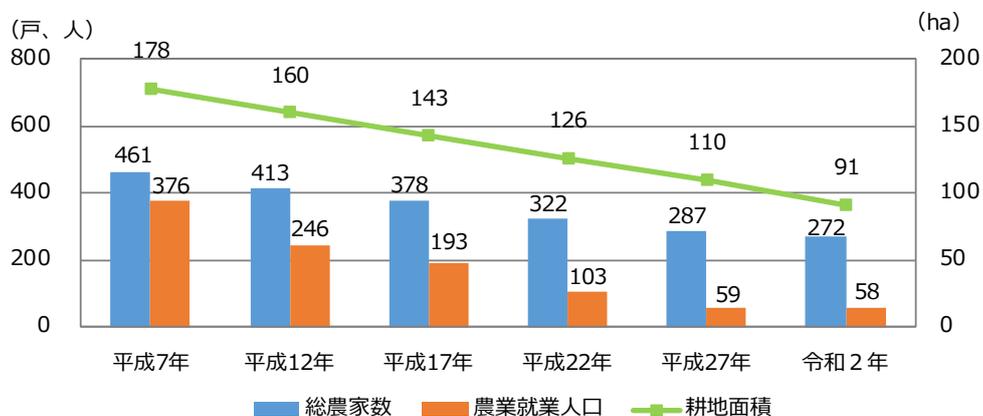


図 農家数、農業就業者数、耕地面積の推移（川越町）

資料：農林水産省「農業センサス」、東海農政局統計部「東海農林水産統計年報」、農林水産省「面積調査」、県統計課「県勢要覧」

## (8) 工業状況

川越町内の事業所は、平成10年から減少傾向にあり、近年では横ばいとなっています。従業者数においても、多少の増減はあるものの、平成10年から減少傾向にあり、近年では概ね横ばい傾向にあります。製造品出荷額は、平成14年以降増加傾向にありましたが、平成21年に大きく減少しました。その後、平成24年以降は増加傾向にあります。

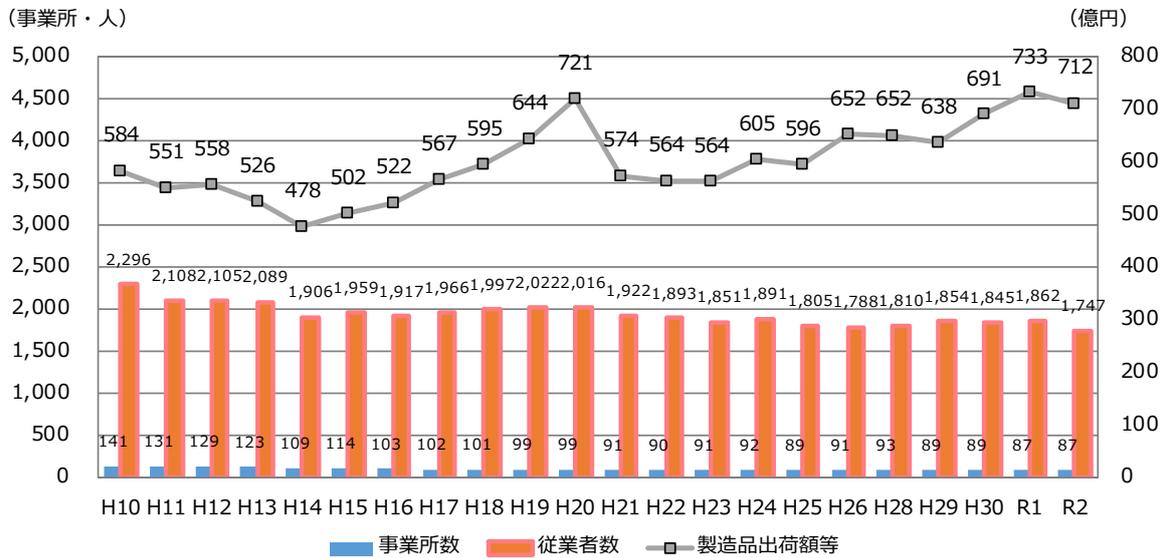


図 事業所数、従業者数、工業出荷額の推移（従業者4人以上）（川越町）

資料：経済産業省「工業統計調査（H27は未実施）」、総務省「経済センサス-活動調査」

## (9) 商業状況

卸・小売業の事業所数は、平成11年（1998年）から減少、横ばい傾向にあり、令和3年（2021年）現在の速報値では127事業所となっています。卸・小売業の従業者数は平成14年に大きく減少し、その後は増加に転じ、令和3年（2021年）現在1,283人となっています。

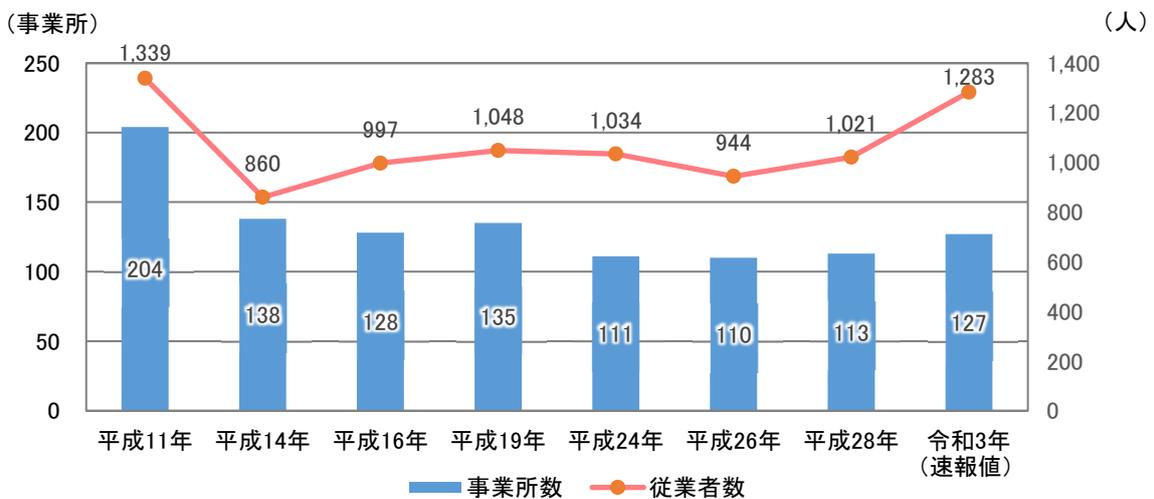


図 店舗数、従業者数の推移（川越町）

資料：経済産業省「商業統計表」、県統計課「三重の商業」、総務省「経済センサス-活動調査（卸売業・小売業）」

## 2 - 3. 土地利用

### (1) 土地利用現況

川越町の土地利用をみると、その他が最も多く 44.6%、次いで農地が 16.5%、工業系が 16.2% となっています。宅地面積と非宅地面積を比べると、非宅地面積が 62.7%と多くなっています。これは、広大な敷地を有する J E R A川越火力発電所、中部電力太陽光発電用地、三重県北勢流域下水道北部浄化センターが非宅地面積に含まれているためです。

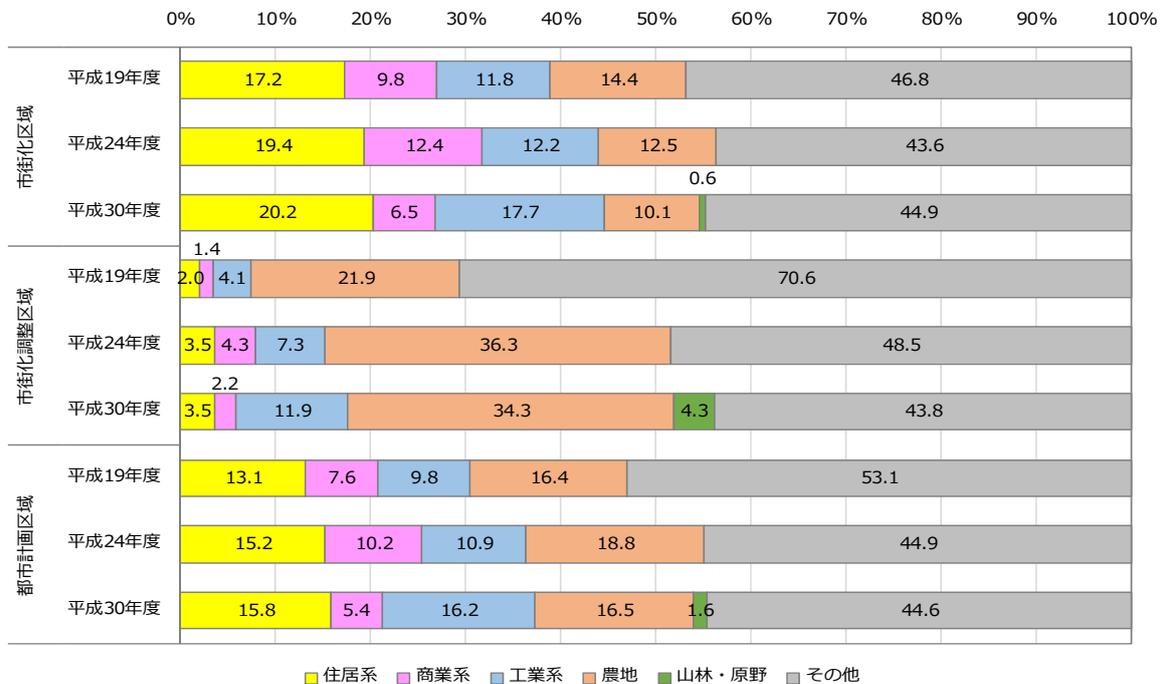
市街化区域の土地利用別面積をみると、その他（287.10ha）に次いで住居系が 129.48ha、工業系が 113.47ha となっています。市街化調整区域においては、その他（102.07ha）に次いで農地が 79.79ha、工業系が 27.68ha となっています。

飲食・物販系の商業地は国道 1 号及び 23 号沿いに集積しているほか、伊勢湾岸道路北側にも集積しています。工業地は町南部の工業地域にまとまってあるほか、町全域で集積や点在がみられます。川越富洲原駅北側と町北東部の市街化区域内には、まとまった農地が多くみられます。

表 土地利用状況の推移

		宅地面積(ha)				非宅地面積(ha)				合計(ha)
		住居系	商業系	工業系	小計	農地	山林・原野	その他	小計	
市街化区域	平成 19 年度	109.88	62.85	75.55	248.28	92.27	0.00	299.55	391.82	640.10
	平成 24 年度	123.86	79.21	77.95	281.02	79.74	0.00	279.34	359.08	640.10
	平成 30 年度	129.48	41.81	113.47	284.76	64.50	3.74	287.10	355.34	640.10
市街化調整区域	平成 19 年度	4.64	3.16	9.40	17.20	50.64	0.00	163.06	213.70	230.90
	平成 24 年度	8.14	10.01	16.96	35.11	83.77	0.00	112.02	195.79	230.90
	平成 30 年度	8.20	5.17	27.68	41.05	79.79	9.99	102.07	191.85	232.90
都市計画区域	平成 19 年度	114.52	66.01	84.95	265.48	142.91	0.00	462.61	605.52	871.00
	平成 24 年度	132.00	89.22	94.91	316.13	163.51	0.00	391.36	554.87	871.00
	平成 30 年度	137.68	46.98	141.15	325.81	144.29	13.73	389.17	547.19	873.00

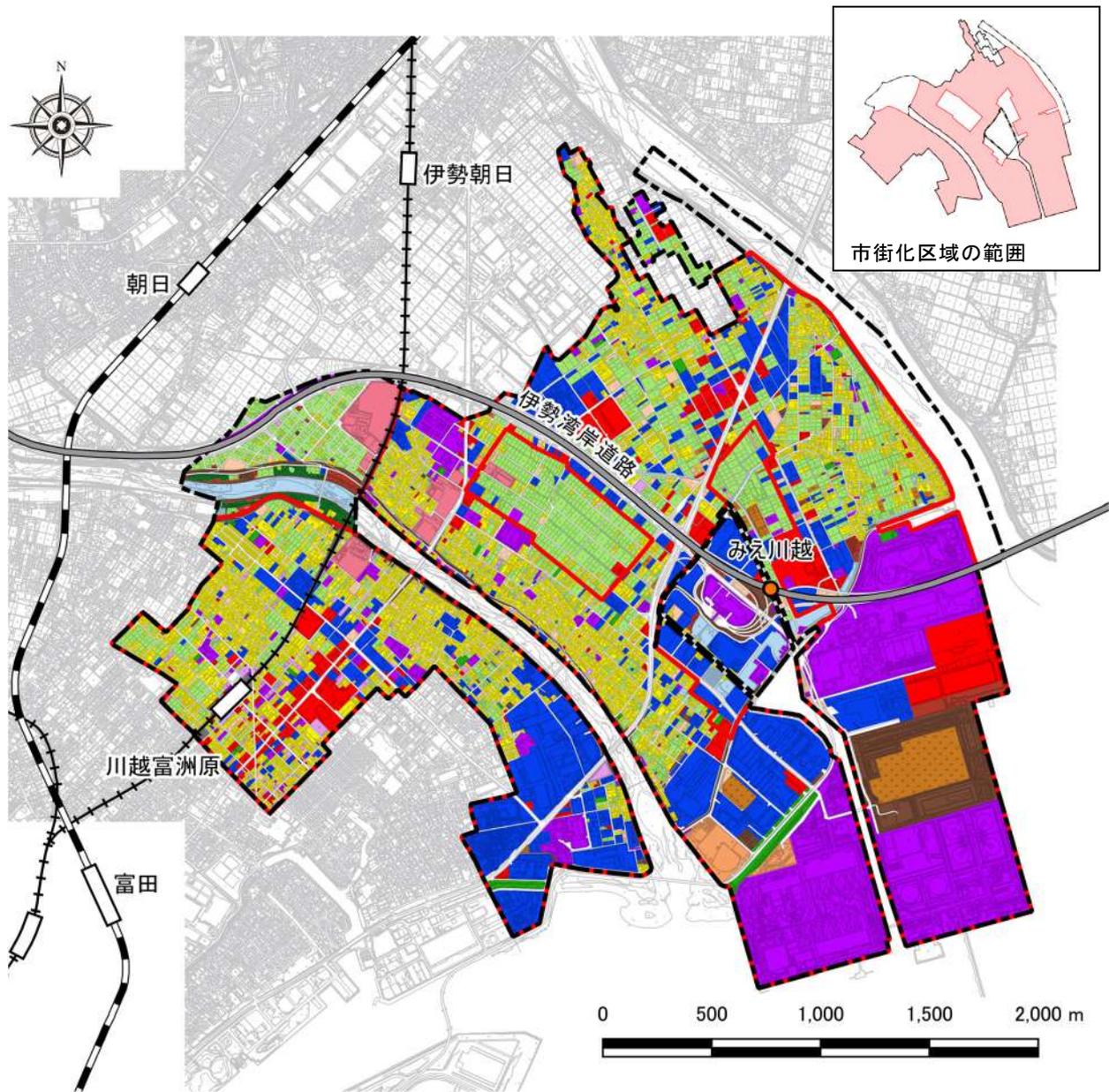
資料: 都市計画基礎調査



※その他（J E R A川越火力発電所、中部電力太陽光発電用地、三重県北勢流域下水道北部浄化センター等）

図 区域区別の土地利用割合の推移

資料: 都市計画基礎調査



土地利用区分					
	農地		公共公益施設用地		農林漁業施設用地、建築不可能な空地
	山林		教育施設用地		現況宅地で未利用地、改変中の土地
	原野		レクリエーション施設用地		平面駐車場、建物跡地等
	水面		港湾施設等用地		太陽光発電用地
	住居系		公園緑地		都市計画区域
	商業系		道路		市街化区域
	工業系		鉄道		

図 川越町土地利用現況図（平成 30 年（2018 年））

資料：平成 30 年度都市計画基礎調査

## (2) 建物利用（市街化区域）

川越町の建物利用現況（用途別）をみると、住居系用途が最も多く6,343棟（約71%）、次いで工業系用途が1,709棟（約19%）となっています。

また、建築面積でみると、総建築面積1,215,431㎡で、このうち最も多いのは工業系用途の528,527㎡（約44%）、次いで住居系用途の500,236㎡（約41%）となっています。

また、延床面積でみると、総建築面積1,740,076㎡で、このうち最も多いのは住居系用途の781,821㎡（約45%）、次いで工業系用途の667,346㎡（約38%）となっています。

表 建物利用状況（用途別）（川越町）（平成29年（2017年））

		住居系用途	商業系用途	工業系用途	公共系用途	その他用途	合計
棟数	(棟)	6,343	488	1,709	271	88	8,899
	(%)	71.3%	5.5%	19.2%	3.0%	1.0%	100.0%
建築面積	(㎡)	500,236	98,508	528,527	54,228	33,932	1,215,431
	(%)	41.2%	8.1%	43.5%	4.5%	2.8%	100.0%
延床面積	(㎡)	781,821	143,948	667,346	105,684	41,277	1,740,076
	(%)	44.9%	8.3%	38.4%	6.1%	2.4%	100.0%

資料：都市計画基礎調査

## (3) 新設住宅着工

川越町の新築住宅着工状況は、持家の着工戸数は減少傾向にあります。貸家の着工戸数は増加傾向にあります。

四日市都市計画区域内の各市町（令和元年）で比較すると、川越町は持家の割合が少なく、貸家及び分譲住宅の割合が多くなっています。

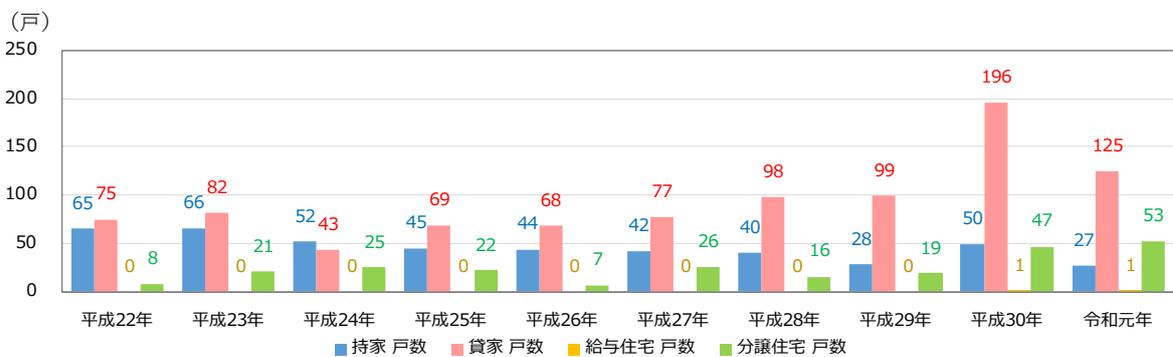


図 新設住宅着工戸数の推移（川越町）

資料：建築着工統計調査

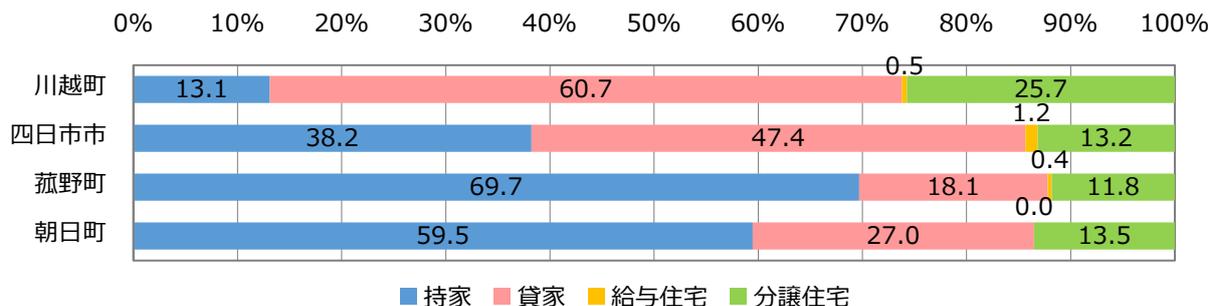


図 新設住宅着工戸数の割合（川越町、四日市市、菰野町、朝日町）（令和元年（2019年））

資料：建築着工統計調査

## 2 - 4 . 都市施設

### (1) 都市計画道路

川越町の都市計画道路は9路線あり、総延長 18,633mとなっています。

令和5年3月現在、概成済・施行済延長が 12,893mであり、整備率 69.2%となっています。

表 都市計画道路整備状況

番号	名称 街路名	計画決定			延長(m)		都市計画決定年月日
		幅員 (m)	延長 (m)	車線数	概成済	施行済	
1・2・1	伊勢湾岸道路	31.0	3,508	6	-	3,508	平成11年8月17日
3・3・4	名四国道	27.0	3,200	4	3,200	0	平成20年2月1日
3・4・14	川越中央線	20.0	1,000	4	164	298	平成27年1月20日
3・4・16	国道1号線	18.0	2,100	2	0	0	平成11年8月17日
3・4・28	高松川越海岸線	16.0	2,560	2	0	510	平成20年2月1日
3・5・33	富洲原駅天力須賀線	12.0	440	2	0	0	平成20年2月1日
3・5・37	亀崎朝日線	12.0	1,800	2	-	1,800	平成20年2月1日
3・5・71	南福崎豊田一色線	13.0	2,110	2	0	960	平成19年12月28日
3・1・90	伊勢湾岸道路(北勢バイパス)	70.0	1,915	4	-	1,915	平成11年8月17日
合計			18,633		164	8,991	

※「概成済」とは、概ね計画幅員の3分の2以上又は4車線以上整備されている都市計画道路

資料：川越町提供資料

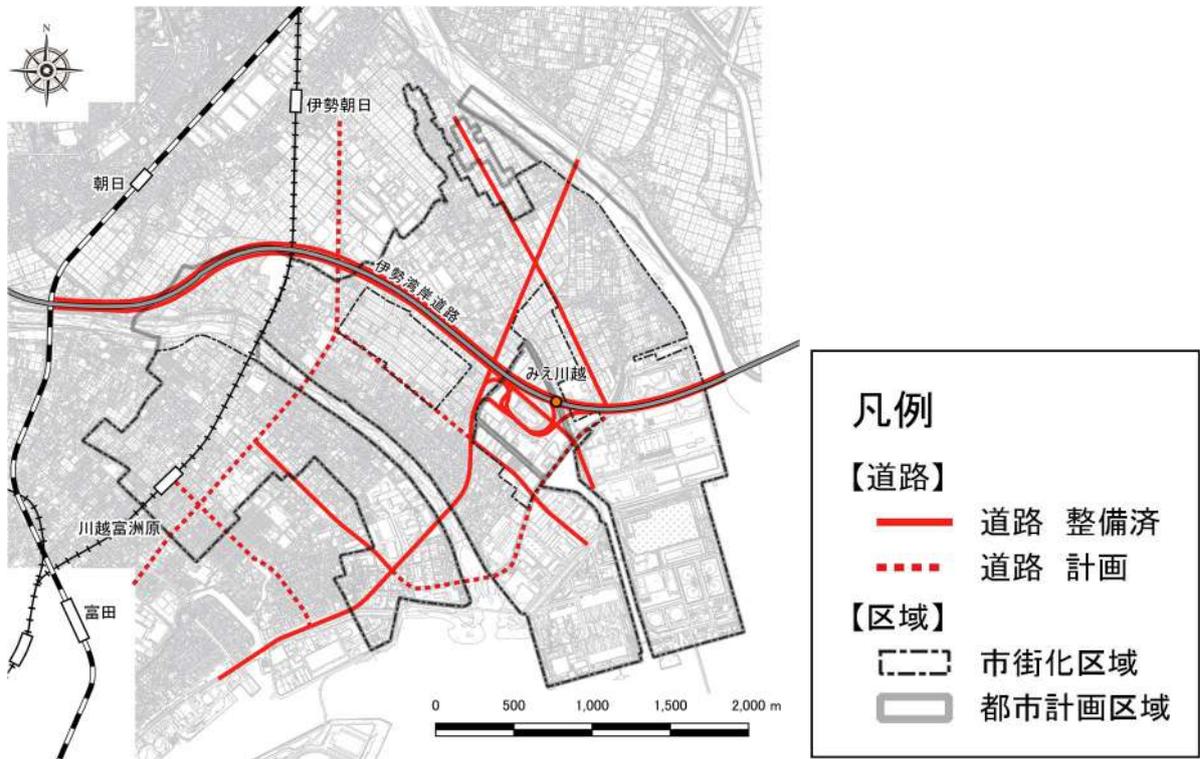


図 都市計画道路状況図

資料：都市計画基礎調査

## (2) 公共交通

### 1) 鉄道

川越町の鉄道は、近鉄名古屋駅と伊勢中川駅を結ぶ近鉄名古屋線が通っており、川越富洲原駅があります。

川越富洲原駅の1日あたり乗車人員は、平成26年度(2014年度)以降、微増で推移しています。近鉄名古屋線の川越富洲原駅近傍各駅の1日あたり乗車人員と比較すると、川越富洲原駅は、近鉄四日市駅、近鉄富田駅に次ぐ、乗車人員の多い駅となっています。

表 鉄道駅の乗車人員(1日平均、単位:人)

年度	駅名	川越富洲原	近鉄四日市	近鉄四日市 (あすなろう経由)	川原町	阿倉川	霞ヶ浦	近鉄富田	近鉄富田 (三岐経由)	伊勢朝日
平成26年度		3,325	21,260	—	718	2,227	1,825	6,416	2,845	1,953
平成27年度		3,404	23,920	—	755	2,349	1,887	6,644	2,866	2,020
平成28年度		3,490	23,831	1,287	813	2,432	2,024	6,825	2,796	2,069
平成29年度		3,539	22,971	944	832	2,438	2,043	6,979	2,717	2,097
平成30年度		3,632	23,485	751	847	2,439	2,118	7,126	2,756	2,158
令和元年度		3,615	23,563	600	847	2,464	2,142	7,079	2,643	2,196

資料:三重県統計書

### 2) バス

川越町内のバス路線は、川越町による無料のふれあいバスが2ルートあり、各ルート1日8本運行されています。

ふれあいバスの乗車人員数は、北コース、南コースともに、横ばいで推移しています。

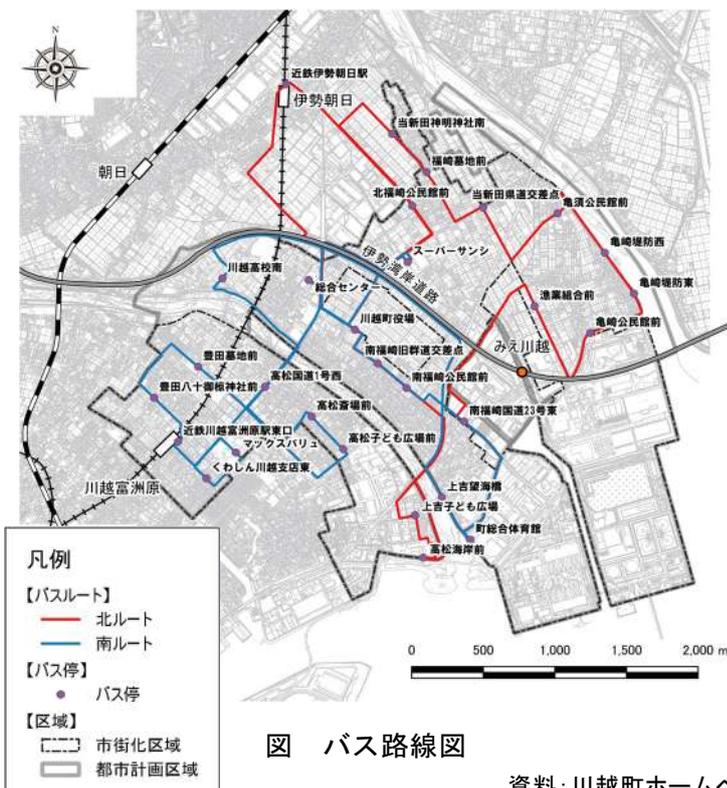


図 バス路線図

資料:川越町ホームページ

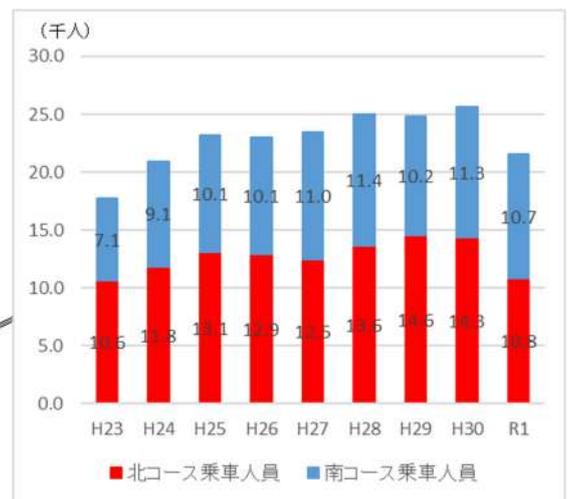


図 ふれあいバス乗車人員

資料:川越町提供資料

### (3) 公園・緑地

令和3年(2021年)3月31日現在、川越町の都市計画公園は2か所あり、0.47haが整備済みとなっています。また、都市計画公園以外のその他の公園等(子供広場、緑地公園など)として、17.22haが整備されています。

川越町における人口1人当たりの都市計画公園面積は約0.3㎡/人、その他公園等を含めると約11.7㎡/人となっています。

表 都市計画公園の整備状況

種 別	名 称		面積 (ha)	
	番 号	公園名	計 画	供 用
街区公園	2・2・301	高松児童公園	0.18	0.18
街区公園	2・2・302	川越町北部公園	0.29	0.29
合 計			0.47	0.47

資料:都市計画基礎調査

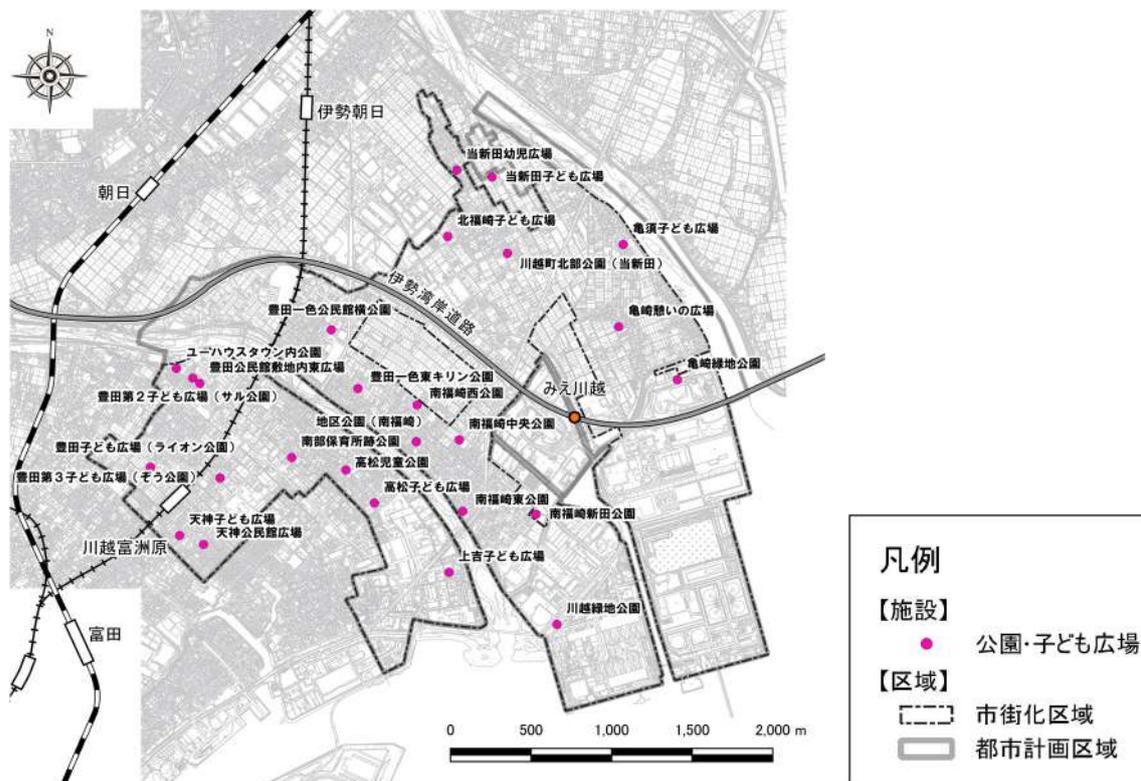


図 公園・広場の現況

資料:都市計画基礎調査

#### (4) 河川

川越町を流れる河川としては、2級河川の員弁川（町屋川）と朝明川があります。

員弁川（町屋川）、朝明川ともに、広域基幹河川改修事業がこれまで実施されてきました。今後も流下能力の向上を図るため、朝明川の河口から12.8kmまでの区間を対象として河道掘削等の河川改修が計画されています。

表 河川の整備状況

名称	区分	備考
員弁川（町屋川）	二級河川	広域基幹河川改修事業 S42～
朝明川	二級河川	広域基幹河川改修事業 S49～

資料：平成22年度都市計画基礎調査、二級河川朝明川水系河川整備計画（平成28年3月三重県）

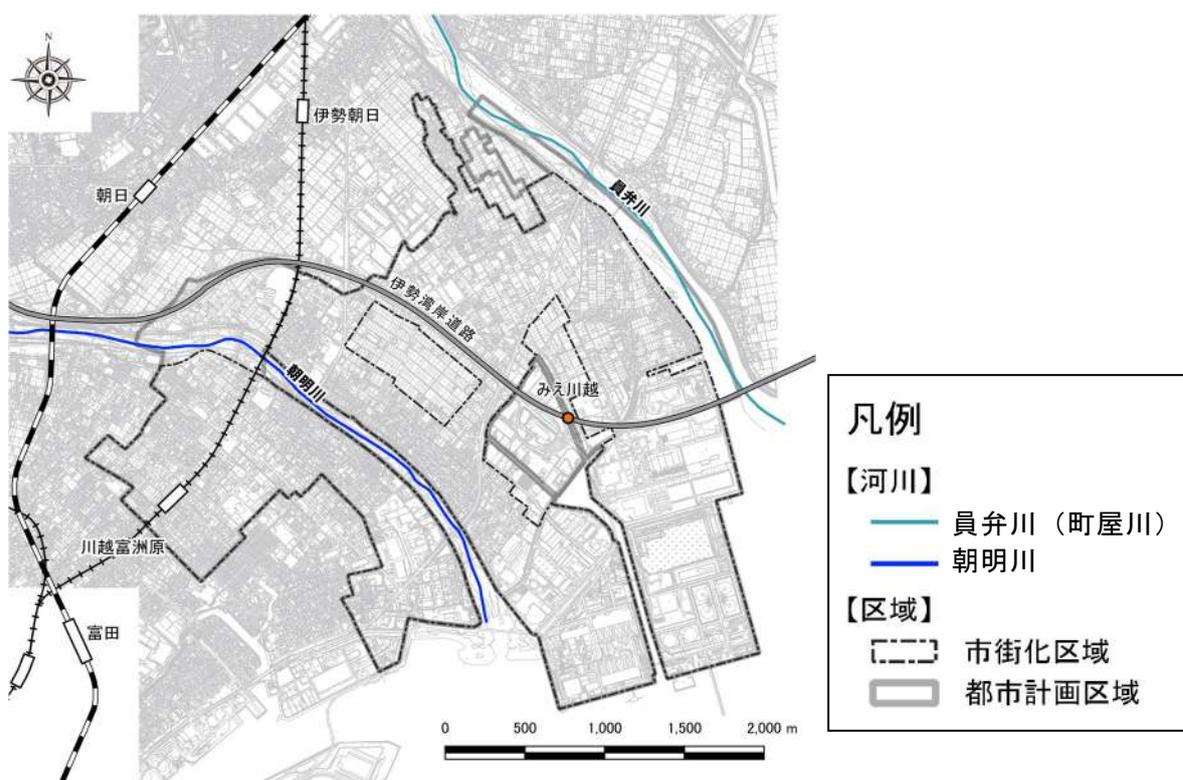


図 河川現況

## (5) 上下水道

### 1) 上水道

川越町の水道事業は、平成 11 年（1999 年）から三重県北中勢水道用水より受水し、水道普及率は 100%となっています。

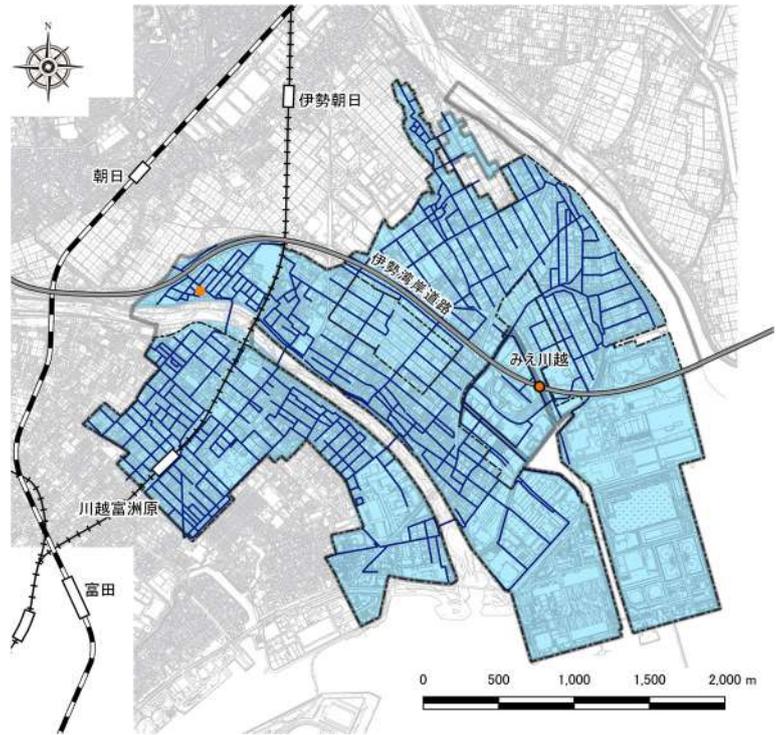


図 都市施設（上水道）状況及び排水施設の位置

資料：都市計画基礎調査

### 2) 下水道

川越町の下水道は北勢沿岸流域下水道（北部処理区）に属し、汚水、雨水の分流式による下水道整備が進められています。

汚水事業については、計画面積 553.2ha のうち、515.2ha が供用されており、整備率が 93.1%となっています。

なお、北勢沿岸流域下水道北部浄化センター（面積 376,800 m<sup>2</sup>）があります。

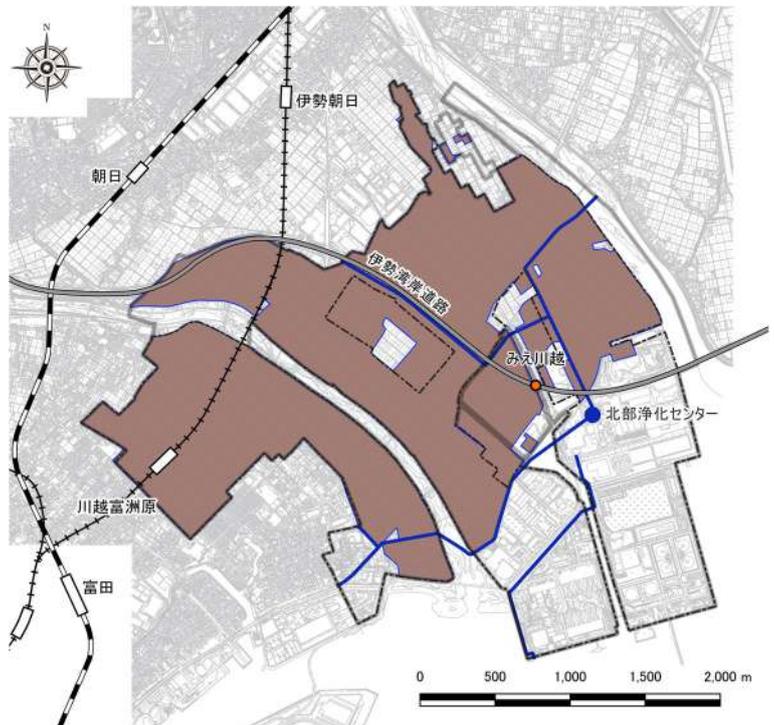


図 下水道状況

資料：都市計画基礎調査

## 2 - 5 . 法規制

### (1) 区域区分・地域地区

川越町は、四日市市、菰野町、朝日町とともに四日市都市計画区域を構成し、町全域 872.0ha が都市計画区域に指定され、市街化区域（640.1ha）と市街化調整区域（231.9ha）との区域区分が指定されています。

用途地域指定は、住居系として第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域が、商業系として近隣商業地域が、工業系として準工業地域、工業地域、工業専用地域が指定されています。このうち工業系用途は、広大な埋立地が工業地として利用されていることもあり、6割以上を占めています。

また、埋立地の約 93.1ha が臨港地区に指定され、工業港区として工場などの立地が行われています。

表 区域区分・用途地域指定状況（令和4年4月1日現在）

区域区分・用途地域	面積(ha)	割合(%)
都市計画区域(全域)	872.0	100.0
市街化区域	640.1	73.4
第二種中高層住居専用地域	23.7	—
第一種住居地域	142.0	—
第二種住居地域	39.8	—
近隣商業地域	23.3	—
準工業地域	62.0	—
工業地域	157.4	—
工業専用地域	191.9	—
市街化調整区域	231.9	26.6

資料：都市計画基礎調査、全国都道府県市区町村別面積調

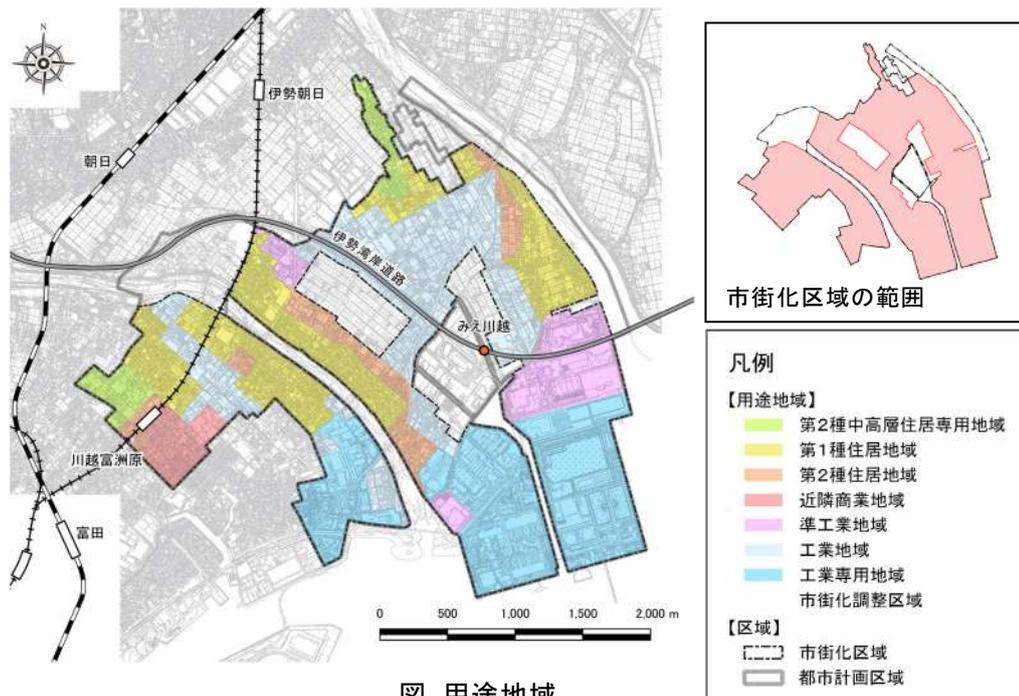


図 用途地域

資料：都市計画基礎調査

## (2) 地区計画

川越町では、みえ川越インターチェンジ北側の市街化調整区域内において、流通業務地を整備するため、「亀崎新田地区地区計画」が都市計画決定されています。

表 地区計画の指定状況

地区名	面積	決定告示	用途地域
亀崎新田地区	3.9 ha	平成 11 年 8 月 11 日	市街化調整区域

資料:三重県ホームページ

## 2-6. 都市環境

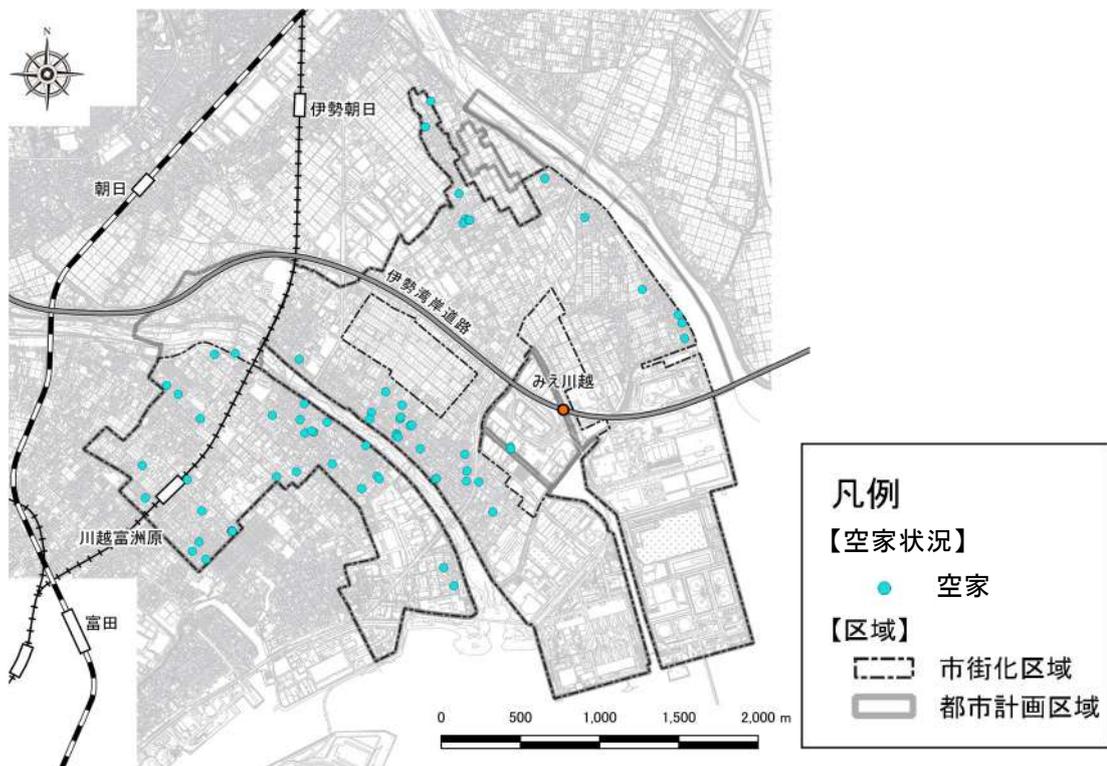
### (1) 防災

津波ハザードマップでは、理論上最大クラスの南海トラフ地震により発生する津波により、川越町のほぼ全域が浸水すると想定されています。また、員弁川（町屋川）、朝明川の洪水ハザードマップでは、想定最大規模の洪水により、川越町のほぼ全域が浸水すると想定されています。

さらに、南海トラフ地震や直下型の地震で、川越町のほぼ全域が「液状化危険度が極めて高い地域」と想定されています。

### (2) 空家

川越町では、令和4年3月31日時点で約69件の空家を確認しており、狭い道路が配置されている住宅地に多く立地しています。全国的な動向から、川越町においても、今後、空家が増加していく可能性があります。



資料:川越町提供資料

## 2-7. 住民意識調査

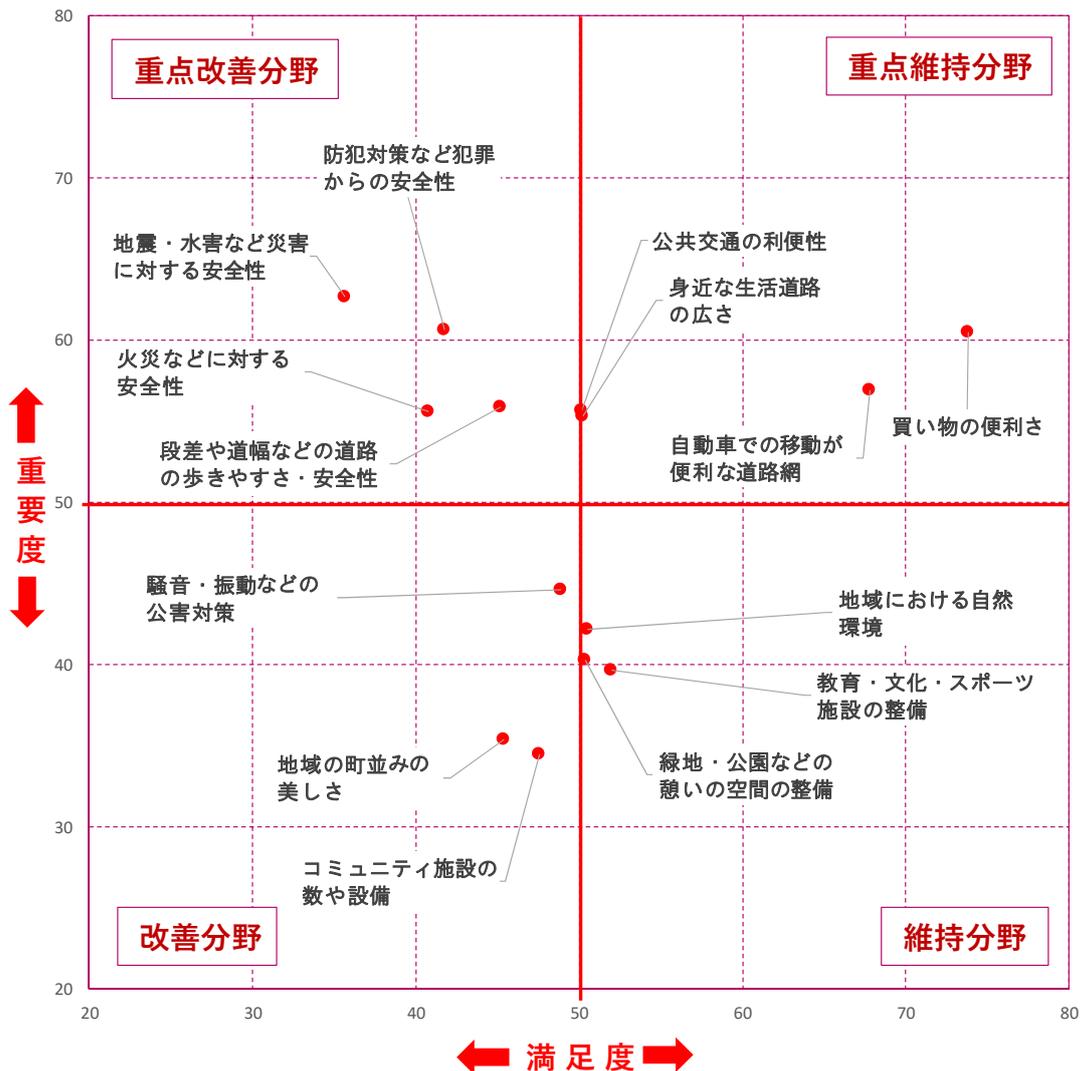
都市マスタープランの策定にあたり、住民の都市づくりに対する満足度や意向を把握するため、住民意識調査を実施しました。

表 住民意識調査の概要

調査対象	川越町在住の18歳以上の個人 1,500人 (地域ごとの人口、性別、年齢に応じて無作為抽出)
調査方法	郵送配布、郵送回収
調査期間	令和3年1月8日～令和3年1月25日
回収結果	回収数: 685部、回収率: 45.7%

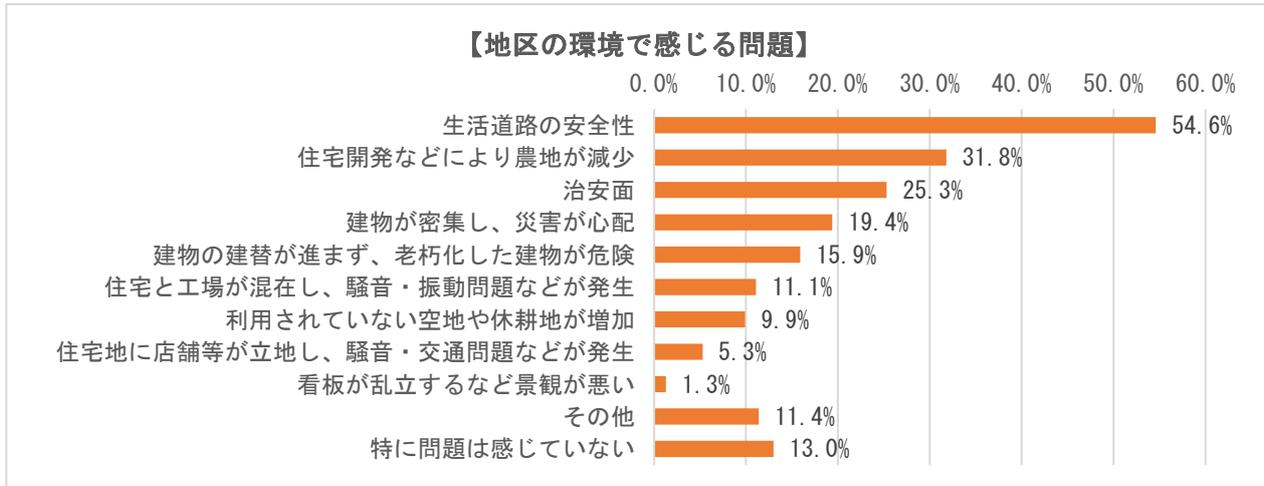
### 【生活環境の満足度・重要度】

生活環境で重要度は高いものの満足度が低いものとして、「地震・水害など災害に対する安全性」、「防犯対策など犯罪からの安全性」、「火災などに対する安全性」「段差や道幅などの道路の歩きやすさ・安全性」があげられます。



## 【地区の問題点】

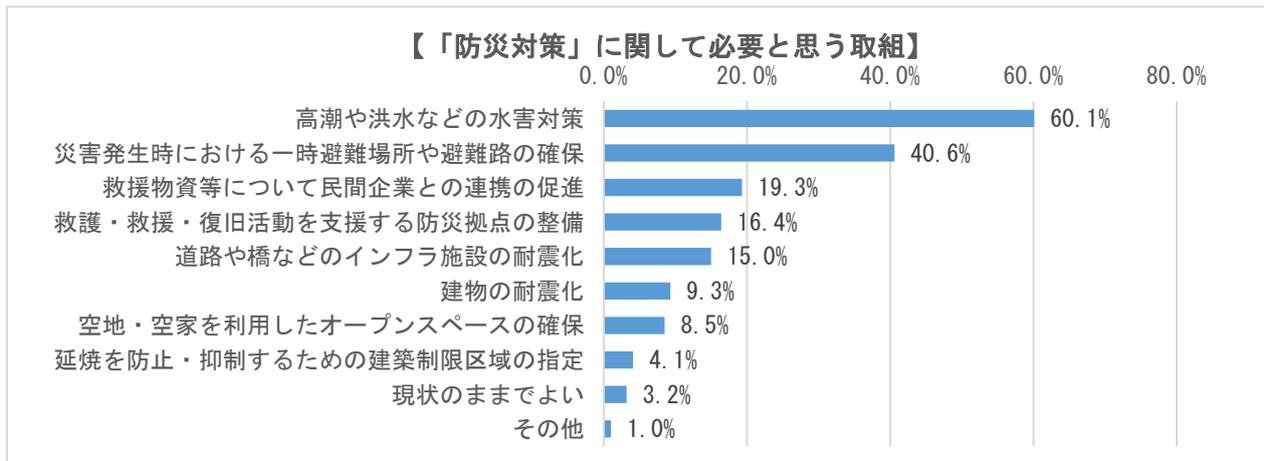
- ・地区の問題点として、半数以上の住民が「生活道路の安全性」をあげています。



## 【都市づくりの重点】

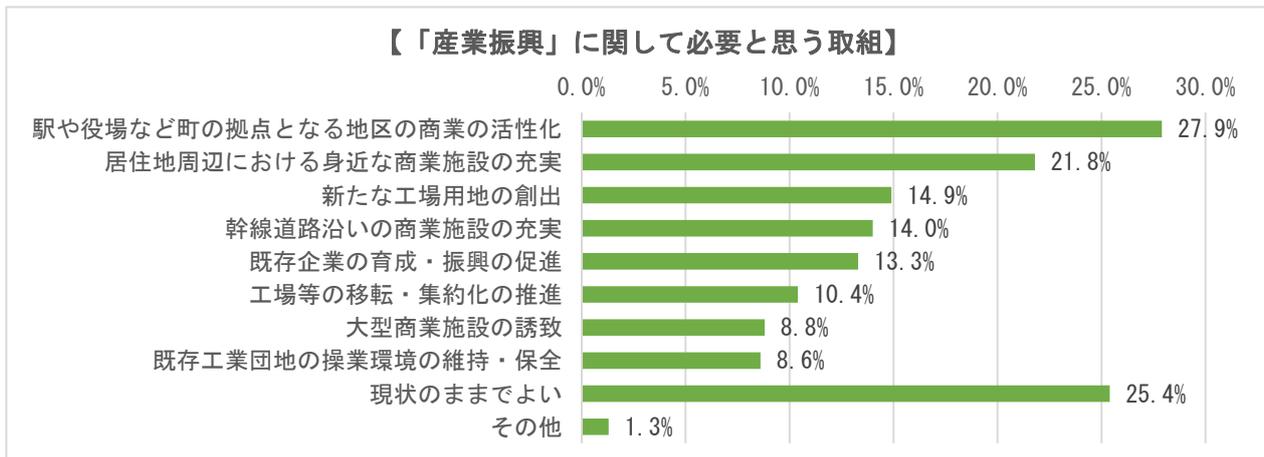
### ①「防災対策」に関して必要だと思う取組

- ・防災対策に関しては、60.1%の住民が「高潮や洪水などの水害対策」を必要な取組としてあげています。



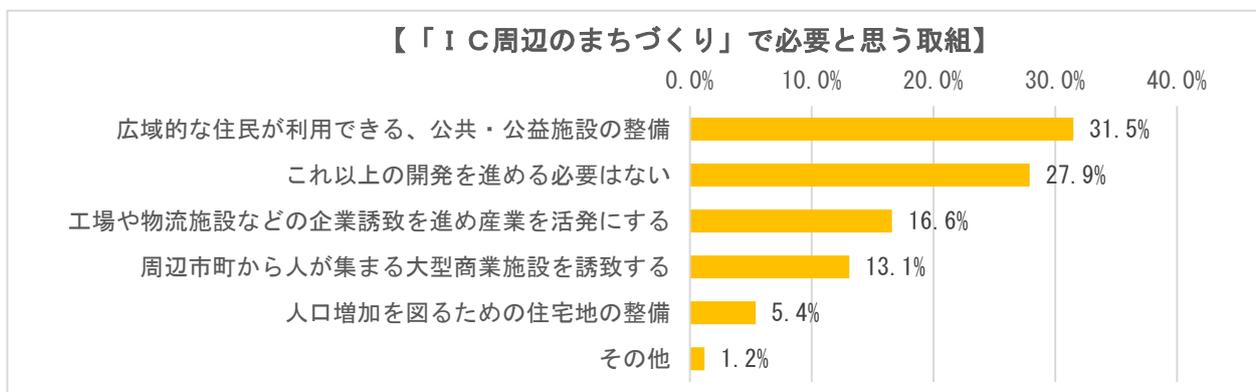
### ②「産業振興」に関して必要だと思う取組

- ・産業振興に関して、「駅や役場など町の拠点となる地区の商業の活性化」や「居住地周辺における身近な商業施設の充実」が必要な取組として上位にあげられています。



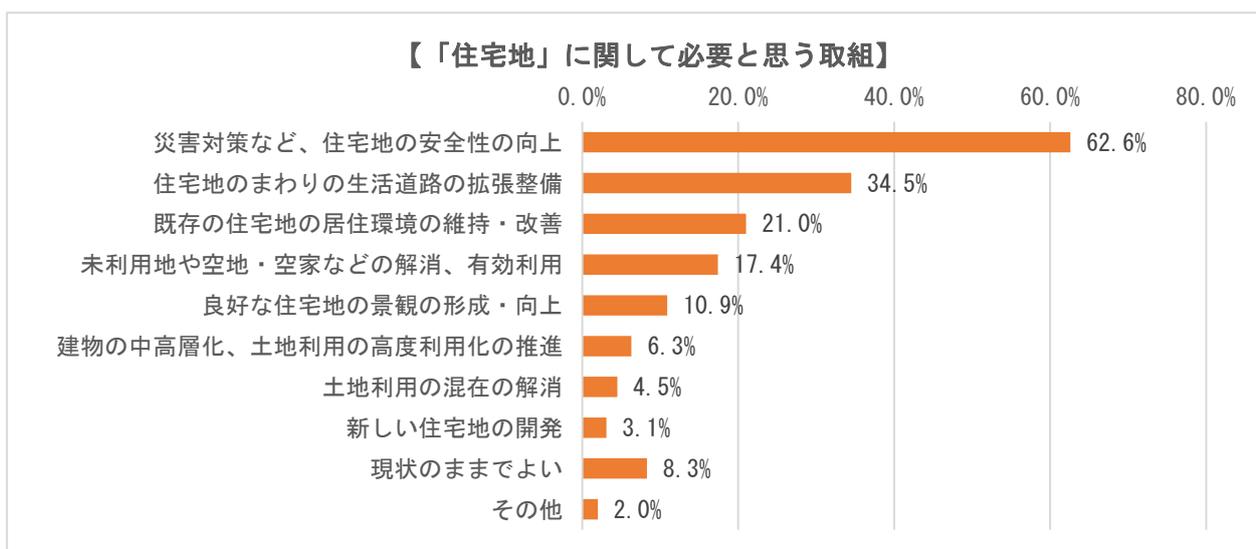
### ③ 「みえ川越インターチェンジ周辺のまちづくり」に関して必要だと思う取組

- ・みえ川越インターチェンジ周辺においては、「広域的な住民が利用できる、公共・公益施設の整備」が必要だとする回答（31.5%）が多い一方、「これ以上の開発を進める必要はない」との回答も27.9%を占めています。



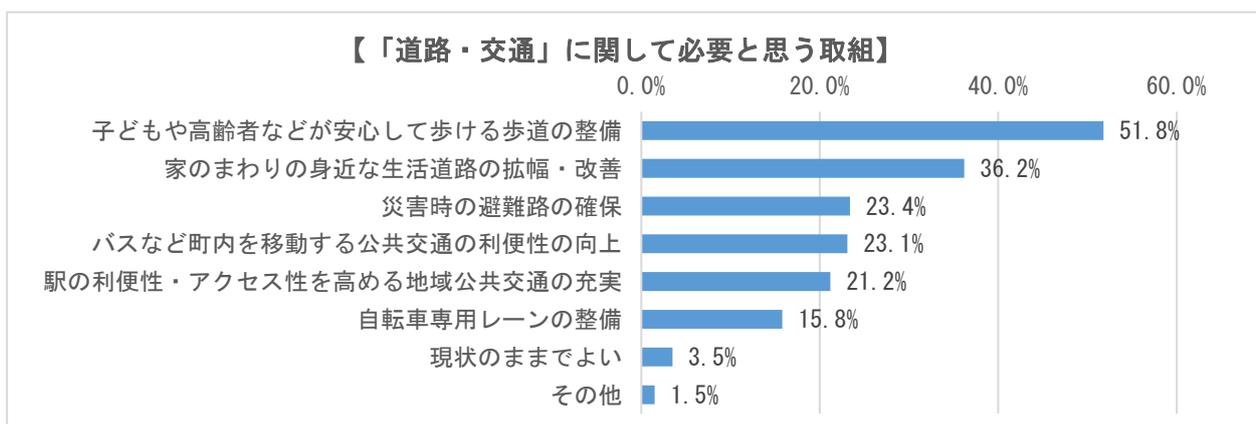
### ④ 「住宅地」に関して必要だと思う取組

- ・住宅地においては、62.6%の住民が「災害対策など、住宅地の安全性の向上」を必要な取組としてあげています。



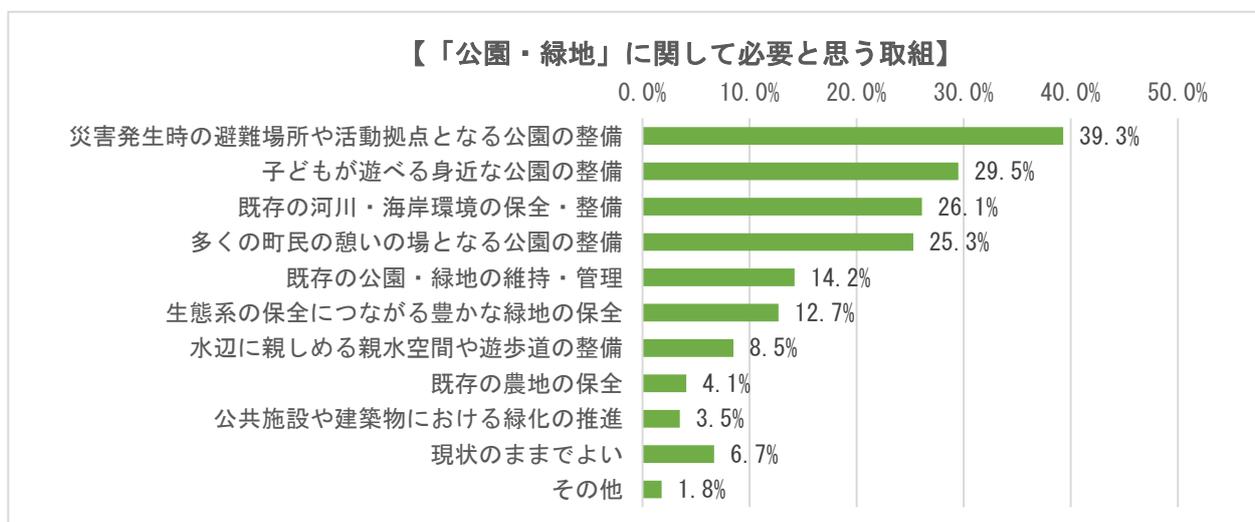
### ⑤ 「道路・交通」に関して必要だと思う取組

- ・道路・交通に関しては、51.8%の住民が「子どもや高齢者などが安心して歩ける歩道の整備」を必要な取組としてあげています。



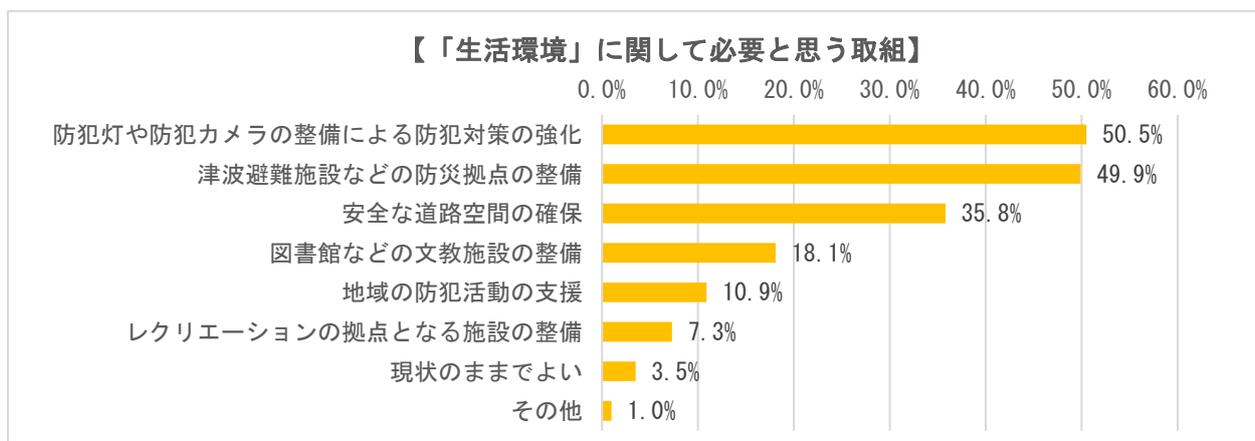
### ⑥ 「公園・緑地」に関して必要だと思う取組

- ・公園・緑地に関しては、「災害発生時の避難場所や活動拠点となる公園の整備」が最も高く、39.3%の住民が必要な取組としてあげています。



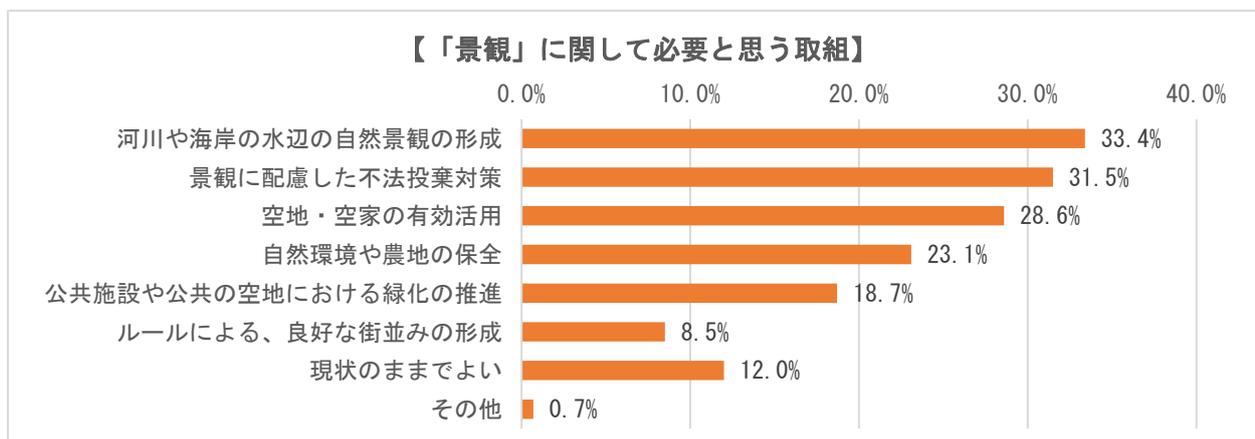
### ⑦ 「生活環境」に関して必要だと思う取組

- ・生活環境に関しては、約半数の住民が「防犯灯や防犯カメラの整備による防犯対策の強化」や「津波避難施設などの防災拠点の整備」を必要とする取組としてあげています。



### ⑧ 「景観」に関して必要だと思う取組

- ・景観に関しては、「河川や海岸の水辺の自然景観の形成」や「景観に配慮した不法投棄対策」が必要な取組として上位にあげられています。



## 2 - 8 . 都市づくりの課題

都市づくりに向けた町の現況特性と課題を整理すると以下のとおりとなります。

### (1) 人口

- ・本町の総人口、世帯数ともに増加しており、人口増加の傾向が当面続くと見込まれています。
- ・平成 22 年（2010 年）には年少人口を老年人口が上回り、高齢化が進んでいます。
- ・人口動態では、出生数は横ばいで推移しており、転入による人口が増えています。
- ・人口集中地区の人口密度は 36.34 人/ha で、面積はやや拡大しています。

#### 【課題】

- 将来の人口構造を見据え、子育て世帯や高齢者、単身者などが暮らしやすい、公共交通や医療福祉、社会教育施設などの身近な都市サービスの充実が求められます。
- 新規の転入者となっている子育て世帯や単身者などが、いつまでも安心して暮らせる協働のまちづくりを促進することが求められます。

### (2) 安全・安心

- ・伊勢湾の沿岸部に位置し、員弁川（町屋川）及び朝明川が流れ、町内全域がほぼ海拔ゼロメートルとなっています。
- ・「南海トラフ地震防災対策推進地域」及び「南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域」に指定されています。
- ・川越町のほぼ全域が「液状化危険度が極めて高い地域」と想定されています。

#### 【課題】

- 台風による高潮・洪水、集中豪雨などの水害に対して、河川や海岸堤防の強化、雨水排水路の計画的な整備等の対策強化が求められます。
- 地震等の災害の発生に対して、木造住宅の耐震化、液状化対策、避難場所の整備などの対策強化が求められます。
- 遊水・保水機能により水害を軽減する市街化調整区域内の農地の保全が求められます。
- 自主防災組織による防災訓練など、自助・共助・公助による防災・減災体制の強化が求められます。

### (3) 産業

- ・農業は、総農家数、農業就業人口、耕地面積ともに減少傾向にあります。
- ・工業の事業所及び従業者は横ばい傾向で推移しています。
- ・商業では小売業事業所数が減少しています。川越富洲原駅東側のエリアで空き店舗が見られます。

#### 【課題】

- 市街化区域内農地と宅地の共存や、市街化調整区域において多面的機能を有する農地の保全が求められます。

- 既存の工業の操業環境の維持や、新たな企業誘致による雇用機会の確保が求められます。
- 川越富洲原駅周辺の空地、空き店舗の有効活用など、子育て世帯や高齢者、単身者などが身近で買い物できる商業環境づくりが求められます。

#### (4) 土地利用

- ・公共公益施設は、国道1号沿い及び役場庁舎周辺に多く分布していますが、核となるエリアは形成されていません。
- ・都市計画区域内の土地利用は、工業系用途の割合が増加しています。
- ・行政区域が狭く、市街化区域等での開発可能なまとまった用地が少ない状況にあります。
- ・町での開発許可は住宅用途の開発が大半を占めています。人口の増加に伴い、市街化区域の農地の宅地化が進んでいます。
- ・高齢者単身世帯の増加に伴い、将来的な空家の増加が懸念されています。
- ・住宅の所有や新築住宅着工状況は、貸家及び分譲住宅が多くなっています。

##### 【課題】

- まちづくりの核となる拠点の形成が求められます。
- 住宅地と農地の混在地での快適な住環境の確保が求められます。
- 市街化区域内の未利用地の活用や、みえ川越インターチェンジ周辺などの市街化調整区域での計画的な開発や土地利用の誘導が求められます。
- 町内に点在する空家・空地の有効活用が求められます。

#### (5) 都市施設

- ・木曾川水系長良川を水源とする三重県北中勢水道用水から受水し、安定した水の供給を行っています。
- ・下水道は北勢沿岸流域下水道（北部処理区）に属し、汚水、雨水の分流式による下水道整備が進められています。
- ・雨水事業については、川越排水機場の定期的な点検、計画的な更新・長寿命化を行っています。
- ・都市計画公園が2か所整備されているほか、子ども広場等の公園が27か所整備されています。
- ・公共施設の老朽化により、今後、改修等が必要となる施設の増加が見込まれています。

##### 【課題】

- 安定した水の供給に向けた水道の基幹管路等の耐震化が求められます。
- 浸水被害のリスク軽減を図るため、雨水排水路の整備が求められます。
- 公共公益施設の整備に合わせた公園等の充実や、公園施設の適切な維持管理が求められます。
- 公共施設の計画的な更新・長寿命化が求められます。

## (6) 道路・交通

- ・みえ川越インターチェンジにより広域的な交通の利便性を有しています。
- ・片側1車線の国道1号で朝夕の渋滞が発生している区間があります。
- ・既存住宅地内において、狭あい道路が残されています。また、路肩の未整備箇所や舗装の劣化などが生じています。
- ・国道23号や北勢バイパスなどにより、亀須・亀崎地域など歩行者等の横断が難しいエリアが存在します。
- ・近鉄名古屋線川越富洲原駅が町南西に位置し、乗車人員は微増しています。駐輪場の不足が発生しているほか、駅前に乗り入れる自動車が増加しています。
- ・ふれあいバスが2路線（北コース、南コース）で運行されています。バスの乗車人員は横ばいで推移しています。

### 【課題】

- 快適な都市形成や土地利用の動向等を踏まえた、都市計画道路の見直しが求められます。
- 国道1号の交差点の改良等による交通渋滞の解消が求められます。
- 道路の拡幅による狭あい道路の解消や地域のニーズを踏まえた、生活道路の整備・修繕が求められます。
- 地域のニーズを踏まえたカーブミラーや標識などの交通安全施設の設置が求められます。
- 駅周辺の安全な道路空間の整備が求められます。
- ふれあいバスの利便性の向上や新たな交通手段の確保など、地域公共交通の強化が求められます。

## (7) 自然・景観

- ・平坦な地形条件にあるため、丘陵地などのまとまった緑地や池・湿地ではなく、町域に広がる農地や員弁川（町屋川）、朝明川が緑や水に親しめる空間となっています。
- ・北勢地域に唯一干潟が残る自然海岸の高松海岸が位置しています。
- ・三重県屋外広告物条例に基づき、屋外広告物の規制・誘導に取り組んでいます。

### 【課題】

- 河川敷の雑木撤去や河床の浚渫などにより、水害対策とともに、河川景観の向上を図ることが求められます。
- 町の貴重な自然資源として、高松海岸の保全が求められます。
- 地区や住区の良い景観、ランドマークとなる景観など、まちなみの魅力を向上する景観づくりが求められます。

## 第3章 都市づくりの方針

### 3-1. 都市づくりの方針

「第7次川越町総合計画」では、まちの将来像を『つながる笑顔 ず〜〜と暮らしたい町 かわごえ』として、5つのまちづくりの目標を設定しています。

本都市マスタープランにおいても、この将来像とまちづくりの目標の実現に向け、以下の5つの都市整備の基本方針を設定します。

#### ■第7次川越町総合計画におけるまちの将来像とまちづくりの目標

まちの将来像	つながる笑顔 ず〜〜と暮らしたい町 かわごえ
まちづくりの目標	① 安全で快適な暮らしができるまちづくり ② 便利で活気ある暮らしができるまちづくり ③ 支え合いで安心な暮らしができるまちづくり ④ 人を育み心豊かな暮らしができるまちづくり ⑤ 協働と信頼のまちづくり

#### <都市整備の基本方針>

##### 1)災害に強い安全・安心な都市づくり(目標①②に対応)

本町は、町内全域がほぼ海拔ゼロメートルとなっているとともに、南海トラフ地震防災対策推進地域及び南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域に指定されています。

また、持続可能な開発目標（SDGs）で示されているように、都市においても包摂的で安全かつ強靱で持続可能な都市の形成が求められています。

このため、河川や海岸堤防の強化、雨水排水路の整備、遊水・保水機能を有する農地の保全等により都市型水害の発生を抑制します。また、住宅の耐震化、狭あい道路の解消、液状化対策等により地震・津波による被害の軽減を図ります。

##### 2)誰もが快適に暮らすことができる都市づくり(目標①②③④⑤に対応)

本町の人口は増加傾向にあり、子育て世帯が多い一方、高齢化も着実に進んでいます。このため、子育て世帯や高齢者、若者などが快適に暮らし続けることができるように、医療・福祉・教育・商業施設等の生活サービス機能や利便性の高い公共交通を維持できるよう、適切な居住・都市機能の確保を図ります。

また、住民生活を支える公共施設は、2020年代半ばから2060年代にかけて多くの施設が順次更新時期を迎えます。このため、老朽化が進む公共施設の計画的な維持管理や更新、空家などを含む既存ストックの活用により都市経営の安定化を図ります。

### 3) 広域交通や地域内交通の利便性をいかした都市づくり(目標②に対応)

本町は町の中心から名古屋市まで約30km、四日市市中心部までは約8kmの距離に位置し、みえ川越インターチェンジや近鉄名古屋線川越富洲原駅により結ばれています。みえ川越インターチェンジや川越富洲原駅周辺など広域的な交流・対流の拠点となる地区への生産・流通機能や生活サービス機能の集積により都市機能の強化を図ります。

また、高齢者や子育て世帯、学生など、誰もが移動しやすい暮らしやすさを高めるため、都市計画道路の見直しによる域内移動の向上や、ふれあいバスなどの公共交通機関の利便性の向上を図ります。

### 4) 適正な土地利用と都市機能の集約化による持続可能な都市づくり(目標①④に対応)

本町は、住宅地、工業地、商業地、農地が混在している地域が多くあることから、住環境の悪化や防災上の危険性、また、新たなまとまった用地の確保などにおいて課題を有しています。このため、地域特性に応じた適正な土地利用を促進するとともに、都市構造の核となる中心的なエリアの形成により都市機能の集約化を図ります。

また、森林などのまとまった緑がない本町においては、町内に広がる農地や高松海岸、河川などの都市の骨格を形成するグリーンインフラは、都市環境の保全やレクリエーションの場、災害の防止・緩衝、バランスのとれた景観形成、生物多様性の確保など様々な機能を有することから、保全・活用を図り、持続可能で魅力ある地域を形成します。

### 5) 多様な主体の連携による協働の都市づくり(目標⑤に対応)

本町の各地区には、公民館が設置され、活発な自治会活動が行われています。近年は、若い世帯の転入による価値観の多様化や各種団体の高齢化など、将来的な住民活動の担い手の確保が懸念されます。このため、これまでの自治会単位の活動に加え、多様なテーマのボランティア活動の育成などにより、地域住民が積極的にまちづくりに参加できる体制の構築を図ります。

## 3 - 2 . 将来都市構造

本町の将来都市構造としては、良好な住空間や産業を創出する「土地利用ゾーン（面）」、都市の重点的なまちづくりの核となる「都市拠点（拠点）」、都市や拠点間の連携を強化する「都市軸（軸）」の3つから構成します。

### 【土地利用ゾーン(面)】

町内を5つのゾーンに区分し、地域の特性や役割を發揮し、それぞれが調和した土地利用を形成します。

住居系ゾーン		<ul style="list-style-type: none"> <li>住居系用途が指定されている既成市街地の区域を中心に『住居系ゾーン』と位置づけ、安全・安心な生活道路の整備、防災対策の強化、空地等のオープンスペースの活用などにより、良好な住環境の形成・維持を図ります。</li> </ul>
住工共生ゾーン		<ul style="list-style-type: none"> <li>工業地域など工業系用途が指定されている地域の中で、住宅の立地が進んでいる区域を『住工共生ゾーン』と位置づけ、住宅や工場、商業施設、農地などの混在から生じる課題の解決を図り、操業環境や住環境の向上を図ります。</li> </ul>
商業系ゾーン		<ul style="list-style-type: none"> <li>近鉄名古屋線川越富洲原駅から国道1号の区域を『商業系ゾーン』と位置づけ、住民の暮らしを支える各種の商業・サービス機能の集積を図ります。</li> </ul>
工業系ゾーン		<ul style="list-style-type: none"> <li>工業系用途が指定されている臨海部やみえ川越インターチェンジの区域を『工業系ゾーン』と位置づけ、地域経済を支えるとともに、周辺の住環境との調和を図りながら、流通・業務機能の誘導を進めます。</li> </ul>
農業系ゾーン		<ul style="list-style-type: none"> <li>市街化調整区域に残る農地は、食料生産機能を始め、水害を防ぐたん水機能、生物多様性の確保などの多面的な機能を有しており、『農業系ゾーン』として、適正な保全・管理を図ります。</li> </ul>

## 【都市拠点(拠点)】

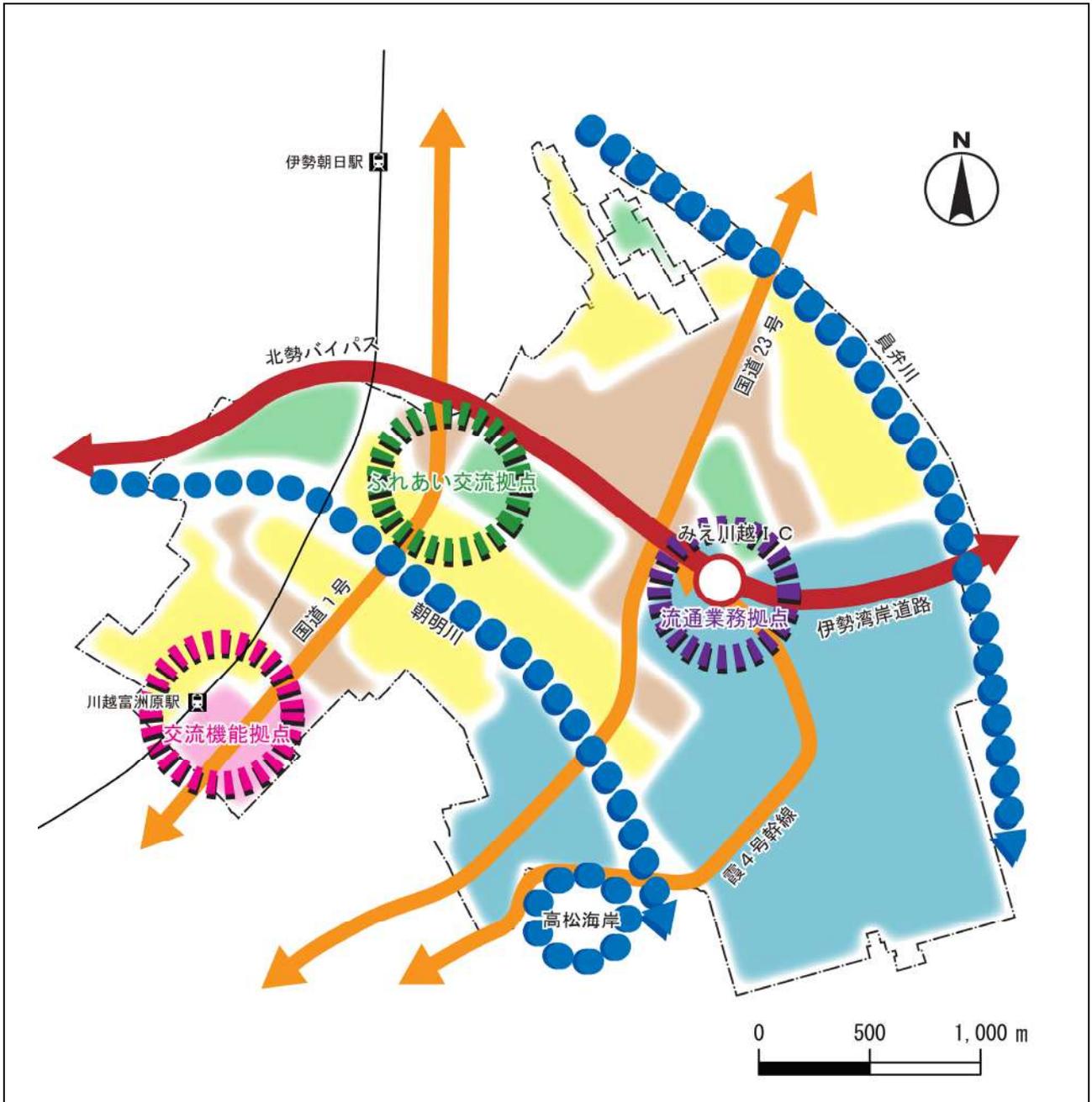
生活に必要な都市機能やにぎわい・交流の核として3つの拠点を設定し、多様な都市活動の中心としての機能強化を図ります。

ふれあい交流拠点		➤ 役場庁舎周辺において、複合的な機能を有した交流拠点を形成し、住民の交流や文化活動、憩いの場として魅力の向上を図ります。
流通業務拠点		➤ みえ川越インターチェンジ周辺に流通・業務機能や公共・公益機能の集積を進め、臨海部におけるさらなる活性化を図ります。
交流機能拠点		➤ 町内外からの人の集まる交通利便性の高い近鉄名古屋線川越富洲原駅周辺において、魅力的な商業空間や道路空間の確保を図ります。

## 【都市軸(軸)】

町外を含めた各地域の土地利用や都市拠点を有機的に結びつける3つの都市軸を設定し、人やものなどのネットワークの強化を図ります。

広域交通軸		➤ 伊勢湾岸道路、北勢バイパスを『広域交通軸』として位置づけ、圏域を越えた広域交流や産業活性化のネットワーク軸として活用を図ります。
幹線交通軸		➤ 国道1号、国道23号、臨海道路霞4号幹線等を『幹線交通軸』として位置づけ、四日市市などの周辺都市との連携の強化を図ります。
水辺ネットワーク軸		➤ 町内を流れる員弁川(町屋川)、朝明川及び高松海岸は、まちに潤いをもたらす優良な自然・景観資源として、河川環境の保全や治水安全度の向上を図ります。



- |  |   |   |
|--|---|---|
| <span style="display:inline-block; width:15px; height:15px; background-color:yellow; border:1px solid black;"></span> 住居系ゾーン     | <span style="display:inline-block; width:15px; height:15px; border:2px dashed green; border-radius:50%;"></span> ふれあい交流拠点 | <span style="display:inline-block; width:20px; height:10px; background-color:red; border:2px solid red;"></span> 広域交通軸                          |
| <span style="display:inline-block; width:15px; height:15px; background-color:tan; border:1px solid black;"></span> 住工共生ゾーン       | <span style="display:inline-block; width:15px; height:15px; border:2px dashed purple; border-radius:50%;"></span> 流通業務拠点  | <span style="display:inline-block; width:20px; height:10px; background-color:orange; border:2px solid orange;"></span> 幹線交通軸                    |
| <span style="display:inline-block; width:15px; height:15px; background-color:pink; border:1px solid black;"></span> 商業系ゾーン       | <span style="display:inline-block; width:15px; height:15px; border:2px dashed pink; border-radius:50%;"></span> 交流機能拠点    | <span style="display:inline-block; width:15px; height:15px; background-color:blue; border-radius:50%; border:1px solid blue;"></span> 水辺ネットワーク軸 |
| <span style="display:inline-block; width:15px; height:15px; background-color:lightblue; border:1px solid black;"></span> 工業系ゾーン  |   |   |
| <span style="display:inline-block; width:15px; height:15px; background-color:lightgreen; border:1px solid black;"></span> 農業系ゾーン |   |   |

図 将来都市構造図

### 3-3. 概ねの人口及び産業の規模

#### (1) 概ねの人口

川越町都市マスタープランにおける将来人口は、「第7次川越町総合計画」に準拠するものとし、移住・定住の促進などを図ることで、推計人口を上回る 16,500 人を目指します。

表 川越町の概ねの人口

	項目	単位	現況	推計値 (R12)	備考
①	現況人口	(人)	15,123	16,500	現況は令和2年国勢調査 将来人口の推計値(第7次総合計画)
②	住宅用地面積	(ha)	137.68	162.94	現況は平成30年都市計画基礎調査

表 四日市都市計画区域の概ねの人口

項目	R2 (2020)【基準年】	R12 (2030)【目標年次】
都市計画区域内人口	364 千人	概ね 358 千人
市街化区域内人口	312 千人	概ね 307 千人

資料: 四日市都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

#### (2) 概ねの工業の規模

川越町の製造品出荷額等の推移を見ると、近年最も低かった平成14年から上昇傾向にあり、令和12年における製造品出荷額等は80,606百万円と推計されます。

表 川越町の概ねの工業の規模

	項目	単位	現況	推計値 (R12)	備考
①	製造品出荷額等	(百万円)	71,247	80,606	現況は令和2年工業統計 推計値はH14~R2の回帰分析
②	工業用地面積	(ha)	14.15	17.51	現況は平成30年都市計画基礎調査

表 四日市都市計画区域（北勢圏域）の概ねの工業の規模

項目	R2 (2020)【基準年】	R12 (2030)【目標年次】
製造品出荷額	73,827 億円	概ね 89,573 億円

※生産規模は、北勢圏域（桑名、四日市及び鈴鹿の3都市計画区域）の数値である。

資料：四日市都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

### (3) 概ねの商業の規模

川越町の卸小売業年間商品販売額の推移を見ると、近年最も低かった平成14年から上昇傾向にあり、令和12年における卸小売業年間商品販売額は53,648百万円と推計されます。

表 川越町の概ねの商業の規模

	項目	単位	現況	推計値 (R12)	備考
①	卸小売業販売額	(百万円)	43,013	53,648	現況は平成28年経済センサス 推計値はH14～H28の回帰分析
②	商業用地面積	(ha)	46.98	58.60	現況は平成30年都市計画基礎調査

表 四日市都市計画区域（北勢圏域）の概ねの商業の規模

項目	R2(2020)【基準年】	R12(2030)【目標年次】
卸小売業販売額	17,404億円	概ね17,239億円

※生産規模は、北勢圏域（桑名、四日市及び鈴鹿の3都市計画区域）の数値である。

資料：四日市都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

### (4) 土地利用の概ねの規模

本町の市街化区域内には、農地、山林・原野、遊休土地などの低未利用地が81.6haあります。

上記で示した概ねの人口及び産業の規模の増加分として、住宅用地(22.95ha)、工業用地(4.49ha)、商業用地(11.62ha)を合計した39.06haの宅地が必要となるため、市街化区域内の低未利用地の宅地への転換により、不足する宅地面積を確保する必要があります。

表 川越町の市街化区域の概ねの規模

	項目	R12(2030) 【目標年次】	備考
①	市街化区域内低未利用地	概ね81.6ha	農地、山林・原野、遊休土地 平成30年都市計画基礎調査
②	必要な宅地面積	概ね39.06ha	住宅、工業、商業の概ねの規模の増加分
③	市街化区域面積	640.1ha	令和4年4月1日現在

表 四日市都市計画区域の市街化区域の概ねの規模

項目	R2(2020)【基準年】	R12(2030)【目標年次】
市街化区域面積	8,880ha	概ね8,880ha

※2030年の市街化区域面積には、保留するフレームに対応する面積を含んでいない。

資料：四日市都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

## 第4章 全体構想

### 4-1. 全体構想の構成

前項で示した5つの都市整備の基本方針に基づき、「安全・安心な防災・防犯」「土地利用」「市街地整備」「道路・交通」「都市施設」「自然環境・景観」の6つの分野別の方針を定めます。

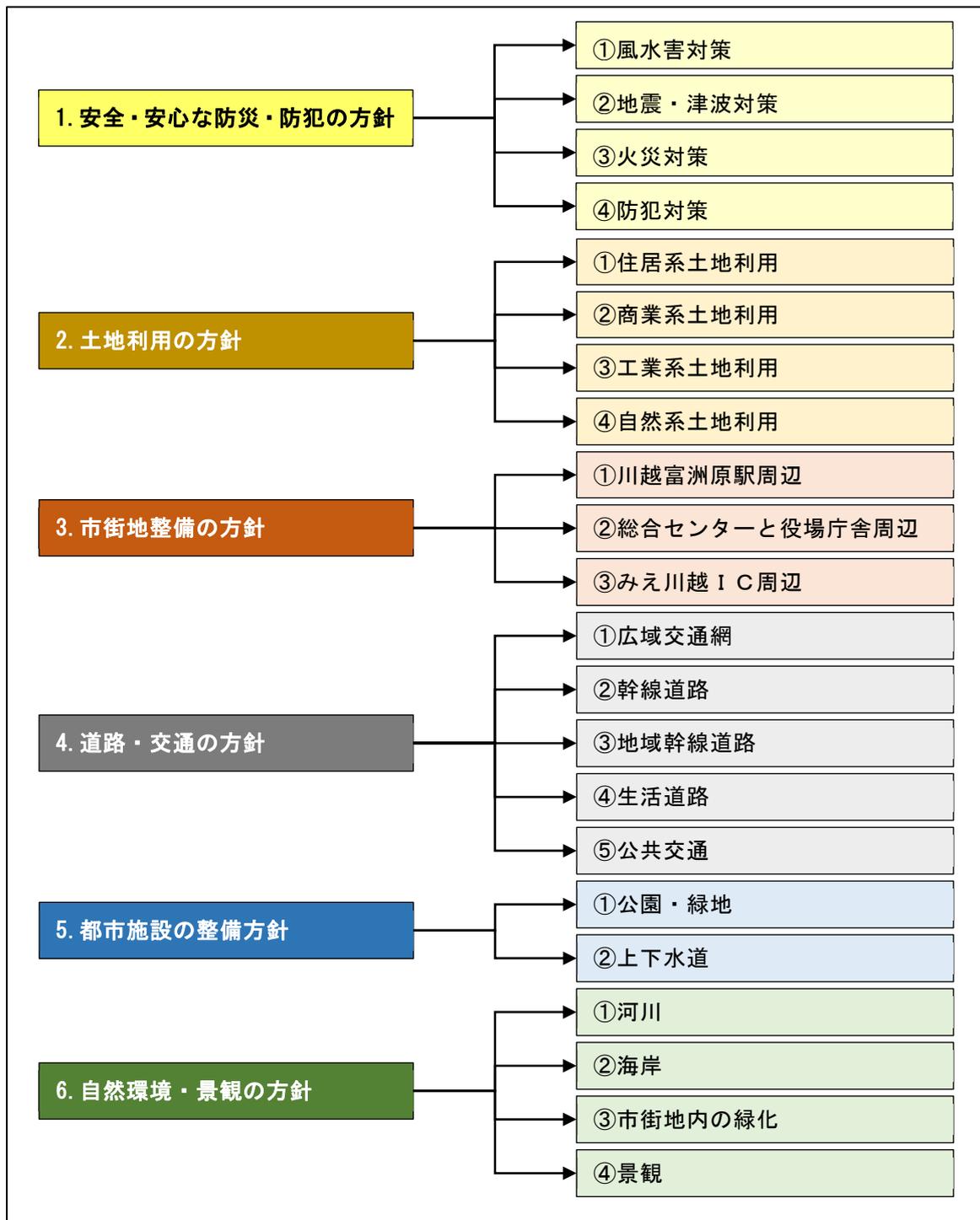


図 全体構想の体系

## 4 - 2 . 安全・安心な防災・防犯の方針

### (1) 基本的な考え方

本町は、町内全域がほぼ海拔ゼロメートルであり、台風による高潮・洪水、集中豪雨など水害の危険性が高い地域となっています。特に、住居系の土地利用が、員弁川（町屋川）や朝明川などの河川沿いに広がっていることから、居住者の安全性の担保が重要となります。

また、南海トラフ地震防災対策推進地域及び南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域に指定され、津波や液状化などの被害が予想されます。

このため、風水害や地震などの災害から住民の命を守るため、「川越町地域防災計画」等に基づき、防災・減災対策に取り組み、災害に強いまちづくりを進めます。

さらに、安全・安心なまちづくりにおいては、子育て世帯など誰もが安心して暮らすことができる環境づくりが求められ、防犯対策が充実した生活環境の整備を進めます。

### (2) 安全・安心な防災・防犯の方針

#### 1) 風水害対策の推進

流域治水を踏まえて海岸堤防の整備や員弁川（町屋川）、朝明川の堤防強化、河床の浚渫など水害対策に向けた適正な維持管理について県に働きかけます。

川越排水機場の計画的な維持管理及び雨水排水路の計画的な整備に努め、浸水被害のリスク軽減を図るとともに、総合的な治水対策に向けた事業を検討します。

風水害対策として、水防倉庫の適正な維持管理や、水防資機材の充実に努めるとともに、事前に危険箇所を巡回し、点検と改善に努めます。

三泗地区（四日市市、菰野町、朝日町、川越町）と三重県で締結した「災害時における広域避難等相互応援に関する協定」に基づき、風水害が発生した際の広域避難に関する連携強化に努めます。



＜水防倉庫＞

#### 2) 地震・津波対策の推進

住宅の耐震化を進めるため、住民への啓発とともに、木造住宅の耐震診断、補強設計・補強工事、ブロック塀の除却など支援制度の充実に努めます。

道路や橋梁の老朽化の程度に応じ、予防的な修繕を行っていくとともに、水道、電気、ガスなどのライフラインの耐震化や共同収容施設（共同溝）の整備について、国や県に働きかけます。

これまで2か所の水防倉庫、北部保育所及び津波避難困難地域への津波避難施設の整備を行い、今後は、避難行動要支援者の把握に努めながら、避難場所のあり方を検討するとともに、地域の防災・減災体



＜津波避難施設＞

制の充実を図ります。

伊勢湾岸道路、国道1号、国道23号、臨港道路霞4号幹線は、災害時に広域的な防災拠点や関係拠点を結び、物資輸送等を担う緊急輸送道路として、計画的な道路整備を進め、防災機能の維持や強化を図ります。また、緊急輸送道路沿いの建築物の耐震化を促進し、建物の倒壊による道路閉塞の防止に努めます。

三河地区（四日市市、菰野町、朝日町、川越町）と三重県で締結した「災害時における広域避難等相互応援に関する協定」に基づき、地震・津波などの災害が発生した際の広域避難に関する連携強化に努めます。

### 3) 火災対策の推進

避難路確保や建物の延焼防止のため、道路後退用地整備事業により、防災性の向上に配慮した生活道路の拡幅を進めます。

建物の密集状況を踏まえ、延焼防止に向けたオープンスペースの確保に努めます。

### 4) 防犯対策の充実による犯罪が発生しにくい環境づくり

防犯力の強化を図るため、必要に応じて防犯灯や新たに防犯カメラを設置するとともに、適正に維持管理を行います。

また、自主防犯隊等による防犯パトロールの強化を図ります。

#### <川越町木造住宅耐震支援制度について>

##### ○木造住宅耐震診断支援制度

- 昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅で階数が3階以下の建築物を対象に、無料で耐震診断を行います。

##### ○木造住宅耐震補強設計補助

- 耐震診断の結果、「倒壊する可能性が高い又はある」住宅を「一応倒壊しない」住宅にする設計費用の一部を補助します。（上限あり）

##### ○木造住宅耐震補強工事補助

- 耐震診断の結果、「倒壊する可能性が高い又はある」住宅を「一応倒壊しない」住宅にする工事費用の一部を補助します。（上限あり）

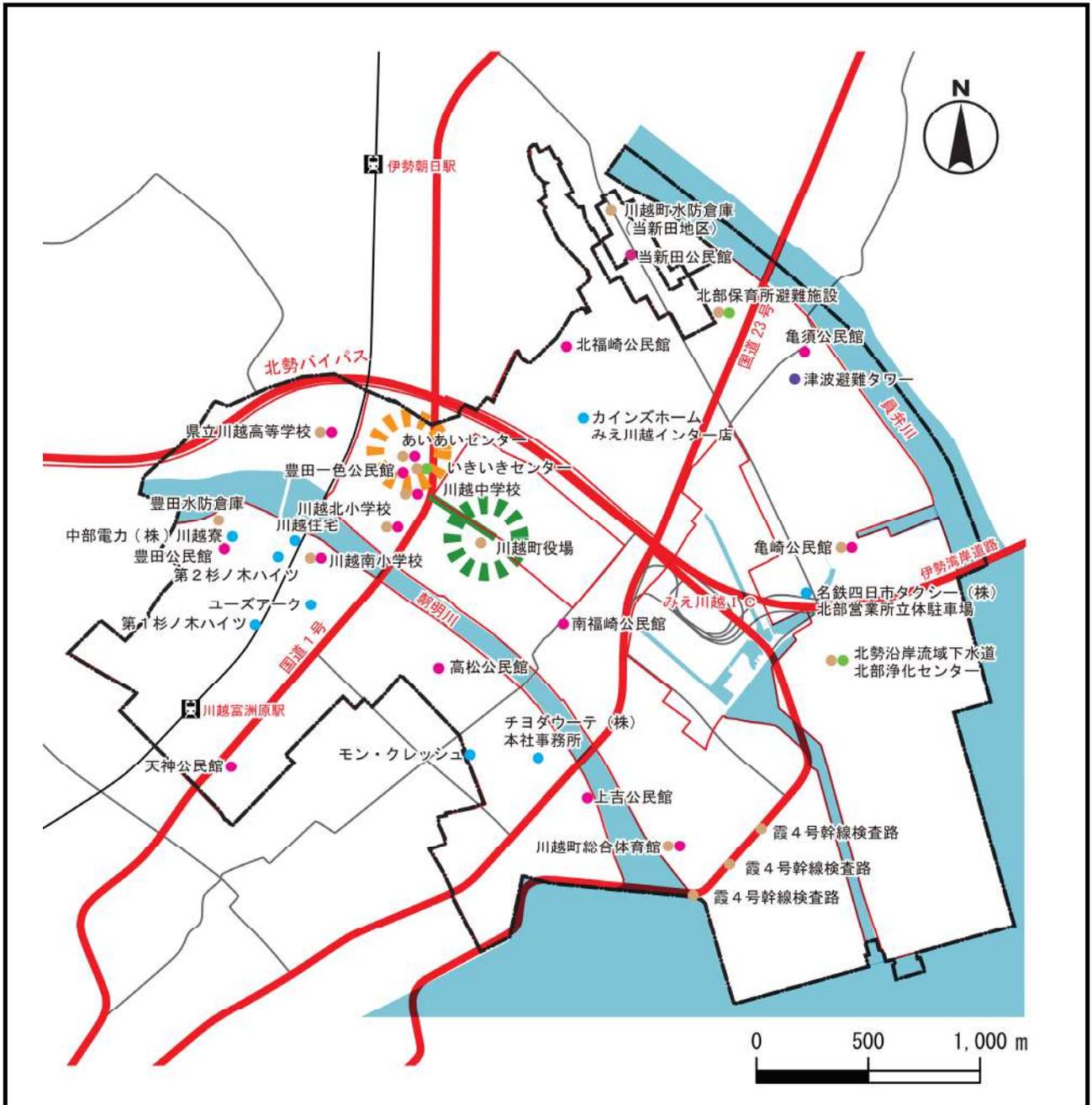
##### ○木造住宅除去工事補助

- 耐震診断の結果、「倒壊する可能性が高い」と診断された木造住宅の除去の工事費用の一部を補助します。（上限あり）

##### ○耐震シェルター設置補助

- 地震による家の倒壊から命を守る空間を確保するために、居室の1室に耐震シェルター等の設置に要する費用の一部を助成します。

資料：川越町HP



- 第1次緊急輸送道路
- 第2次緊急輸送道路
- 2次防災拠点
- 3次防災拠点（地域内輸送拠点）
- 出典：三重県緊急輸送道路ネットワーク計画（令和5年2月）
- （洪水）指定緊急避難場所・指定避難所
- （洪水）指定緊急避難場所
- （津波）指定緊急避難場所
- 津波避難ビル
- 津波避難タワー
- 市街化区域

【緊急輸送道路とは】

第1次緊急輸送道路  
 …県庁所在地、地方中心都市及び重要港湾、空港等を連絡する道路

第2次緊急輸送道路ネットワーク  
 …第1次緊急輸送道路と市町村役場、主要な防災拠点（行政機関、公共機関、主要駅、港湾、ヘリポート、災害医療拠点、自衛隊等）を連絡する道路

第3次緊急輸送道路ネットワーク  
 …その他の道路

図 安全・安心な防災の方針図

## 4 - 3 . 土地利用の方針

### (1) 基本的な考え方

本町は、国道沿いや役場庁舎周辺へ公共公益施設や商業施設が分散して立地し、臨海部には工業系の用地が集積しています。丘陵地などのまとまった緑はなく、農地が町内で最も広い自然系の土地利用となっています。

また、行政区域が狭く、市街化区域などでのまとまった開発可能な用地が少ない中、住宅地と工業用地、農地などの混在化が見られています。

このため、良好な住環境の形成とともに、防災や景観、生物多様性などに配慮した安全で快適な都市空間を形成し、工業、商業、農業などの産業とのバランスのとれた持続可能な土地利用を図ります。

### (2) 土地利用の方針

## 1 住居系土地利用

#### <一般住居ゾーン>

既存の市街地において、日常生活に必要な施設の配置とともに、住宅地と農地や工業地との混在に配慮しながら、快適な住環境の形成を図ります。

今後の高齢化の進展等により増加が懸念される市街地の空家・空地の利活用を促進するための方策の検討を進めます。



<一般住居ゾーン>

#### <中高層住居ゾーン>

公共交通の利便性の高い川越富洲原駅の西側等において、新規の転入者となっている子育て世帯や単身者などが暮らしやすい中高層住宅地などの良好な住宅地の形成を図ります。



<中高層住居ゾーン>

## 2 商業系土地利用

### <近隣型商業ゾーン>

川越富洲原駅周辺から国道1号の沿道にかけて、近隣商業地域の用途地域を維持しつつ、空き店舗の有効活用や生活利便性の向上に資する商業・生活サービス機能の立地促進を検討します。



<近隣型商業ゾーン>

### <沿道型商業ゾーン>

商業施設や飲食店などの立地が進む国道1号、国道23号沿いは、地域住民の日常的な生活関連サービスの提供を支えるとともに、魅力ある沿道景観の形成を検討します。



<沿道型商業ゾーン>

## 3 工業系土地利用

### <住工共生ゾーン>

工業地・住宅地・商業地等が混在している地域では、住環境との調和が図られた環境対策や防火対策に配慮した良好な操業環境の維持・形成を図ります。

また、地域の実情に応じて必要な場合には、適正な用途地域の見直しに向けた調査・検討を進め、計画的に土地利用の誘導を図ります。



<住工共生ゾーン>

### <工業主体ゾーン>

既存の工業用地については、周辺の公害防止に向けた環境対策などに努めます。

みえ川越インターチェンジ周辺は、広域的な交通の利便性を活かし、流通・業務などの工業地が形成されているものの、分散した土地利用となっていることから、引き続き流通・業務などの用地としての土地利用について検討を進めます。



<工業主体ゾーン>

### <工業専用ゾーン>

臨海部に広がる既存の工業専用地においては、周辺環境と調和した操業環境の維持を図ります。

住宅地と隣接した工業専用地では、騒音等の課題解決に向けた取組の検討を進めます。



<工業専用ゾーン>

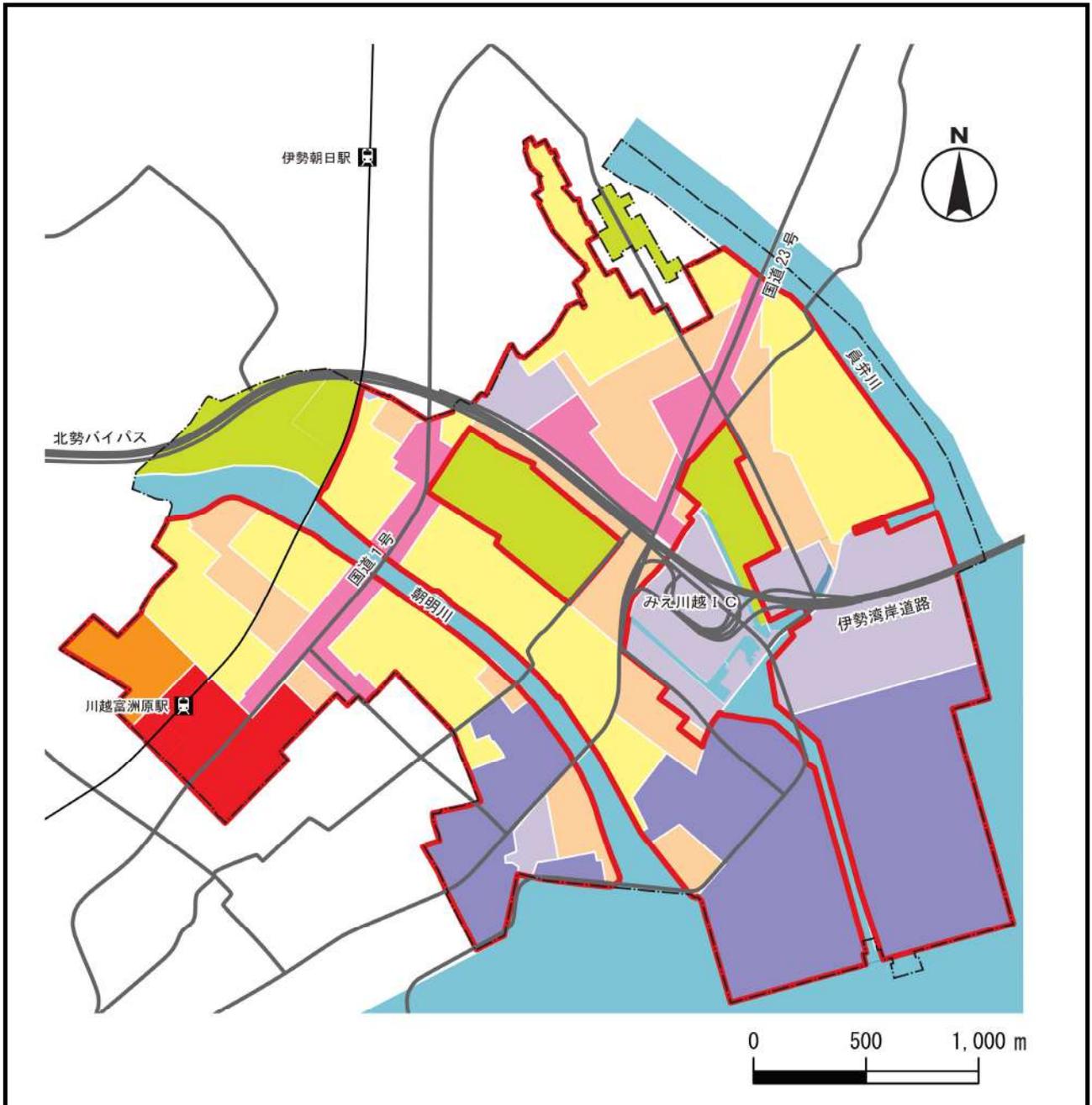
## 4 自然系土地利用

### <緑のゾーン>

市街化調整区域に残る農地は、農産物の生産をはじめ、水害を防止する遊水・保水機能、生物の生息・生育環境、都市へのうるおいやオープンスペースの提供など多面的な機能を有していることから、適正な保全を図ります。



<緑のゾーン>



- |   |  |
|---|--|
| <span style="display: inline-block; width: 15px; height: 15px; background-color: yellow; border: 1px solid black;"></span> 一般住居ゾーン    | <span style="display: inline-block; width: 15px; height: 15px; background-color: purple; border: 1px solid black;"></span> 工業専用ゾーン   |
| <span style="display: inline-block; width: 15px; height: 15px; background-color: orange; border: 1px solid black;"></span> 中高層住居ゾーン   | <span style="display: inline-block; width: 15px; height: 15px; background-color: lightgreen; border: 1px solid black;"></span> 緑のゾーン |
| <span style="display: inline-block; width: 15px; height: 15px; background-color: red; border: 1px solid black;"></span> 近隣型商業ゾーン      | <span style="display: inline-block; width: 15px; height: 15px; background-color: lightblue; border: 1px solid black;"></span> 河川・海岸  |
| <span style="display: inline-block; width: 15px; height: 15px; background-color: pink; border: 1px solid black;"></span> 沿道型商業ゾーン     | <span style="display: inline-block; width: 15px; height: 15px; border: 2px solid red;"></span> 市街化区域                                 |
| <span style="display: inline-block; width: 15px; height: 15px; background-color: peachpuff; border: 1px solid black;"></span> 住工共生ゾーン |  |
| <span style="display: inline-block; width: 15px; height: 15px; background-color: lavender; border: 1px solid black;"></span> 工業主体ゾーン  |  |

図 土地利用の方針図

## 4 - 4 . 市街地整備の方針

### (1) 基本的な考え方

将来都市構造に基づき、多様な都市活動の中心として、川越富洲原駅周辺、役場庁舎周辺、みえ川越インターチェンジ周辺を位置づけ、これらの3つの拠点が連携したまちづくりを進めることにより、本町において、生活に必要な都市機能、にぎわい・交流機能、産業振興機能の強化を図ります。

### (2) 市街地整備の方針

#### 1) 川越富洲原駅周辺

駅の東側において空き店舗の有効活用の検討などにより、便利で暮らしやすい生活環境の形成を図ります。

駅周辺の駐輪場不足の解消とともに、国道1号の交差点の自動車交通量の増加に対応した安全な道路空間の確保に努めます。



<川越富洲原駅>

#### 2) 総合センターと役場庁舎周辺

役場庁舎周辺の市街化調整区域を含むエリアにおいて、総合センターと役場庁舎のネットワークを中心に都市機能を集積したまちづくりの検討を進めます。

まちづくりに際しては、町の中心的なにぎわい・交流の場となるエリアのあり方について検討します。



<役場庁舎>

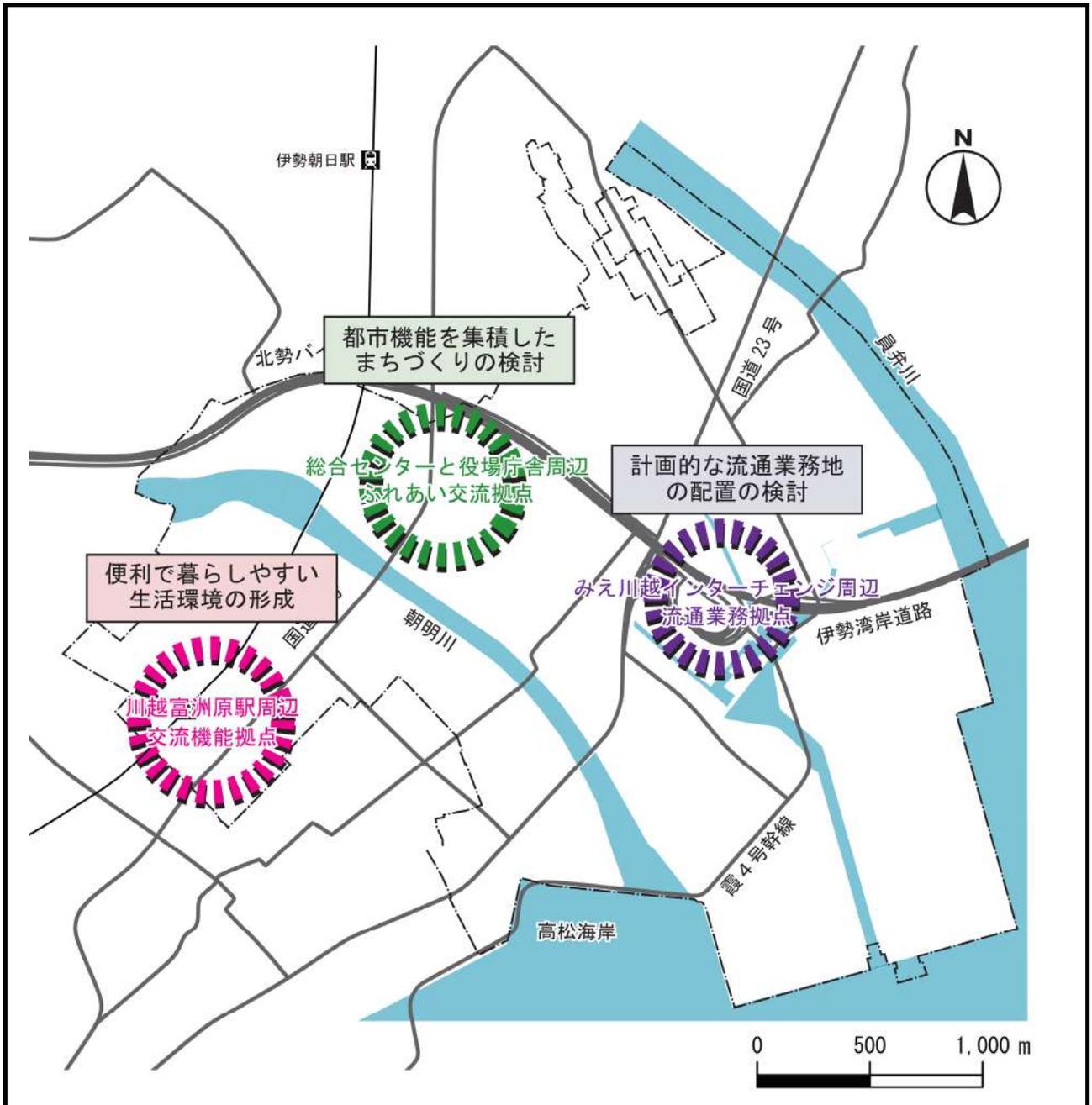
#### 3) みえ川越インターチェンジ周辺

伊勢湾岸道路等を軸とした広域的な物流、流通需要に対応するため、地区計画制度の活用も検討しながら、計画的な流通業務地の配置の検討や既存の流通業務団地の維持を図ります。

都市防災の観点から、雨水の調整機能を有している環境を活かした防災機能の強化に向けた活用について検討します。



<みえ川越インターチェンジ>



-  川越富洲原駅周辺 (交流機能拠点)
-  総合センターと役場庁舎周辺 (ふれあい交流拠点)
-  みえ川越インターチェンジ周辺 (流通業務拠点)

図 市街地整備の方針図

## 4 - 5 . 道路・交通の方針

### (1) 基本的な考え方

本町は、伊勢湾岸道路、北勢バイパス、国道などの幹線道路や川越富洲原駅が位置するなど、優れた広域交通網を有しています。こうした広域交通の利便性を活かし、産業の立地促進などにつなげることが求められます。

また、町内には、核となる市街地がなく、国道沿いなどに商業施設などの生活サービス施設が立地していることから、幹線道路へのアクセス道路の整備、住宅地内の生活道路の安全性の向上、ふれあいバスなど公共交通の充実を図ることが重要となります。

このため、CO<sub>2</sub>削減を図るなど環境にやさしい都市の実現にも配慮し、拠点間の交通ネットワークの強化や交通渋滞の緩和、公共交通の利用促進等を図ります。

### (2) 道路・交通の方針

#### 1) 広域交通網の機能強化

広域的な都市の連携や産業の活性化を図るため、北勢バイパスや東海環状自動車道の早期完成、新名神高速道路の機能向上に向けて、国等に働きかけます。

#### 2) 幹線道路の円滑化

周辺都市との連携や本町の交通体系を支える国道1号の交通渋滞の解消に向けて、交差点の改良を国に働きかけます。

#### 3) 地域幹線道路のネットワークの強化

土地利用の動向等を踏まえながら、都市計画道路の見直しを進めるとともに、未整備区間の計画的な道路整備を進めます。

#### 4) 安全で快適な生活道路の整備・管理

老朽化の程度に応じ、予防的な修繕を行っていくとともに、歩道の整備やカラー舗装化、道路段差の解消など、安全で快適な歩行環境を確保します。

交通事故の多発場所などにおいて、交通安全施設の整備を促進します。

狭あい道路については、道路後退用地整備事業による拡幅整備を進め、地域の防災や安全確保、緊急車両のスムーズな通行、地域住民の利便性の向上を図ります。



< 幹線道路 >



< 生活道路 >

## 5) 公共交通の利便性の向上

川越富洲原駅の駐輪場の拡大の検討など、駅利用の利便性の向上を図ります。

利用者のニーズを踏まえ、ふれあいバスの運行ダイヤや運行ルートの変更、車両の小型化等による利便性の向上を図ります。

また、デマンドタクシーの導入など、新たな地域公共交通システムの構築を検討します。



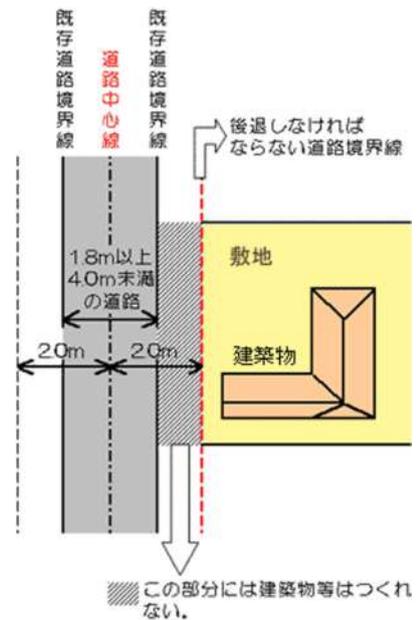
<ふれあいバス>

## 6) その他

道路や橋梁の定期的な点検を行い、計画的な補修や橋梁の架替えを図ります。

### <川越町建築行為等に係る道路後退用地整備について>

- ▶ 川越町では、平成6年4月1日から「川越町建築行為等に係る道路後退用地整備要綱」により安全で良好な街づくりに取り組んでいます。
- ▶ この制度は、地域の防災や安全確保、緊急車両のスムーズな通行、また地域住民の利便性の向上の為に、みなさんの理解と協力を基に建築物の建替え時に狭い道路の拡幅整備を行うものであります。
- ▶ この整備における道路とは、1.8m以上4.0m未満の建築道路台帳に記載されている道路です。敷地の前面にこのような道路があり、建築等の工事を行う場合、道路の中心線を立会の上、決定しそこから2m後退した位置を道路後退線とします。



資料：川越町HP



- 都市計画道路 (計画)
- 都市計画道路 (完成)
- ⋯ 都市計画道路 (見直し路線)
- 市街化区域

図 道路・交通の方針図

## 4 - 6 . 都市施設の整備方針

### (1) 基本的な考え方

本町には、都市計画公園（街区公園）が2か所整備されているほか、自治会等の要望を踏まえながら子ども広場などの身近な公園が整備されています。これらの公園では、安全で快適な利用を確保するため、遊具の点検や清掃など適正な維持管理を行っていきます。

本町の水道事業は、需要に対応した供給体制の整備は完了していることから、平常時及び非常時の安定した水の供給に努めます。

下水道は、事業計画に基づく整備が完了していることから、施設の適正な維持管理に努めます。

### (2) 都市施設の整備方針

#### 1) 地域住民に親しまれる公園緑地の整備・管理

子育て世帯や高齢者など地域住民のニーズを踏まえた公園・緑地の広域での適正な配置とともに、既存の子ども広場など、利用実態に応じた利活用（リニューアル）について検討が必要です。

総合運動施設では、大規模修繕に合わせ、防災対策やユニバーサルデザインに配慮した機能の充実を図ります。

ふれあい交流拠点の構想に基づき、都市機能の整備にあわせて公園や緑地の配置を検討します。

公園の防災対策や防犯対策として整備した、かまどベンチや防犯カメラ等の維持管理に努めます。

#### 2) 安定的な上下水道事業の実施

安定した水の供給を図るため、上水道の経営戦略に基づき、基幹管路を中心に水道管の耐震化や老朽管の敷設替えを推進します。

また、「川越町公共下水道ストックマネジメント計画」に基づき、計画的に下水道施設の改築・更新を図ります。



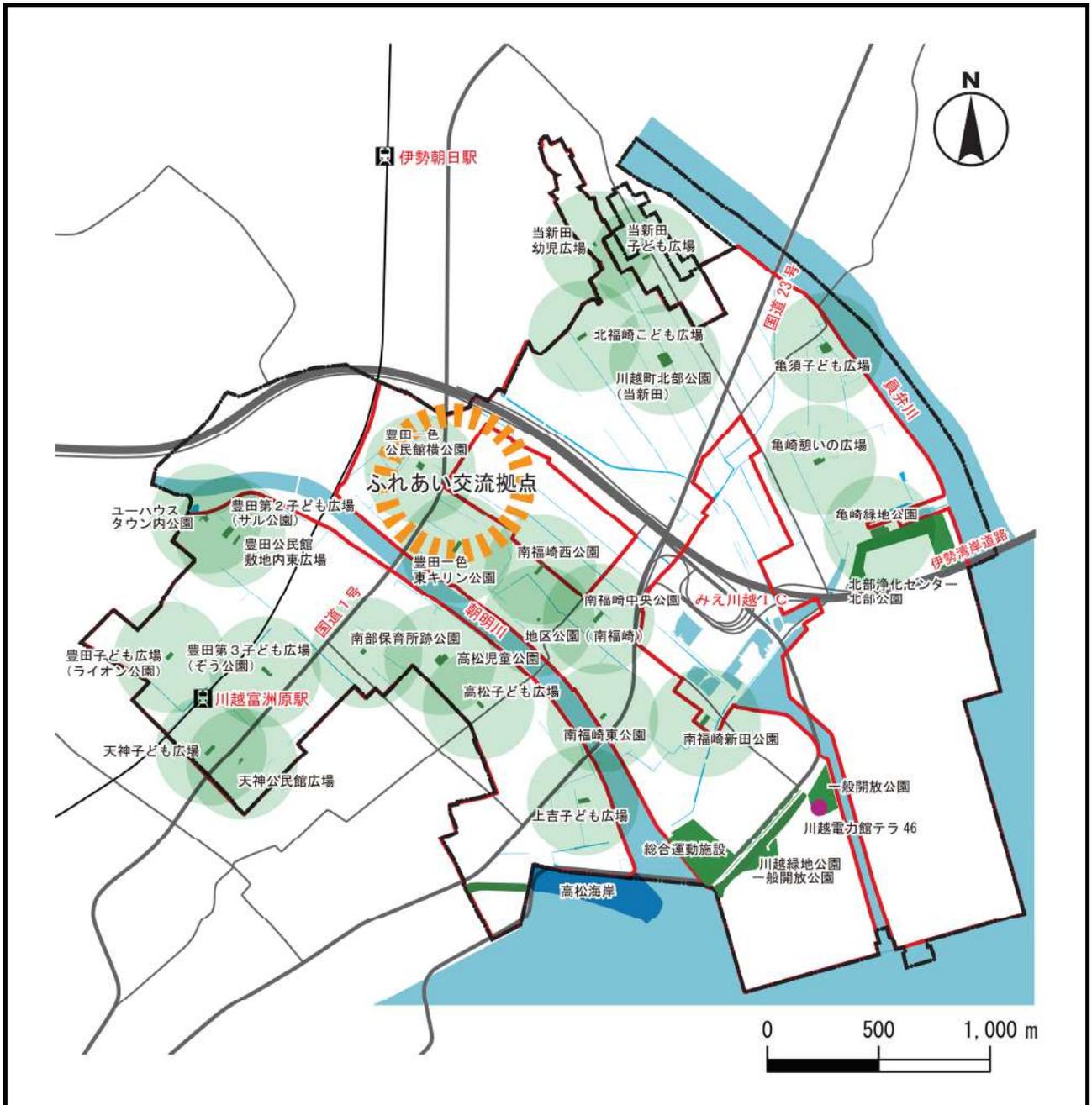
<川越町北部公園>



<総合運動施設>



<川越排水機場>



- 公園・広場
- 公園誘致距離（街区公園 250m）
- 河川・海岸
- ふれあい交流拠点
- 市街化区域

図 公園緑地の方針図

## 4 - 7 . 自然環境・景観の方針

### (1) 基本的な考え方

本町は、まとまった緑地が少なく、員弁川（町屋川）、朝明川の河川や高松海岸などの水辺環境と農地などに限られています。これらの緑は、都市緑化の骨格を形成するだけでなく、生物多様性の創出やCO<sub>2</sub>の削減、優れた景観の創出など、多様な機能を有しています。

また、都市の景観では、人口の減少や高齢者単独世帯の増加とともに、空家の増加が全国的にも課題となっており、本町においても空家バンク制度等により空家の発生抑制に努めています。

こうした現況を踏まえ、本町が有する河川、海岸、農地等の自然環境が有する多様な機能を活用するとともに、都市空間の形成に際して、持続可能な地域づくりを進めるグリーンインフラの取組を推進します。

### (2) 自然環境・景観の方針

#### 1) 員弁川(町屋川)、朝明川などの水辺環境の保全・整備

住民が自然とふれあうことのできる水辺環境の形成に向けた検討を行います。

員弁川（町屋川）、朝明川の河床の浚渫や河川敷の雑木撤去などによる水害対策とともに、良好な水辺景観の保全を県に働きかけます。



<員弁川(町屋川)>

#### 2) 高松海岸の保全・維持管理の推進

町の貴重な自然環境、景観要素である高松海岸について、関係団体と連携を取りながら適正な保全・管理を行います。



<高松海岸>

#### 3) 市街地内の緑化の推進

騒音などの公害防止を図るため、工場敷地周辺や道路などにおいて、緩衝緑地となる緑化を促進するための検討を進めます。

市街地の緑の量を増やすため、公共施設の緑化や公園との一体的整備など、グリーンインフラの導入を促進します。

主要な幹線道路の沿道景観を彩るほか、排気ガスや騒音を和らげる機能を持った街路樹の適正な維持管理に努めます。

地域住民の参加と協力により、身近な公園の緑化や町の花である水仙の植栽活動等を推進します。また、市街地における良好な景観形成などに取り組む団体を支援し、緑化を推進します。



<役場庁舎前の街路樹>

#### 4) 環境にやさしい良好な景観の形成

住宅地の生け垣の設置を進め、緑豊かなうるおいある景観形成を誘導します。

市街化調整区域の農地は、多様な生物の生息の場や緑の景観形成に資する貴重なグリーンインフラとして保全を図ります。

三重県屋外広告物条例に基づき、幹線道路沿いの屋外広告物の規制・誘導を図ります。

空家の早期発見に努めるとともに、空家バンク制度の活用や空家のリフォーム、除去などの支援により適正な管理を促進します。

##### <生けがき設置事業費補助金交付制度について>

###### ①目的

- ▶ 緑豊かな住みよい生活環境を創出し、潤いのある街づくりを推進するため

###### ②生けがき

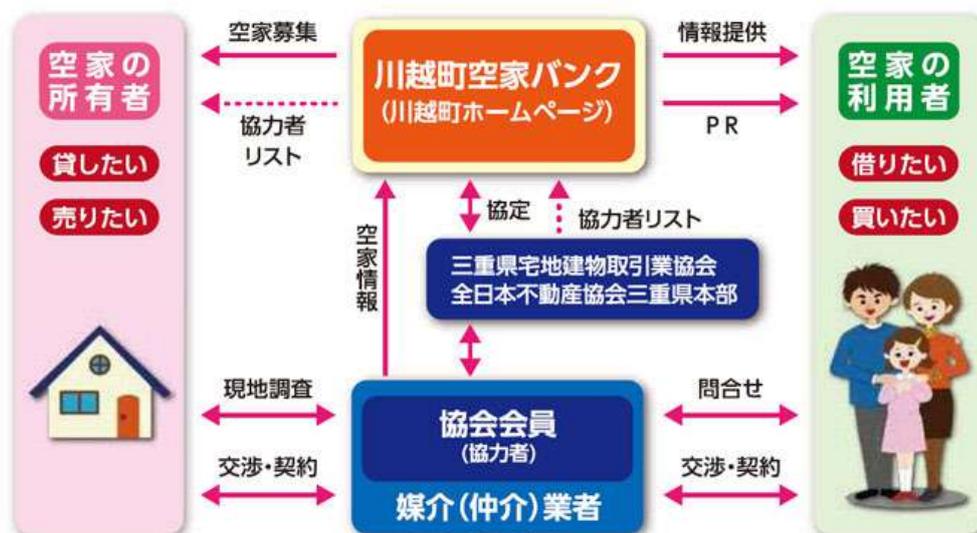
- ▶ 住宅の所有者が生けがきを設置する場合 樹木が1メートル当たり最低2本（樹高50センチメートル以上）であること。その延長が2メートル以上あるもの 一般の交通の用に供されている道路に面する敷地内に植栽され、外部から眺められることができる状態であること

###### ③補助金の交付

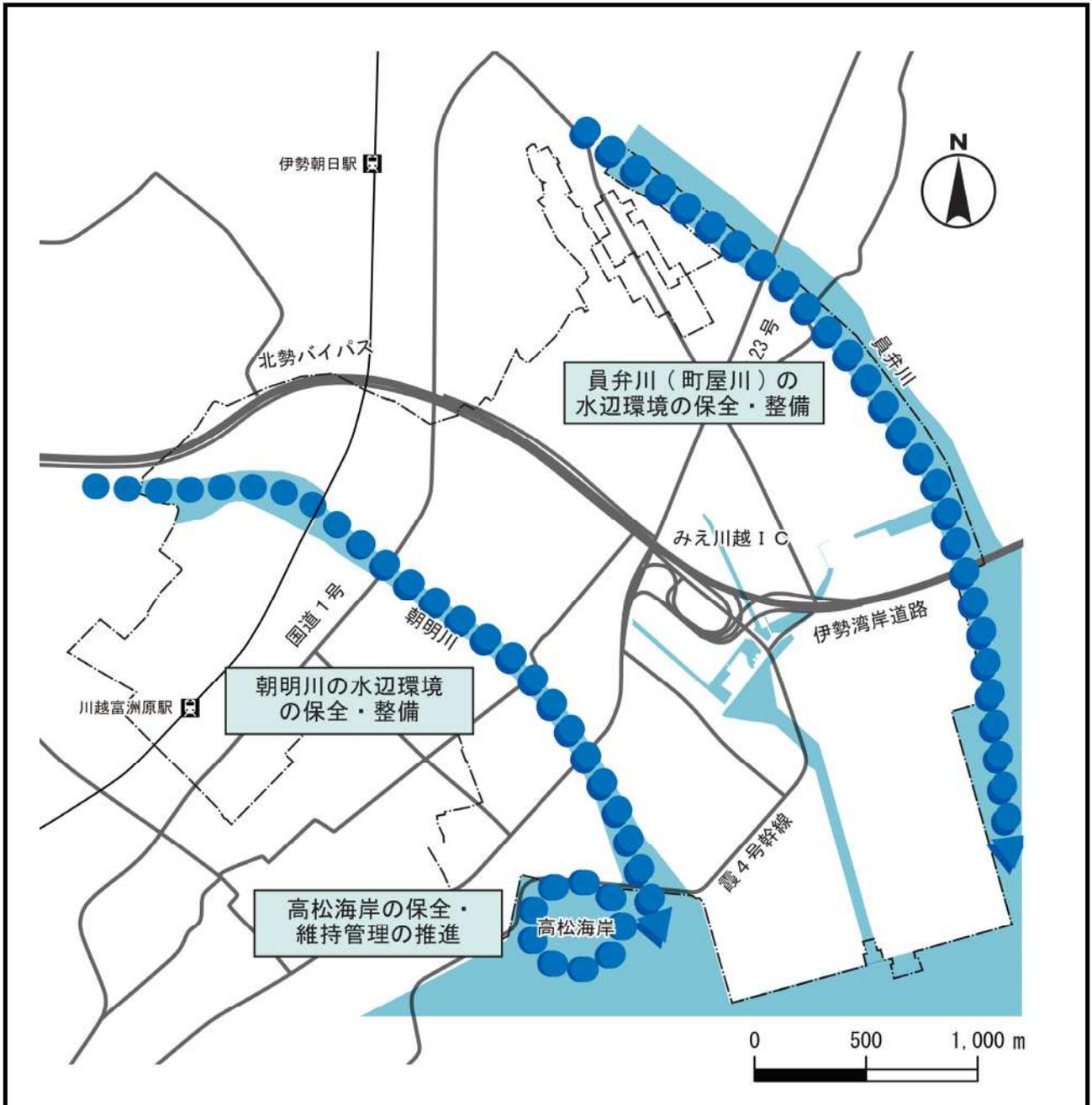
- ▶ 住宅の所有者が生けがきを設置する場合に要する経費（樹木の購入経費及び工事費）の2分の1に相当する額以内の額とします。ただし、5万円を限度とします。

##### <川越町空家バンクについて>

- ▶ 空家の売却・賃貸を希望する所有者等からの希望に基づき、空家に関する情報を、住み替えなどを検討している方（利用者）に対して、町のホームページなどにおいて情報を提供する制度です。



空家バンクは(公社) 三重県宅地建物取引業協会及び(公社) 全日本不動産協会三重県本部と協力して実施しています。



●●● 河川・海岸

図 自然環境・景観の方針図

## 第5章 地域別構想

### 5-1. 地域の設定

#### (1) 地域の設定

川越町の町内 10 地区の自治会の区分をもとに、共通する土地利用上の課題や地域特性を踏まえ以下の 5 つの地域を設定しました。

##### 【地域の設定】

- ① 当新田・北福崎地域（当新田地区、北福崎地区）
- ② 亀須・亀崎地域（亀須地区、亀崎地区）
- ③ 南福崎・豊田一色地域（南福崎地区、豊田一色地区）
- ④ 豊田・天神地域（豊田地区、天神地区）
- ⑤ 高松・上吉地域（高松地区、上吉地区）

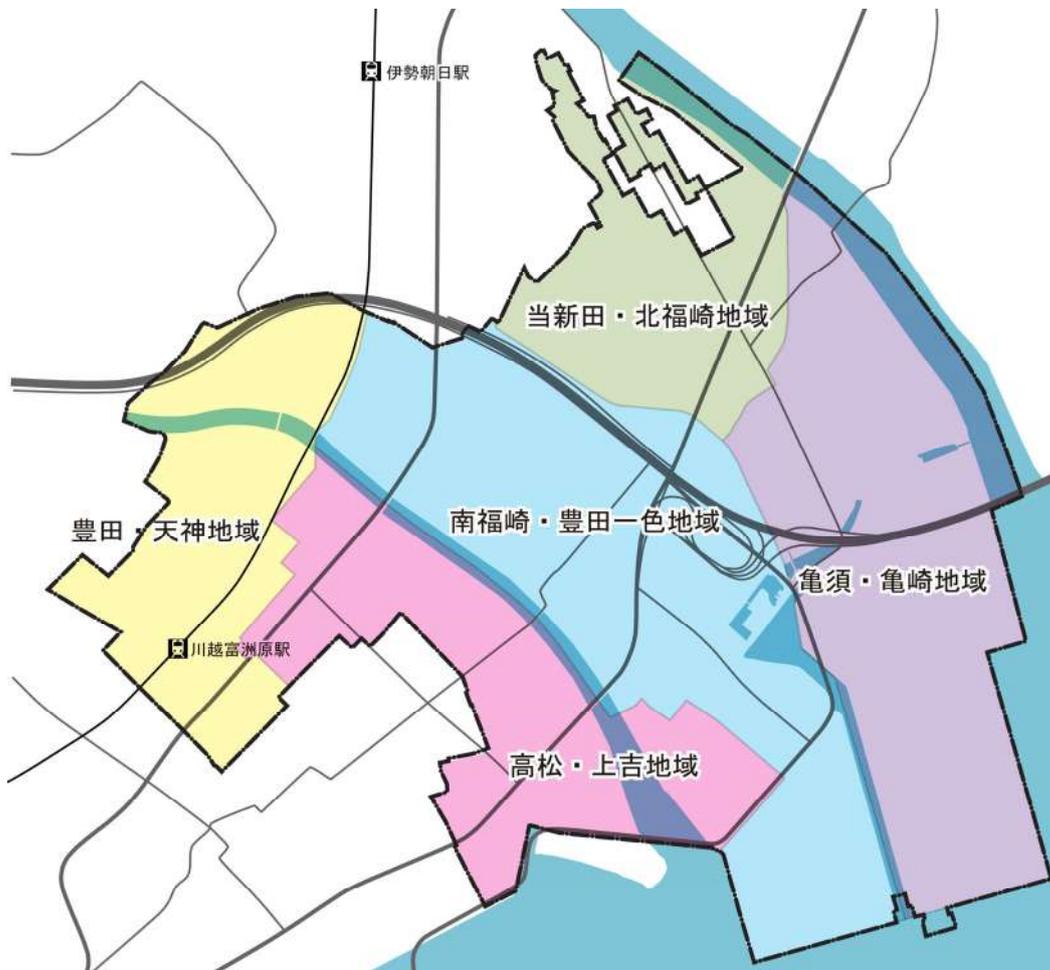


図 地域区分図

## (2) 地域別の土地利用

5地域別の土地利用の面積割合を比較すると、農地など自然的土地利用は、当新田・北福崎地域が多く、住居系用地は豊田・天神地域、商業系用地は当新田・北福崎地域、工業系用地は高松・上吉地域が高くなっています。

表 地域別土地利用現況（単位：ha）

地域	自然的土地利用					都市的土地利用							総合計
	農地	山林	原野	水面	合計	住居系用地	商業系用地	工業系用地	公共施設用地	道路	その他	合計	
当新田・北福崎	33.79	0.00	0.08	1.82	35.69	19.92	10.35	18.58	1.30	12.01	5.35	67.51	103.20
亀須・亀崎	24.98	0.00	3.21	4.29	32.48	17.59	17.97	15.52	68.42	18.48	36.34	174.32	206.80
南福崎・豊田一色	50.42	0.00	1.28	10.11	61.81	41.91	6.71	57.08	48.23	49.64	29.52	233.09	294.90
豊田・天神	30.30	6.25	2.82	10.94	50.31	36.47	5.43	6.81	1.92	26.87	28.79	106.29	156.60
高松・上吉	4.80	0.00	0.09	1.05	5.94	21.79	6.52	43.16	3.53	13.67	16.89	105.56	111.50
合計	144.29	6.25	7.48	28.21	186.23	137.68	46.98	141.15	123.40	120.67	116.89	686.77	873.00

地域	自然的土地利用					都市的土地利用							総合計
	農地	山林	原野	水面	合計	住居系用地	商業系用地	工業系用地	公共施設用地	道路	その他	合計	
当新田・北福崎	32.7%	0.0%	0.1%	1.8%	34.6%	19.3%	10.0%	18.0%	1.3%	11.6%	5.2%	65.4%	100.0%
亀須・亀崎	12.1%	0.0%	1.6%	2.1%	15.7%	8.5%	8.7%	7.5%	33.1%	8.9%	17.6%	84.3%	100.0%
南福崎・豊田一色	17.1%	0.0%	0.4%	3.4%	21.0%	14.2%	2.3%	19.4%	16.4%	16.8%	10.0%	79.0%	100.0%
豊田・天神	19.3%	4.0%	1.8%	7.0%	32.1%	23.3%	3.5%	4.3%	1.2%	17.2%	18.4%	67.9%	100.0%
高松・上吉	4.3%	0.0%	0.1%	0.9%	5.3%	19.5%	5.8%	38.7%	3.2%	12.3%	15.1%	94.7%	100.0%
合計	16.5%	0.7%	0.9%	3.2%	21.3%	15.8%	5.4%	16.2%	14.1%	13.8%	13.4%	78.7%	100.0%

※南福崎・豊田一色地域の土地利用面積は、大字亀崎新田（工業専用地域）の高松・上吉地域の一部を含みます。

資料：平成30年度 三重県都市計画基礎調査

## (3) 地域別の人口

5地域別の世帯数及び人口、人口密度は、豊田・天神地域が最も高く、人口が集積しています。15歳未満人口割合は当新田・北福崎地域が最も高い割合となっています。65歳以上人口割合は亀須・亀崎地域が最も高く高齢化が進んでいます。

表 地域別人口（令和4年10月1日）

地域	世帯数	人口	年齢区分別人口（不詳含まず）			年齢区分別人口割合（不詳含まず）			面積（ha）	人口密度（人/ha）
			15歳未満人口	15～64歳人口	65歳以上人口	15歳未満人口	15～64歳人口	65歳以上人口		
当新田・北福崎	1,223	2,853	557	1,957	339	19.5%	68.6%	11.9%	103.20	27.65
亀須・亀崎	621	1,249	116	845	288	9.3%	67.7%	23.1%	206.80	6.04
南福崎・豊田一色	1,688	3,938	589	2,466	883	15.0%	62.6%	22.4%	294.90	13.35
豊田・天神	2,515	5,121	658	3,556	907	12.8%	69.4%	17.7%	156.60	32.70
高松・上吉	1,063	2,384	307	1,568	509	12.9%	65.8%	21.4%	111.50	21.38

資料：川越町オープンデータ

## 5 - 2 . 当新田・北福崎地域

### 《地域の概要》

位置 ・概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 町の北部に位置し、北側は朝日町、員弁川（町屋川）を挟んで桑名市と接する。</li> <li>➤ 5地域の中で最も人口が増加しており、年少人口割合も最も高い。</li> <li>➤ 地域の一部が朝日町の飛び地となっている。</li> </ul>					
都市計画 用途地域	住居系	第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域				
	工業系	工業地域				
土地利用	①面積 103.20ha（可住地面積：80.77ha）					
	②自然的土地利用（単位：ha）※割合は地域の対総面積					
	農地	山林	原野	水面	合計	
	33.79	0.00	0.08	1.82	35.69	
	32.7%	0.0%	0.1%	1.8%	34.6%	
③都市的土地利用（単位：ha）						
住居系 用地	商業系 用地	工業系 用地	公共施設 用地	道路	その他	合計
19.92	10.35	18.58	1.30	12.01	5.35	67.51
19.3%	10.0%	18.0%	1.3%	11.6%	5.2%	65.4%
資料：平成30年度三重県都市計画基礎調査						
人口 ・世帯数 (R4)	①人口 2,853人					
	年齢区分別人口（不詳含まず）					
	15歳未満人口	15～64歳人口	65歳以上人口			
	557	1,957	339			
19.5%	68.6%	11.9%				
②世帯数 1,223世帯						
資料：川越町オープンデータ（令和4年10月1日）						
都市施設	①文化系施設：当新田公民館、北福崎公民館 ②子育て支援施設：北部保育所 ③公園：川越町北部公園、北福崎こども広場、当新田幼児広場、当新田子ども広場					
防災	<b>【洪水】</b> ①指定緊急避難場所・指定避難所：当新田公民館、北福崎公民館 <b>【津波】</b> ①指定緊急避難場所：川越町水防倉庫、北部保育所避難施設 ②津波避難ビル：カインズホームみえ川越インター店					

【都市施設】

- 行政系施設
- 社会教育系施設
- 町民文化系施設
- 保健・福祉系施設
- 子育て支援系施設
- 学校教育系施設



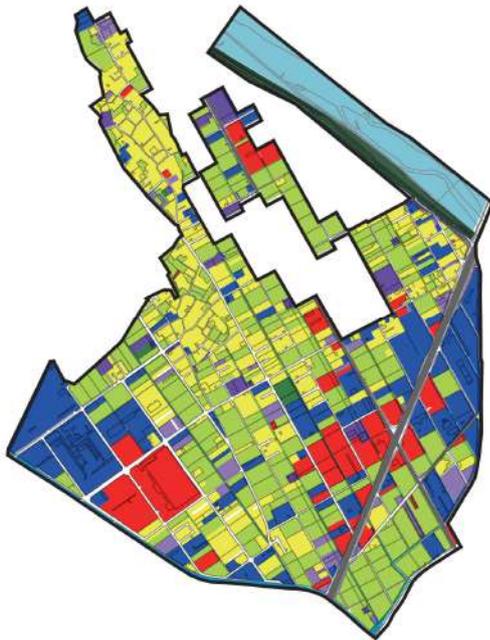
【避難所・避難場所】

- (洪水) 指定緊急避難場所・指定避難所
- (洪水) 指定緊急避難場所
- (津波) 指定緊急避難場所
- 津波避難ビル



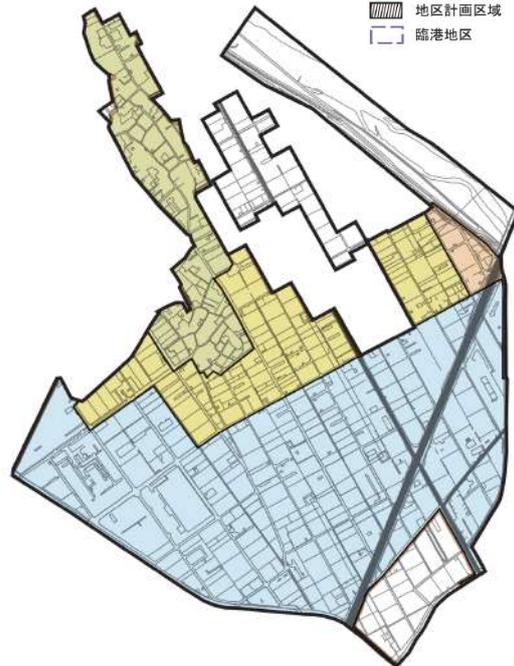
【土地利用】

- |       |                |
|-------|----------------|
| ● 農地  | ● 公共公益施設用地     |
| ● 山林  | ● 教育施設用地       |
| ● 原野  | ● レクリエーション施設用地 |
| ● 水面  | ● 港湾施設等用地      |
| ● 住居系 | ● 公園緑地         |
| ● 商業系 | ● その他          |
| ● 工業系 |                |



【用途地域】

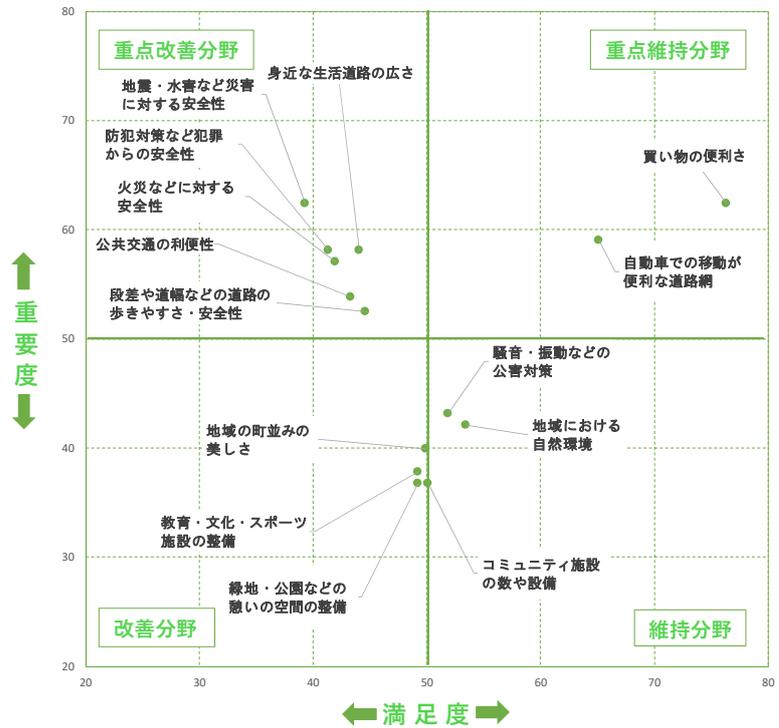
- 第二種中高層住居専用地域
- 第一種住居地域
- 第二種住居地域
- 近隣商業地域
- 準工業地域
- 工業地域
- 工業専用地域
- ▨ 地区計画区域
- 臨港地区



## 【住民意識】

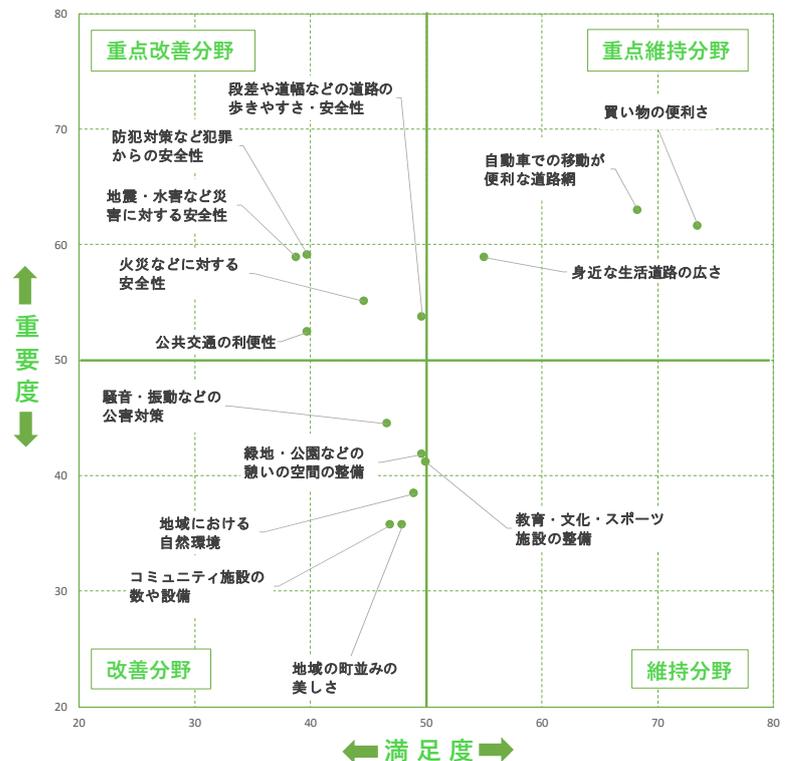
### ●当新田地域

・生活環境で重要度は高いものの満足度が低い重点的に改善が求められるものとして、「身近な生活道路広さ」、「地震・水害など災害に対する安全性」、「防犯対策など犯罪からの安全性」、「火災などに対する安全性」、「公共交通の利便性」、「道路の歩きやすさ・安全性」があげられています。



### ●北福崎地域

・生活環境で重要度は高いものの満足度が低い重点的に改善が求められるものとして、「道路の歩きやすさ・安全性」、「防犯対策など犯罪からの安全性」、「地震・水害など災害に対する安全性」、「火災などに対する安全性」、「公共交通の利便性」があげられています。



### 【当新田・北福崎地域の課題】

- 他地域に比べ、15歳未満人口割合や人口増加率が高いことから、子育て世帯をはじめとする若い世帯が暮らしやすい環境づくりが求められます。
- 他地域に比べ、農地の割合が高いものの、住宅開発等による農地の減少が進んでいるほか、未利用地の農地も多くあります。また、工業系や商業系の土地利用の割合も多く、住工混在が進んでいることから、快適な住環境の維持・改善が求められます。
- かつての農村集落で狭あい道路が多く、住民から生活道路の安全性の確保が求められていることから、生活道路の拡幅とともに、子育て世帯や高齢者などが安心して歩ける安全な道路空間の確保が求められます。
- ふれあいバスが通っているものの、地域住民の公共交通の利便性に対する満足は低いことから、ふれあいバスの利便性の向上や新たな交通手段の確保などが求められます。
- 他地域と比べ、公園・緑地や教育・文化・スポーツ施設の整備への満足度が低いことから、公園の機能の充実などが求められます。
- 他地域と比べ、防犯対策への満足度は低く、地震・水害対策や火災への対応も求められていることから、防犯灯の設置や員弁川（町屋川）の堤防強化など安全・安心な住環境の確保が求められます。

## 《地域の将来像》

### 人口増加に対応した安全・安心で暮らしやすい地域づくり

○当新田・北福崎地域は、員弁川（町屋川）に隣接し、子育て世帯などの人口が増加している地域であることから、河川の適正な維持管理などの防災・減災対策とともに、安全な歩行空間が確保された良好な住環境の形成により、安心して暮らしやすい地域を目指します。

## 《地域のまちづくりの方針》

### 1. 安全・安心な防災・防犯の方針

員弁川（町屋川）に隣接する住宅地等の安全性の確保のため、河川の堤防強化や河床の浚渫などの維持管理を県に働きかけるとともに、雨水幹線の整備と適正な維持管理により水害対策の強化に努めます。

集落内の狭あい道路については、道路後退用地の整備を進めるとともに、建物の耐震化を促進し、災害に強いまちづくりを進めます。集落内の空地は、防災上市街地に必要なオープンスペースとしての活用を検討します。

歩行者が夜間でも安心して外出できるよう、防犯灯の設置と適正な維持管理に努めます。

## 2. 土地利用の方針

工業地域は、住宅の立地が進み、住工混在地域となっていることから、既存企業の操業環境及び良好な住環境の共生を図りつつ、地域の実情に応じて必要な場合には、適正な用途地域の見直しに向けた調査・検討を進めます。

## 3. 都市施設の整備方針

地域住民の憩いの場として整備した公園は、町と自治会により適正に維持管理に努めます。

## 4. 道路・交通の方針

地域西側の商業施設の周辺において、幅員が狭い道路については、拡幅を検討します。

歩道などが確保されていない交通量が多い道路については、歩道のカラー舗装化等を図りながら、安全・安心な歩行空間の確保に努めます。

利用者のニーズを踏まえ、ふれあいバスの運行ダイヤや運行ルートの変更による利便性の向上を図ります。

通学路の安全性を確保するため、引き続き危険箇所を中心に、交差点のカラー舗装化と適正な管理による安全性の向上に努めます。

## 5. 自然環境・景観の方針

員弁川（町屋川）の河床の浚渫や河川敷の雑木撤去などによる水害対策とともに、良好な水辺景観の保全を県に働きかけます。

多様な機能を有した貴重な緑の空間でもある市街化調整区域内の農地を保全し、うるおいのある都市空間を確保します。

国道 23 号及び北勢バイパス沿道の良好な景観形成を図るため、三重県屋外広告物条例に基づき、屋外広告物の規制・誘導に努めます。

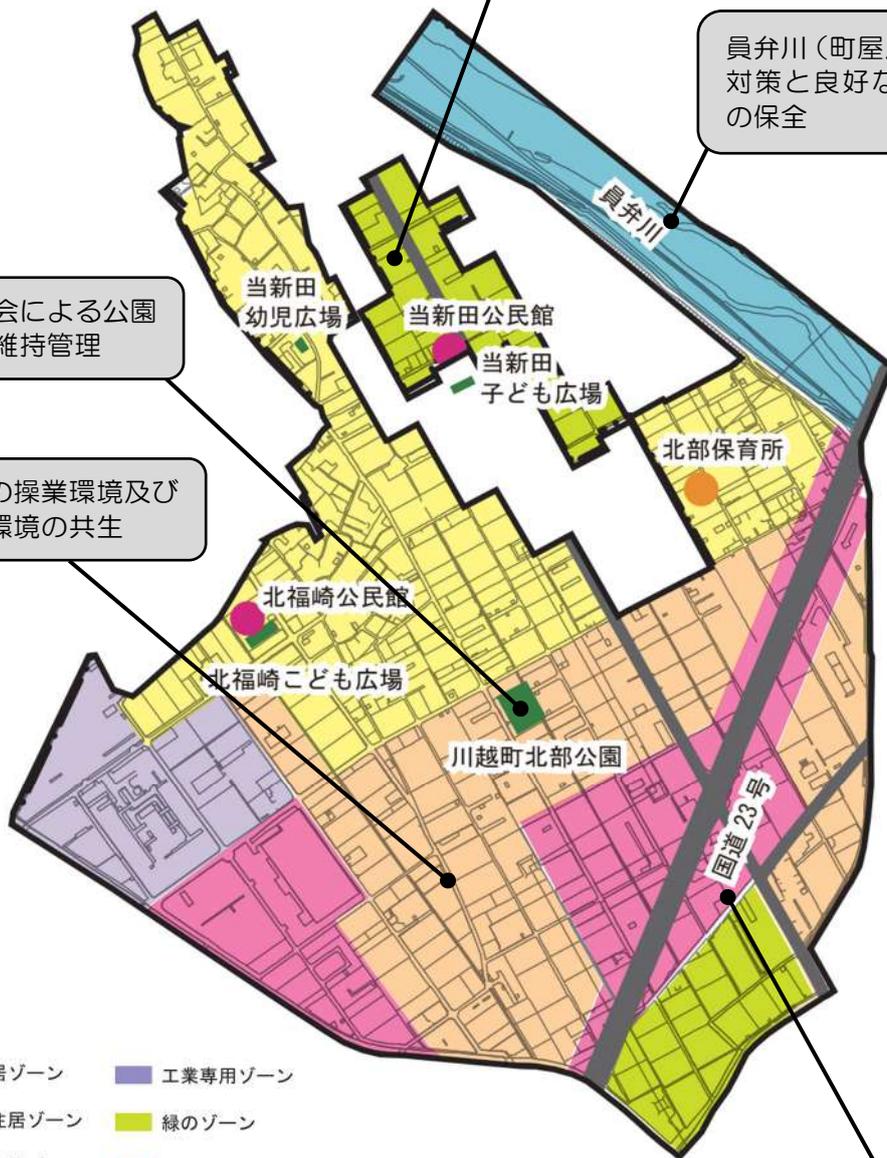
○地域全体  
安全・安心な歩行空間の確保  
ふれあいバスの利便性の向上  
通学路の安全確保  
狭あい道路の拡幅整備

市街化調整区域の農地の保全

員弁川(町屋川)の水害  
対策と良好な水辺景観  
の保全

町と自治会による公園  
の適正な維持管理

既存企業の操業環境及び  
良好な住環境の共生



屋外広告物の規制・誘導  
による沿道景観の形成

- 一般住居ゾーン
- 工業専用ゾーン
- 中高層住居ゾーン
- 緑のゾーン
- 近隣型商業ゾーン
- 河川・海岸
- 沿道型商業ゾーン
- 住工共生ゾーン
- 工業主体ゾーン

図 まちづくりの方針図(当新田・北福崎地域)

## 5 - 3 . 亀須・亀崎地域

### 《地域の概要》

位置 ・概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 町の東部に位置し、員弁川（町屋川）を挟んで桑名市と接する。</li> <li>➤ 員弁川（町屋川）沿いに川越漁港、南側に川越火力発電所が位置している。</li> <li>➤ 高齢者人口割合が高く、昼間人口比率が最も高い。</li> </ul>						
都市計画 用途地域	住居系	第1種住居地域、第2種住居地域					
	工業系	準工業地域、工業地域、工業専用地域					
土地利用	①面積 206.80ha（可住地面積：56.68ha）						
	②自然的土地利用（単位：ha）※割合は地域の対総面積						
	農地	山林	原野	水面	合計		
	24.98	0.00	3.21	4.29	32.48		
12.1%	0.0%	1.6%	2.1%	15.7%			
人口 ・世帯数 (R4)	③都市的土地利用（単位：ha）						
	住居系 用地	商業系 用地	工業系 用地	公共施設 用地	道路	その他	合計
	17.59	17.97	15.52	68.42	18.48	36.34	174.32
	8.5%	8.7%	7.5%	33.1%	8.9%	17.6%	84.3%
資料：平成30年度三重県都市計画基礎調査							
人口 ・世帯数 (R4)	①人口 1,249人						
	年齢区分別人口（不詳含まず）						
	15歳未満人口	15～64歳人口	65歳以上人口				
	116	845	288				
9.3%	67.7%	23.1%					
②世帯数 621世帯							
資料：川越町オープンデータ（令和4年10月1日）							
都市施設	①文化系施設：亀須公民館、亀崎公民館 ②公園：亀須子ども広場、亀崎憩いの広場、亀崎緑地公園 ③その他：北勢沿岸流域下水道北部浄化センター						
防災	<b>【洪水】</b> ①指定緊急避難場所・指定避難所：亀須公民館、亀崎公民館 ②指定緊急避難場所：三重県北勢沿岸流域下水道北部浄化センター管理本館 <b>【津波】</b> ①指定緊急避難場所：亀崎公民館、亀須・亀崎地区津波避難タワー、三重県北勢沿岸流域下水道北部浄化センター管理本館 ②津波避難ビル：名鉄四日市タクシー（株）北部営業所立体駐車場						

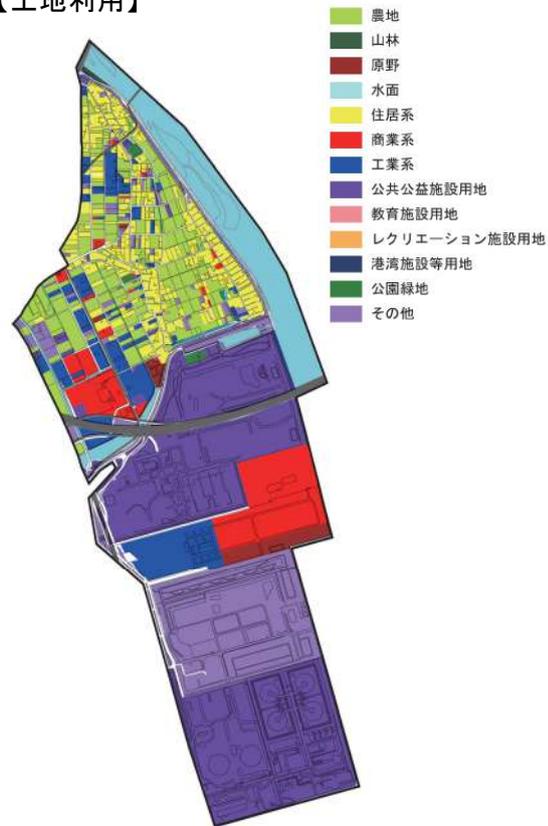
【都市施設】



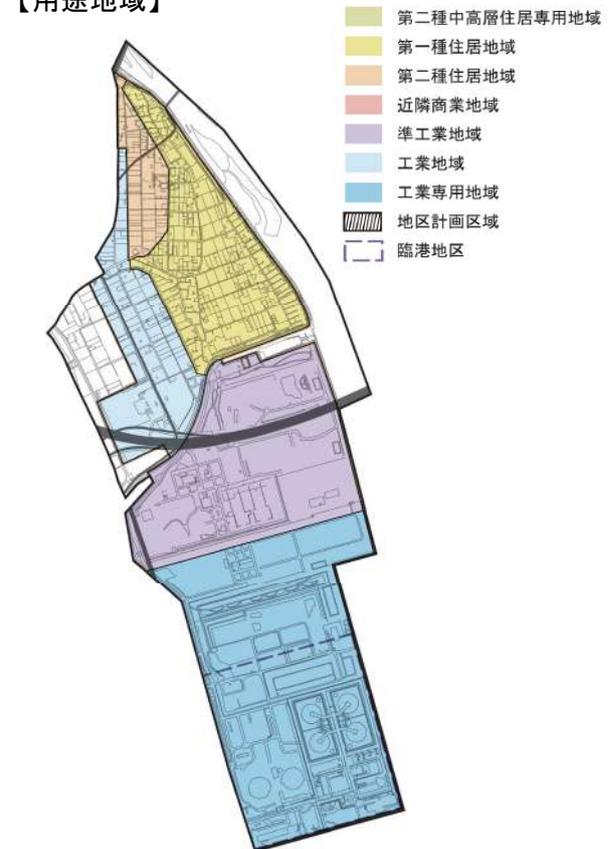
【避難所・避難場所】



【土地利用】



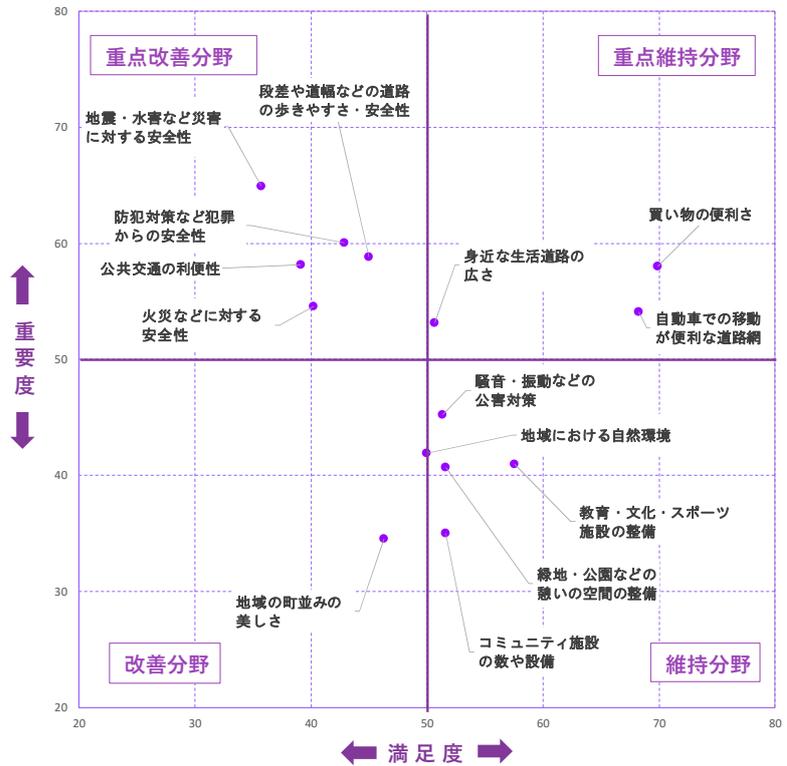
【用途地域】



## 【住民意識】

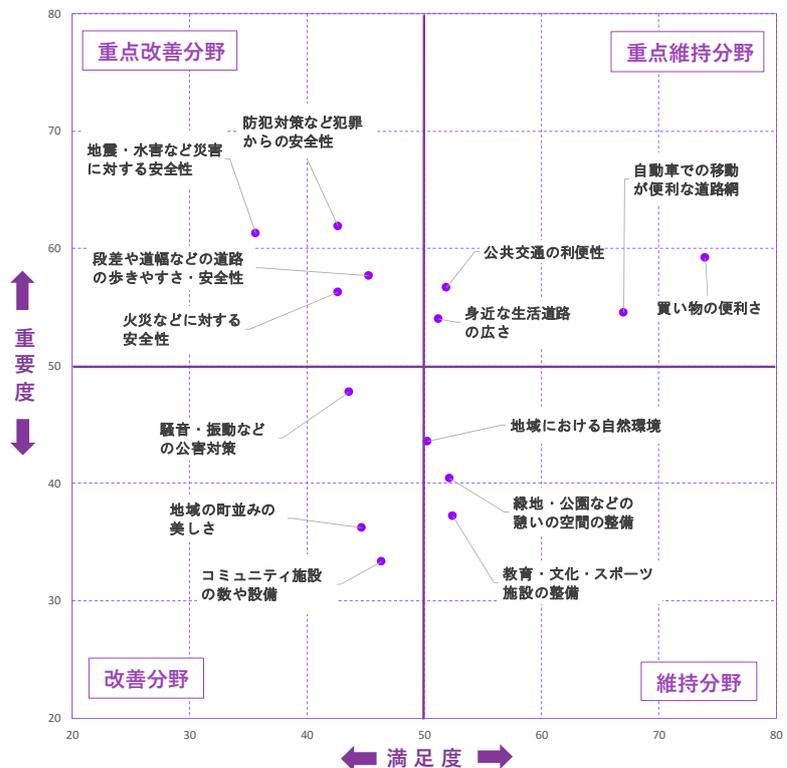
### ● 亀須地域

・生活環境で重要度は高いものの満足度が低い重点的に改善が求められるものとして、「道路の歩きやすさ・安全性」、「地震・水害など災害に対する安全性」、「防犯対策など犯罪からの安全性」、「公共交通の利便性」、「火災などに対する安全性」があげられています。



### ● 亀崎地域

・生活環境で重要度は高いものの満足度が低い重点的に改善が求められるものとして、「防犯対策など犯罪からの安全性」、「地震・水害など災害に対する安全性」、「道路の歩きやすさ・安全性」、「火災などに対する安全性」があげられています。



## 【亀須・亀崎地域の課題】

- 他地域に比べ、65歳以上人口割合が高く、買い物や公共交通の利便性の満足度が低いことから、高齢者世帯などが暮らしやすい環境づくりが求められます。
- 町内の中でも、鉄道駅（川越富洲原駅）から最も離れ、国道23号や北勢バイパスにより、役場庁舎や小中学校とはアクセスしにくい状況にあることから、高齢者や児童・生徒など、交通手段を持たない人に対する公共交通の利便性の向上、道路の歩きやすさ、通学路の安全性の確保などが求められます。
- 地域の南側は、準工業地域、工業地域、工業専用地域に指定され、工業主体の土地利用となっており、他の地域と比較して昼間人口比率が高いことから、自動車での移動が便利な道路網や、騒音・振動などの公害対策などが求められます。
- 他地域に比べ、町並みの美しさへの満足度が低いことから、景観に配慮した不法投棄対策や水辺の自然景観の向上が求められます。
- 員弁川（町屋川）の河口部に位置し、地震・水害などに対する安全性への満足度が低いことから、堤防強化など安全・安心な住環境の確保が求められます。

## 《地域の将来像》

### 高齢者等も安心して暮らせる利便性・安全性の高い地域づくり

○亀須・亀崎地域は、員弁川（町屋川）に隣接し、町のなかでも高齢化が進むとともに、役場庁舎などの公共公益施設にアクセスしにくい地域であることから、河川の適正な維持管理とともに、利便性の高い公共交通や安全な歩行空間の確保等により、安心して暮らせる地域を目指します。

## 《地域のまちづくりの方針》

### 1. 安全・安心な防災・防犯の方針

員弁川（町屋川）に隣接する住宅地等の安全性の確保のため、河川の堤防強化や河床の浚渫などの維持管理を県に働きかけるとともに、雨水幹線の整備と適正な維持管理により水害対策の強化に努めます。

集落内の狭あい道路については、道路後退用地の整備を進めるとともに、建物の耐震化を促進し、災害に強いまちづくりを進めます。

不法投棄防止のため、状況に応じて啓発看板や防犯カメラを設置します。

歩行者が夜間でも安心して外出できるよう、防犯灯の設置と適正な維持管理に努めます。

### 2. 土地利用の方針

工業地域は、住宅の立地が進み、住工混在地域となっていることから、既存企業の操業環境及び良好な住環境の共生を図りつつ、地域の実情に応じて必要な場合には、適正な用途地域の見直しに向けた調査・検討を進めます。

工業専用地域では、活発な産業活動が展開しやすい環境を確保するために、現状の土地利用の維持を図るとともに、周辺への公害防止に向けた環境対策の検討を進めます。

### 3. 都市施設の整備方針

亀須子ども広場や亀崎憩いの広場などについては、広場のオープンスペース化など、防災面の強化に配慮した利活用（リニューアル）や維持管理のあり方を検討します。

北部浄化センター敷地内の公園整備を県に働きかけ、川越町の拠点公園として住民だけではなく、町内外の人々の憩いとふれあいの拠点として活用します。

### 4. 道路・交通の方針

歩道などが確保されていない道路については、歩道のカラー舗装化等を図りながら、安全・安心な歩行空間の確保に努めます。

通学路の安全性を確保するため、引き続き危険箇所を中心に、交差点のカラー舗装化と適正な管理による安全性の向上に努めます。

集落内の狭あい道路の拡幅整備を進め、安全で快適な生活道路の確保に努めます。

利用者のニーズを踏まえ、ふれあいバスの運行ダイヤや運行ルートの変更による利便性の向上を図ります。

### 5. 自然環境・景観の方針

員弁川（町屋川）の河床の浚渫や河川敷の雑木撤去などによる水害対策とともに、良好な水辺景観の保全を県に働きかけます。

多様な機能を有した貴重な緑の空間でもある市街化調整区域内の農地を保全し、うるおいのある都市空間を確保します。

○地域全体  
安全・安心な歩行空間の確保  
ふれあいバスの利便性の向上  
通学路の安全確保  
狭あい道路の拡幅整備

既存企業の操業環境及び  
良好な住環境の共生

市街化調整区域の  
農地の保全

員弁川(町屋川)の水害  
対策と良好な水辺景観  
の保全

北部浄化センター  
緑地の利用検討

- |  |   |
|--|---|
|  一般住居ゾーン  |  工業専用ゾーン |
|  中高層住居ゾーン |  緑のゾーン   |
|  近隣型商業ゾーン |  河川・海岸   |
|  沿道型商業ゾーン |   |
|  住工共生ゾーン  |   |
|  工業主体ゾーン  |   |

図 まちづくりの方針図(亀須・亀崎地域)

## 5 - 4 . 南福崎・豊田一色地域

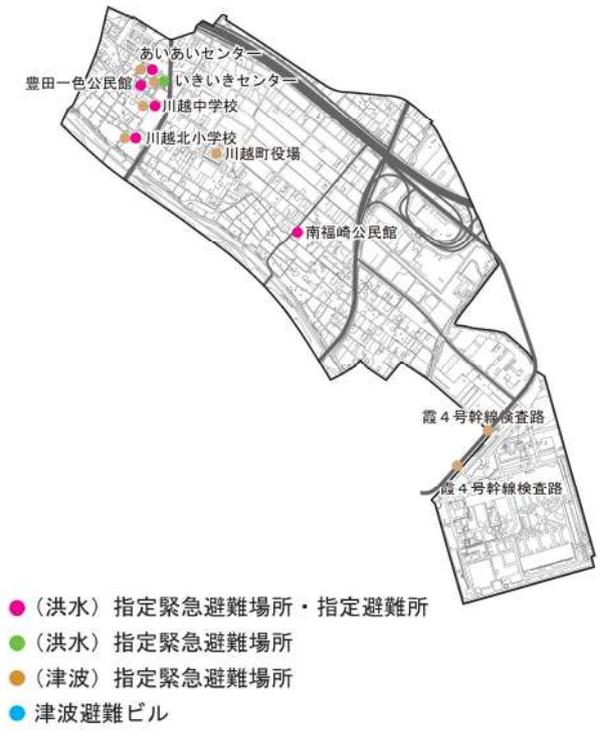
### 《地域の概要》

位置 ・概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 町内の中央部、朝明川の左岸に位置し、北側は朝日町、南側は伊勢湾に接している。</li> <li>➤ 役場庁舎や中央公民館、中学校など中心的な施設が集積しているほか、南側には川越火力発電所が立地している。</li> </ul>						
都市計画 用途地域	住居系	第1種住居地域、第2種住居地域					
	工業系	準工業地域、工業地域、工業専用地域					
土地利用	①面積 294.90ha（可住地面積：124.12ha）						
	②自然的土地利用（単位：ha）※割合は地域の対総面積						
	農地	山林	原野	水面	合計		
	50.42	0.00	1.28	10.11	61.81		
17.1%	0.0%	0.4%	3.4%	21.0%			
③都市的土地利用（単位：ha）							
住居系 用地	商業系 用地	工業系 用地	公共施設 用地	道路	その他	合計	
41.91	6.71	57.08	48.23	49.64	29.52	233.09	
14.2%	2.3%	19.4%	16.4%	16.8%	10.0%	79.0%	
資料：平成30年度三重県都市計画基礎調査							
人口 ・世帯数 (R4)	①人口 3,938人						
	年齢区分別人口（不詳含まず）						
	15歳未満人口	15～64歳人口	65歳以上人口				
589	2,466	883					
15.0%	62.6%	22.4%					
②世帯数 1,688世帯							
資料：川越町オープンデータ（令和4年10月1日）							
都市施設	①文化系施設：中央公民館、豊田一色公民館、南福崎公民館 ②社会教育施設：あいあいセンター ③学校教育施設：川越中学校、川越北小学校、学校給食センター ④子育て支援施設：川越幼稚園、中部保育所、つばめ児童館 ⑤保健・福祉施設：いきいきセンター ⑥公園：豊田一色公民館横公園、南福崎西公園、南福崎中央公園、南福崎東公園、南福崎新田公園、川越緑地公園						
防災	<b>【洪水】</b> ①指定緊急避難場所・指定避難所：あいあいセンター、川越中学校、川越北小学校、豊田一色公民館、南福崎公民館 ②指定緊急避難場所：いきいきセンター <b>【津波】</b> ①指定緊急避難場所：あいあいセンター、いきいきセンター、川越中学校、川越北小学校、役場庁舎、霞4号幹線検査路						

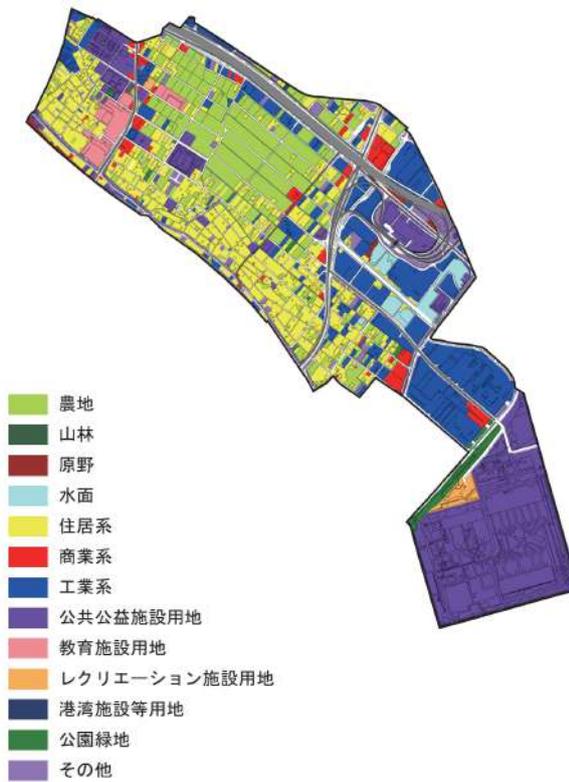
【都市施設】



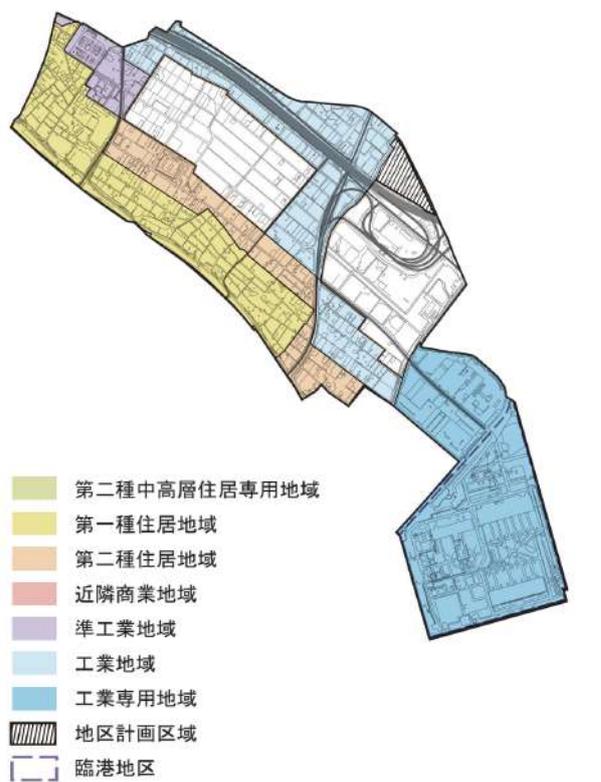
【避難所・避難場所】



【土地利用】



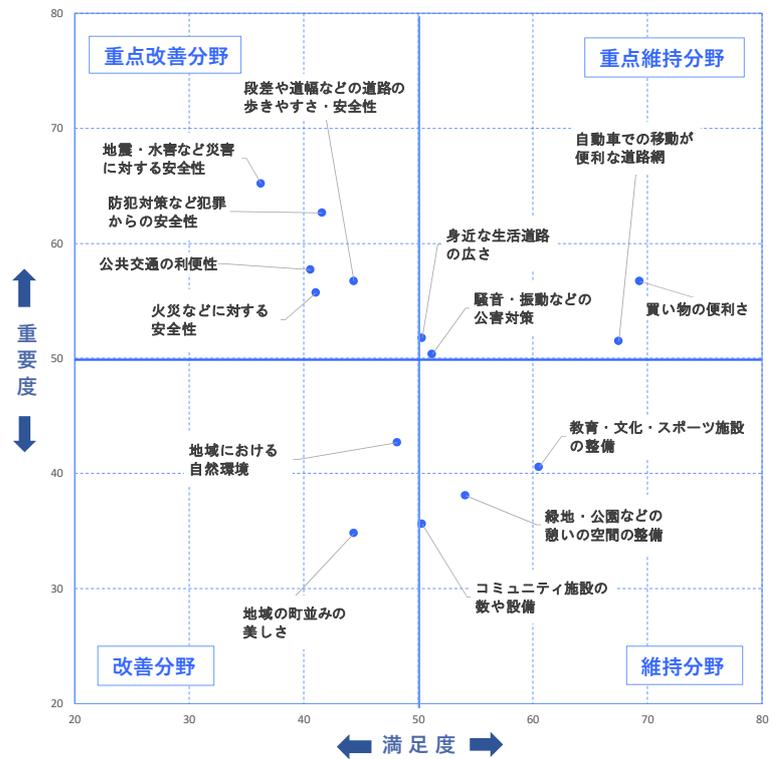
【用途地域】



## 【住民意識】

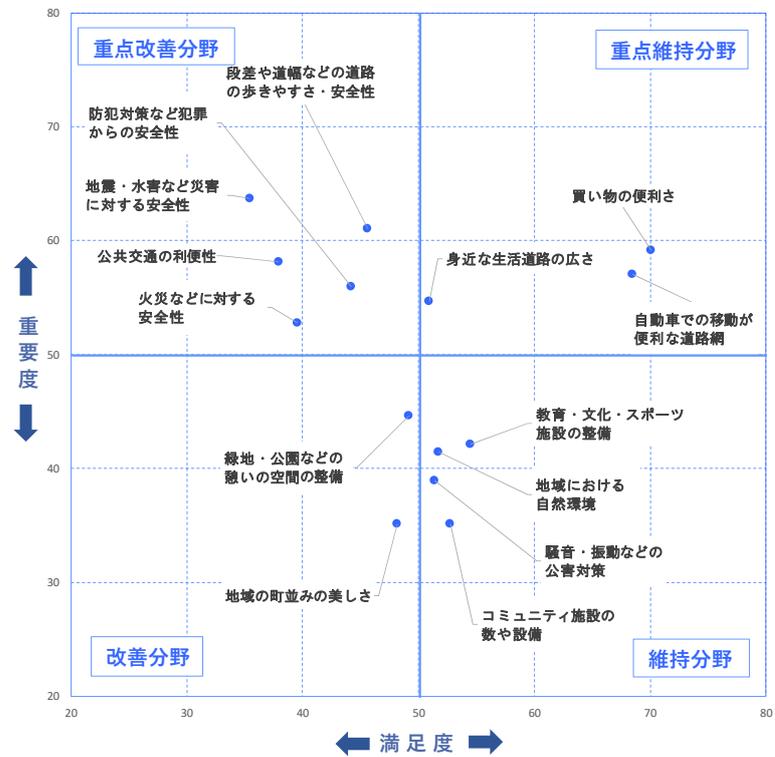
### ●南福崎地域

・生活環境で重要度は高いものの満足度が低い重点的に改善が求められるものとして、「道路の歩きやすさ・安全性」、「地震・水害など災害に対する安全性」、「防犯対策など犯罪からの安全性」、「公共交通の利便性」、「火災などに対する安全性」があげられています。



### ●豊田一色地域

・生活環境で重要度は高いものの満足度が低い重点的に改善が求められるものとして、「道路の歩きやすさ・安全性」、「防犯対策など犯罪からの安全性」、「地震・水害など災害に対する安全性」、「公共交通の利便性」、「火災などに対する安全性」があげられています。



### 【南福崎・豊田一色地域の課題】

- 役場庁舎ほか、中央公民館、川越中学校、川越北小学校など、町の中心的な公共公益施設が集積しているものの、公共交通の利便性への満足度は低いことから、公共交通ネットワークの強化が求められます。
- みえ川越インターチェンジが位置し、広域的な交通の利便性が高いことから、産業や交流活動の拠点の形成が求められます。
- 国道1号と国道23号に挟まれており、住宅地内への通過交通の流入も見られることから、生活道路の拡幅や安心して歩ける歩道の整備など、安全な道路空間の確保が求められます。
- 市街化調整区域の農地が比較的多く残っているものの、農家の高齢化等により農地を維持・保全していくことが困難になってきていることから、担い手の確保等による生産体制の強化を進めるとともに、貴重なオープンスペースとして農家の営農意欲に応じた土地の有効活用を図ることが求められます。
- 朝明川が位置しており、地震・水害などに対する安全性への満足度が低いことから、避難場所等となる公園や広場等の整備など、一時避難場所や避難路の確保が求められます。

## 《地域の将来像》

### 多様な活動とにぎわいの中心となる地域づくり

○南福崎・豊田一色地域は、公共公益施設が集積するとともに、町の広域的な玄関口となるみえ川越インターチェンジが位置する地域であることから、将来都市構造の都市拠点となるふれあい交流拠点と流通業務拠点の形成により、多様な活動とにぎわいの中心となる地域を目指します。

## 《地域のまちづくりの方針》

### 1. 安全・安心な防災・防犯の方針

密集市街地の建物の耐震性の向上を図るとともに、緊急車輛の通行の円滑化を図るため、狭あい道路については、道路後退用地の整備を進めます。

朝明川や河岸の堤防強化、河床の浚渫などの維持管理を県に働きかけるとともに、雨水幹線の整備と適正な維持管理により水害対策の強化に努めます。

歩行者が夜間でも安心して外出できるよう、防犯灯の設置と適正な維持管理に努めます。

### 2. 土地利用の方針

広域交通基盤を積極的に活用するため、現状の市街化調整区域となっているみえ川越インターチェンジ周辺地域についての土地利用のあり方について検討を進めます。

工業専用地域は、活発な産業活動が展開しやすい環境を確保するために、現状の土地利用の維持を図ります。

工業地域の中で住宅立地が進展している住工混在地域においては、既存企業の操業環境及び良好な住環境の共生を図りつつ、地域の実情に応じて必要な場合には、適正な用途地域の見直しに向けた調査・検討を進めます。

役場庁舎に隣接した市街化調整区域の農地は、まとまりのある貴重なオープンスペースであり、水害を防止する遊水・保水機能など多様な機能を有することから保全に努めます。

### 3. 市街地整備の方針

役場庁舎周辺において、町の中心的なにぎわい・交流の場となるエリアのあり方について検討します。

みえ川越インターチェンジ周辺において、伊勢湾岸道路等を軸とした広域的な物流、流通需要に対応するため、地区計画制度の活用も検討しながら、計画的な流通業務地の配置の検討や既存の流通業務団地の維持を図ります。また、都市防災の観点から、雨水の調整機能を有している環境を活かした防災機能の強化に向けた活用について検討します。

### 4. 都市施設の整備方針

臨港道路霞 4 号幹線沿いの川越緑地公園など、官民一体となった緑地空間の維持に努め、朝明川や高松海岸とつなぐ水と緑のネットワーク軸を形成します。

### 5. 道路・交通の方針

広域的な交通体系としての機能を有する国道 1 号の整備促進を国に働きかけます。

歩道などが確保されていない道路については、歩道のカラー舗装化等を図りながら、安全・安心な歩行空間の確保に努めます。

通学路の安全性を確保するため、引き続き危険箇所を中心に、交差点のカラー舗装化と適正な管理による安全性の向上に努めます。

集落内の狭あい道路の拡幅整備を進め、安全で快適な生活道路の確保に努めます。

利用者のニーズを踏まえ、ふれあいバスの運行ダイヤや運行ルートの変更による利便性の向上を図ります。

### 6. 自然環境・景観の方針

朝明川の河床の浚渫や河川敷の雑木撤去などにより、水害対策とともに、良好な水辺景観の保全を図ります。

近隣住民と協力し、鯉やホタルなどの生物が育つ水辺環境を保全するとともに、水辺を生かしたうるおいのある景観の形成に努めます。

国道 1 号及び北勢バイパス沿道の良好な景観形成を図るため、三重県屋外広告物条例に基づき、屋外広告物の規制・誘導に努めます。

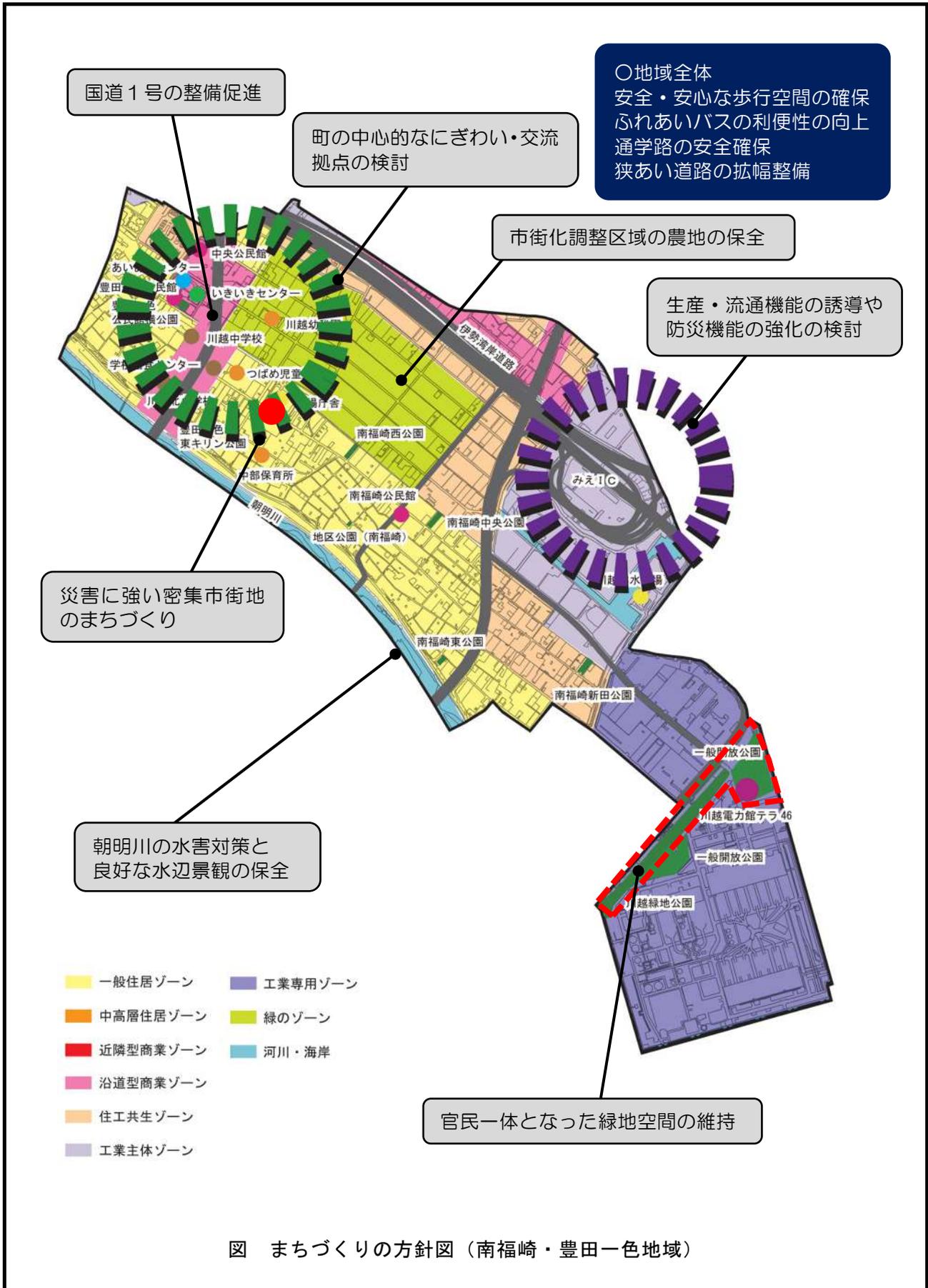


図 まちづくりの方針図（南福崎・豊田一色地域）

## 5 - 5 . 豊田・天神地域

### 《地域概要》

位置 ・概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 町の西部に位置し、北側に朝日町、西側は四日市市に隣接する。</li> <li>➤ 近鉄名古屋線の川越富洲原駅が位置し、駅南側は近隣商業地域に指定されている。国道1号沿いには商業施設が立地している。</li> <li>➤ 人口及び人口密度、生産年齢人口、世帯数が5地域内で最も高い。</li> </ul>					
都市計画 用途地域	住居系	第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域				
	商業系	近隣商業地域				
	工業系	準工業地域、工業地域				
土地利用	①面積 156.60ha（可住地面積：90.87ha）					
	②自然的土地利用（単位：ha）※割合は地域の対総面積					
	農地	山林	原野	水面	合計	
	30.30	6.25	2.82	10.94	50.31	
19.3%	4.0%	1.8%	7.0%	32.1%		
③都市的土地利用（単位：ha）						
住居系 用地	商業系 用地	工業系 用地	公共施設 用地	道路	その他	合計
36.47	5.43	6.81	1.92	26.87	28.79	106.29
23.3%	3.5%	4.3%	1.2%	17.2%	18.4%	67.9%
資料：平成30年度三重県都市計画基礎調査						
人口 ・世帯数 (R4)	①人口 5,121人					
	年齢区分別人口（不詳含まず）					
	15歳未満人口	15～64歳人口	65歳以上人口			
658	3,556	907				
12.8%	69.4%	17.7%				
②世帯数 2,515世帯						
資料：川越町オープンデータ（令和4年10月1日）						
都市施設	①文化系施設：豊田公民館、天神公民館 ②学校教育施設：川越高等学校 ③公園：豊田子ども広場（第1～第3）、天神子ども広場、天神公民館広場、ユーハウスタウン内公園、豊田公民館敷地内東広場					
防災	<b>【洪水】</b> ①指定緊急避難場所・指定避難所：川越高等学校、豊田公民館、天神公民館 <b>【津波】</b> ①指定緊急避難場所：川越高等学校、豊田水防倉庫 ②津波避難ビル：中部電力(株)川越寮、川越住宅、第1杉ノ木ハイツ、第2杉の木ハイツ					

【都市施設】

- 行政系施設
- 社会教育系施設
- 町民文化系施設
- 保健・福祉系施設
- 子育て支援系施設
- 学校教育系施設



【避難所・避難場所】

- (洪水) 指定緊急避難場所・指定避難所
- (洪水) 指定緊急避難場所
- (津波) 指定緊急避難場所
- 津波避難ビル



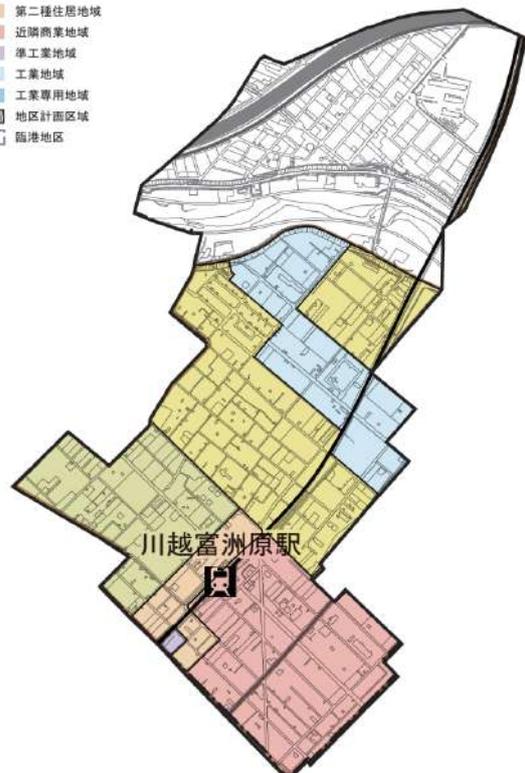
【土地利用】

- 農地
- 山林
- 原野
- 水面
- 住居系
- 商業系
- 工業系
- 公共公益施設用地
- 教育施設用地
- レクリエーション施設用地
- 港湾施設用地
- 公園緑地
- その他



【用途地域】

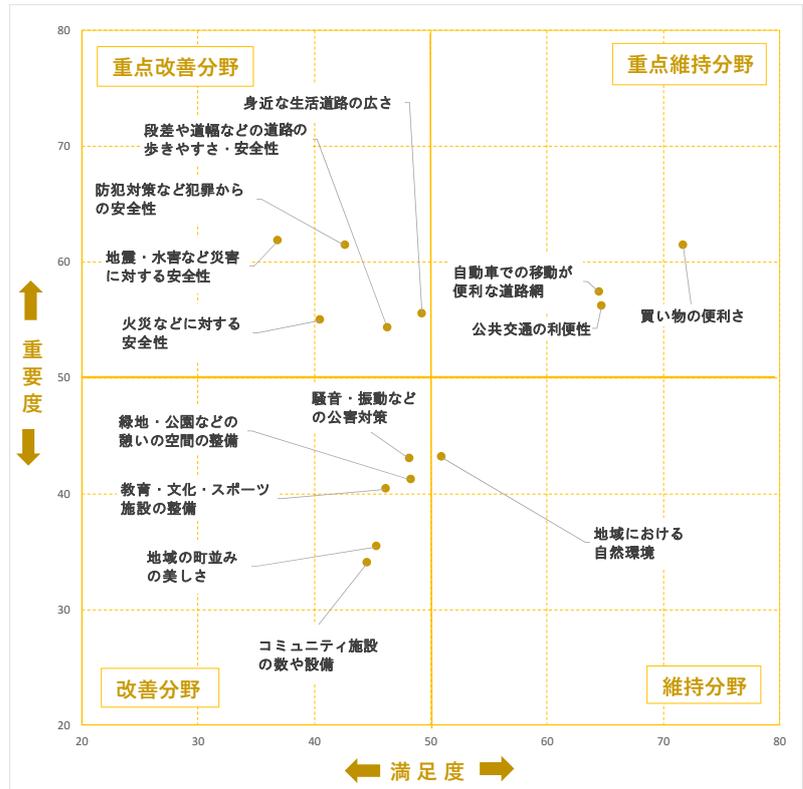
- 第二種中高層住居専用地域
- 第一種住居地域
- 第二種住居地域
- 近隣商業地域
- 工業地域
- 準工業地域
- 工業地域
- 工業専用地域
- 地区計画区域
- 臨港地区



## 【住民意識】

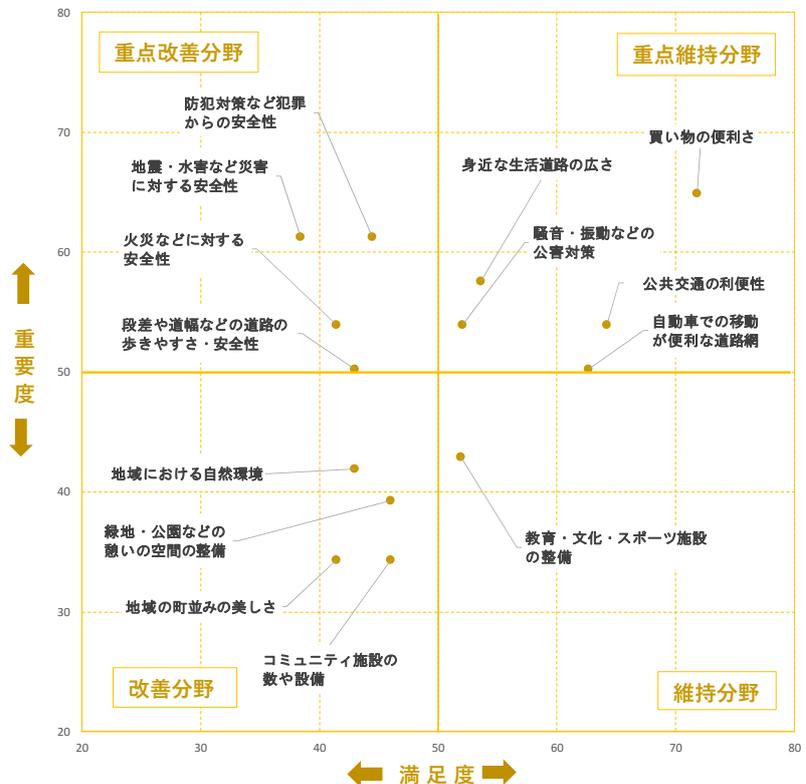
### ●豊田地域

・生活環境で重要度は高いものの満足度が低い重点的に改善が求められるものとして、「身近な生活道路の広さ」、「防犯対策など犯罪からの安全性」、「地震・水害など災害に対する安全性」、「火災などに対する安全性」、「道路の歩きやすさ・安全性」があげられています。



### ●天神地域

・生活環境で重要度は高いものの満足度が低い重点的に改善が求められるものとして、「道路の歩きやすさ・安全性」、「防犯対策など犯罪からの安全性」、「地震・水害など災害に対する安全性」、「火災などに対する安全性」があげられています。



## 【豊田・天神地域の課題】

- 近鉄名古屋線の川越富洲原駅が位置し、公共交通や買い物の利便性の満足度も高く、他地域に比べ、人口、世帯数、人口密度が最も高い地域となっています。このため、駅を中心とした都市的サービスの集積や歩いて暮らせる安全な歩行空間の確保などが求められます。
- 川越富洲原駅の駐輪場が整備されていますが、計画以上の台数が駅に置かれているほか、駅東口において空き店舗等がみられるため、駐輪場の確保や魅力ある商業空間の確保に向けた検討が求められます。
- 国道1号の慢性的な渋滞が発生しているため、道路拡幅や交差点改良などによる自動車交通の円滑化を図ることが求められます。
- 地震・水害などに対する安全性への満足度が低いことから、朝明川の堤防の強化などによる水害対策とともに、一時避難場所や避難路の確保が求められます。
- 地域内に比較的多くの農地が残っているものの、担い手不足などから維持していくことが困難になっています。市街化調整区域の農地は、農産物の生産のほか、自然環境の保全、良好な景観の形成や水害を軽減するなど多面的機能を有することから、保全していくことが求められます。

## 《地域の将来像》

### 交流機能の集積した魅力的で利便性の高い地域づくり

○豊田・天神地域は、町の中でも人口、世帯数が多く、川越富洲原駅が位置するなど、生活の利便性の高い地域であることから、将来都市構造の都市拠点となる交流機能拠点の形成により、川越富洲原駅や国道1号などへの都市的サービス機能の集積した暮らしやすい地域を目指します。

## 《地域のまちづくりの方針》

### 1. 安全・安心な防災・防犯の方針

密集市街地の建物の耐震性や防火性の向上を図るとともに、緊急車輛の通行の円滑化を図るため、狭あい道路については、道路後退用地の整備を進めます。

歩行者が夜間でも安心して外出できるよう、防犯灯の設置と適正な維持管理に努めます。

### 2. 土地利用の方針

川越富洲原駅の西側周辺は、中高層住宅を主とした良好な住環境の形成に努めます。

工業地域の中で住宅立地が進展している住工混在地域においては、既存企業の操業環境及び良好な住環境の共生を図りつつ、地域の実情に応じて必要な場合には、適正な用途地域の見直しに向けた調査・検討を進めます。

### 3. 市街地整備の方針

川越富洲原駅の東側において空き店舗の有効活用などにより、便利で暮らしやすい生活環境の形成を図ります。

駅周辺の駐輪場不足の解消とともに、国道1号の交差点の自動車交通量の増加に対応した安全な道路空間の確保に努めます。

### 4. 都市施設の整備方針

地域住民の憩いの場として整備した公園は、町と自治会により適正な維持管理に努めます。

### 5. 道路・交通の方針

国道1号の渋滞解消に向けた道路拡幅の整備、交差点の改良や安全・安心な歩行空間の確保を国に働きかけます。

駅前にふさわしい魅力的な道路環境を形成するため、[都]富洲原天カ須賀線の歩きやすい歩行空間の確保に努めます。

歩道などが確保されていない道路については、歩道のカラー舗装化等を図りながら、安全・安心な歩行空間の確保に努めます。

通学路の安全性を確保するため、引き続き危険箇所を中心に、交差点のカラー舗装化と適正な管理による安全性の向上に努めます。

### 6. 自然環境・景観の方針

貴重な緑の空間でもある市街化調整区域内の農地を保全するとともに、住民のふれあいの場としての有効利用を検討します。

朝明川の河床の浚渫や河川敷の雑木撤去などにより、水害対策とともに、良好な水辺景観の保全を図ります。

国道1号沿道や商店街において魅力的な景観形成を図るため、三重県屋外広告物条例に基づき、屋外広告物の規制・誘導に努めます。

○地域全体  
安全・安心な歩行空間の確保  
ふれあいバスの利便性の向上  
通学路の安全確保  
狭あい道路の拡幅整備

市街化調整区域の農地の保全

朝明川の水害対策と  
良好な水辺景観の保全

県立川越高等学校

朝明川

ユニハウス  
タウン内公園

豊田第2子ども広場  
(サル公園)

豊田公民館

豊田公民館  
敷地内東広場

駅前にふさわしい魅力的な  
道路環境の形成  
空き店舗の有効活用検討

既存企業の操業環境及び  
良好な住環境の共生

豊田子ども広場  
(ライオン公園)

豊田第1子ども広場  
(ぞう公園)

国道1号の整備促進

川越富洲原駅

天神子ども広場

国道1号

一般住居ゾーン

工業専用ゾーン

中高層住居ゾーン

緑のゾーン

近隣型商業ゾーン

河川・海岸

沿道型商業ゾーン

住工共生ゾーン

工業主体ゾーン

災害に強い密集市街地の  
まちづくり

図 まちづくりの方針図（豊田・天神地域）

## 5 - 6 . 高松・上吉地域

### 《地域の概要》

位置 ・概要	➤ 町の南西部の朝明川沿いに位置し、西側は四日市市に隣接している。 ➤ 自然豊かな高松海岸があるほか、総合運動施設が位置している。						
都市計画 用途地域	住居系	第1種住居地域、第2種住居地域					
	商業系	近隣商業地域					
	工業系	準工業地域、工業地域、工業専用地域					
土地利用	①面積 111.50ha（可住地面積：45.91ha）						
	②自然的土地利用（単位：ha）※割合は地域の対総面積						
	農地	山林	原野	水面	合計		
	4.80	0.00	0.09	1.05	5.94		
4.3%	0.0%	0.1%	0.9%	5.3%			
都市的 土地利用	③都市的土地利用（単位：ha）						
	住居系 用地	商業系 用地	工業系 用地	公共施設 用地	道路	その他	合計
	21.79	6.52	43.16	3.53	13.67	16.89	105.56
	19.5%	5.8%	38.7%	3.2%	12.3%	15.1%	94.7%
資料：平成30年度三重県都市計画基礎調査							
人口 ・世帯数 (R4)	①人口 2,384人						
	年齢区分別人口（不詳含まず）						
	15歳未満人口	15～64歳人口	65歳以上人口				
	307	1,568	509				
12.9%	65.8%	21.4%					
②世帯数 1,063世帯							
資料：川越町オープンデータ（令和4年10月1日）							
都市施設	①文化系施設：高松公民館、上吉公民館 ②スポーツ施設：総合運動施設（体育館、町民プール、町民運動広場、野球場） ③学校教育施設：川越南小学校 ④子育て支援施設：南部保育所、おひさま児童館 ⑤公園：高松児童公園、南部保育所跡公園、上吉子ども広場						
防災	【洪水】①指定緊急避難場所・指定避難所：川越南小学校、高松公民館、上吉公民館、川越町総合体育館 【津波】①指定緊急避難場所：川越南小学校、川越町総合体育館、霞4号幹線検査路 ②津波避難ビル：ユーズアーク、モン・クレッシュ、チヨダウーテ本社事務所						

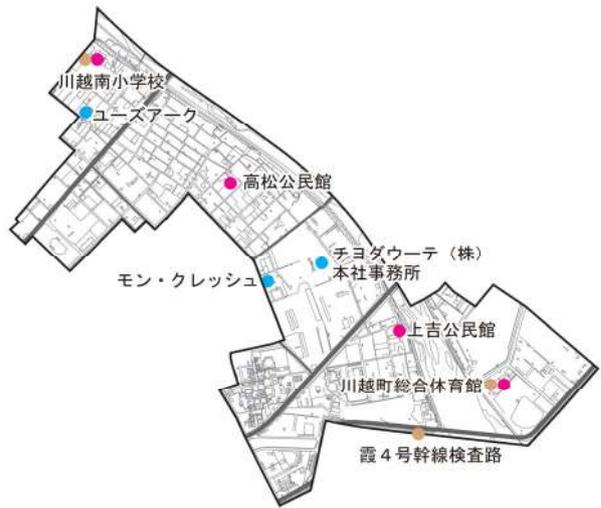
※土地利用面積、昼間人口は、大字亀崎新田（工業専用地域）の南福崎・豊田一色地域に一部が含まれます。

### 【都市施設】



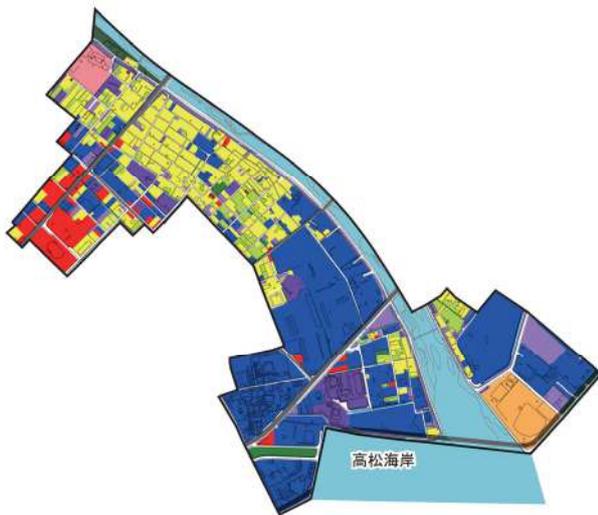
- 行政系施設
- 社会教育系施設
- 町民文化系施設
- 保健・福祉系施設
- 子育て支援系施設
- 学校教育系施設

### 【避難所・避難場所】



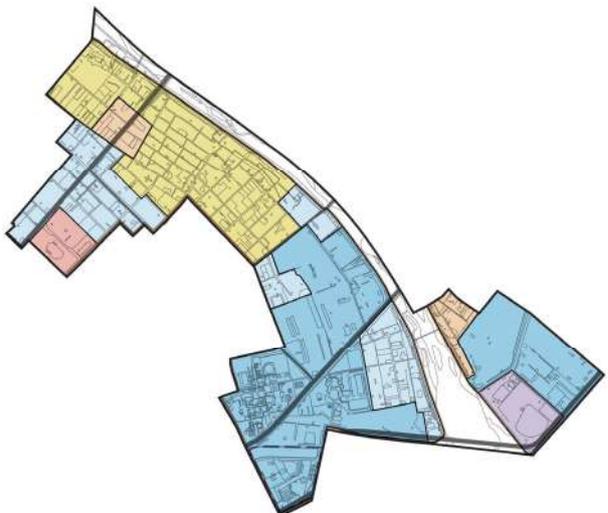
- (洪水) 指定緊急避難場所・指定避難所
- (洪水) 指定緊急避難場所
- (津波) 指定緊急避難場所
- 津波避難ビル

### 【土地利用】



- |       |                |
|-------|----------------|
| ● 農地  | ● 工業系          |
| ● 山林  | ● 公共公益施設用地     |
| ● 原野  | ● 教育施設用地       |
| ● 水面  | ● レクリエーション施設用地 |
| ● 住居系 | ● 港湾施設等用地      |
| ● 商業系 | ● 公園緑地         |
| ● 工業系 | ● その他          |

### 【用途地域】

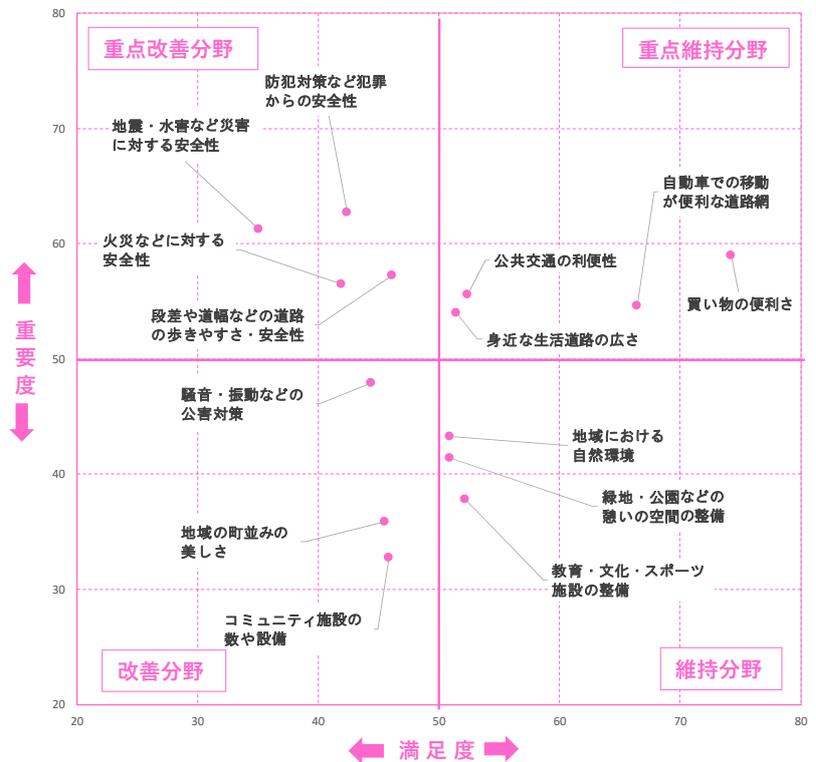


- 第二種中高層住居専用地域
- 第一種住居地域
- 第二種住居地域
- 近隣商業地域
- 準工業地域
- 工業地域
- 工業専用地域
- 地区計画区域
- 臨港地区

## 【住民意識】

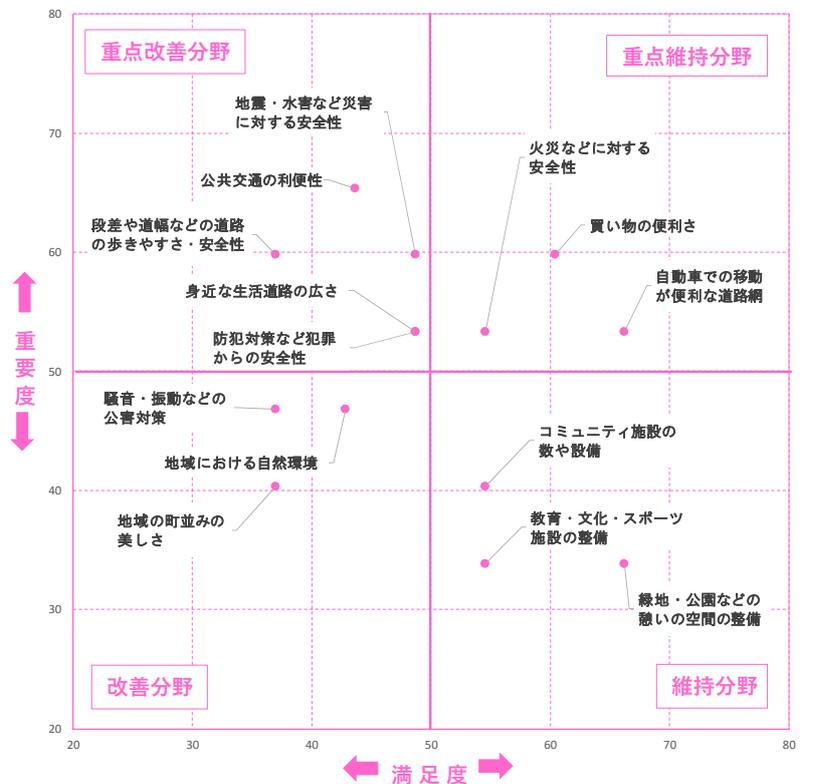
### ●高松地域

・生活環境で重要度は高いものの満足度が低い重点的に改善が求められるものとして、「防犯対策など犯罪からの安全性」、「地震・水害など災害に対する安全性」、「火災などに対する安全性」、「火災などに対する安全性」、「道路の歩きやすさ・安全性」があげられています。



### ●上吉地域

・生活環境で重要度は高いものの満足度が低い重点的に改善が求められるものとして、「地震・水害など災害に対する安全性」、「公共交通の利便性」、「道路の歩きやすさ・安全性」、「身近な生活道路の広さ」、「防犯対策など犯罪からの安全性」があげられています。



## 【高松・上吉地域の課題】

- 他地域と比較して工業系用途の割合が多く、工業地域内に住宅も多く立地していることから、騒音・振動などの公害対策の満足度は低く、住工混在問題への対策が求められます。
- 国道1号などの幹線道路などが通るほか、市街地には狭あい道路が多くあることから、安心して歩ける歩道の整備や生活道路の拡幅が求められます。
- 総合運動施設のバリアフリー化が進んでいないことから、誰もが気軽にスポーツ・レクリエーションを楽しめることができる機能充実が求められます。
- 国道1号、国道23号や朝明川に囲まれ、密集した市街地となっていることから、避難場所となる公園や広場など、災害時の一時避難場所や避難路の確保などが求められます。
- 建物の密集や老朽化した建物が課題となっており、災害や景観の面からも住宅地の空地・空家の解消や不法投棄対策が求められます。
- 南北に朝明川が流れ、河口部に位置していることから、河川環境の保全とともに、高潮や洪水などの水害対策の強化が求められます。
- 河口には高松海岸が位置しており、干潟の景観保全に向けた適正な管理が求められます。

## 《地域の将来像》

### 住工や自然が共生した快適で暮らしやすい地域づくり

○高松・上吉地域は、朝明川や高松海岸の自然環境を有し、工業系の土地利用が多い地域であることから、景観に配慮した河川・海岸の適正な維持管理とともに、住工混在地域での良好な操業環境、快適な住環境の確保により、住工や自然が共生した地域を目指します。

## 《地域のまちづくりの方針》

### 1. 安全・安心な防災・防犯の方針

密集市街地の建物の耐震性や防火性の向上を図るとともに、緊急車輛の通行の円滑化を図るため、狭あい道路については、道路後退用地の整備を進めます。

歩行者が夜間でも安心して外出できるよう、防犯灯の設置と適正な維持管理に努めます。

### 2. 土地利用の方針

工業地域の中で住宅立地が進展している住工混在地域においては、既存企業の操業環境及び良好な住環境の共生に向けた検討を進めます。

国道1号の沿道において、魅力的な沿道商業地域の形成を図ります。

### 3. 都市施設の整備方針

誰もが気軽にスポーツ・レクリエーションを楽しめることができるよう、総合運動施設のバリアフリー化と長寿命化及び施設の機能充実を図ります。

## 4. 道路・交通の方針

国等の関係機関に働きかけながら国道1号の整備を進め、歩道の拡幅やバリアフリー化の促進を図り、誰もが安全・安心に移動できる道路環境の確保に努めます。

歩道などが確保されていない道路については、歩道のカラー舗装化等を図りながら、安全・安心な歩行空間の確保に努めます。

通学路の安全性を確保するため、引き続き危険箇所を中心に、交差点のカラー舗装化と適正な管理による安全性の向上に努めます。

集落内の狭あい道路の拡幅整備を進め、安全で快適な生活道路の確保に努めます。

利用者のニーズを踏まえ、ふれあいバスの運行ダイヤや運行ルートの変更による利便性の向上を図ります。

## 5. 自然環境・景観の方針

町の貴重な自然環境である高松海岸は、住民の憩いやレクリエーションの場としての駐車場及びトイレを適正に管理するとともに、干潟の景観を守るため、清掃活動を促進します。

朝明川の河床の浚渫や河川敷の雑木撤去などにより、水害対策とともに、良好な水辺景観の保全を図ります。朝明川の河口では、水生生物に配慮した河川の保全を図ります。

国道1号及び国道23号沿道の良好な景観形成を図るため、三重県屋外広告物条例に基づき、屋外広告物の規制・誘導に努めます。

○地域全体  
安全・安心な歩行空間の確保  
ふれあいバスの利便性の向上  
通学路の安全確保  
狭あい道路の拡幅整備

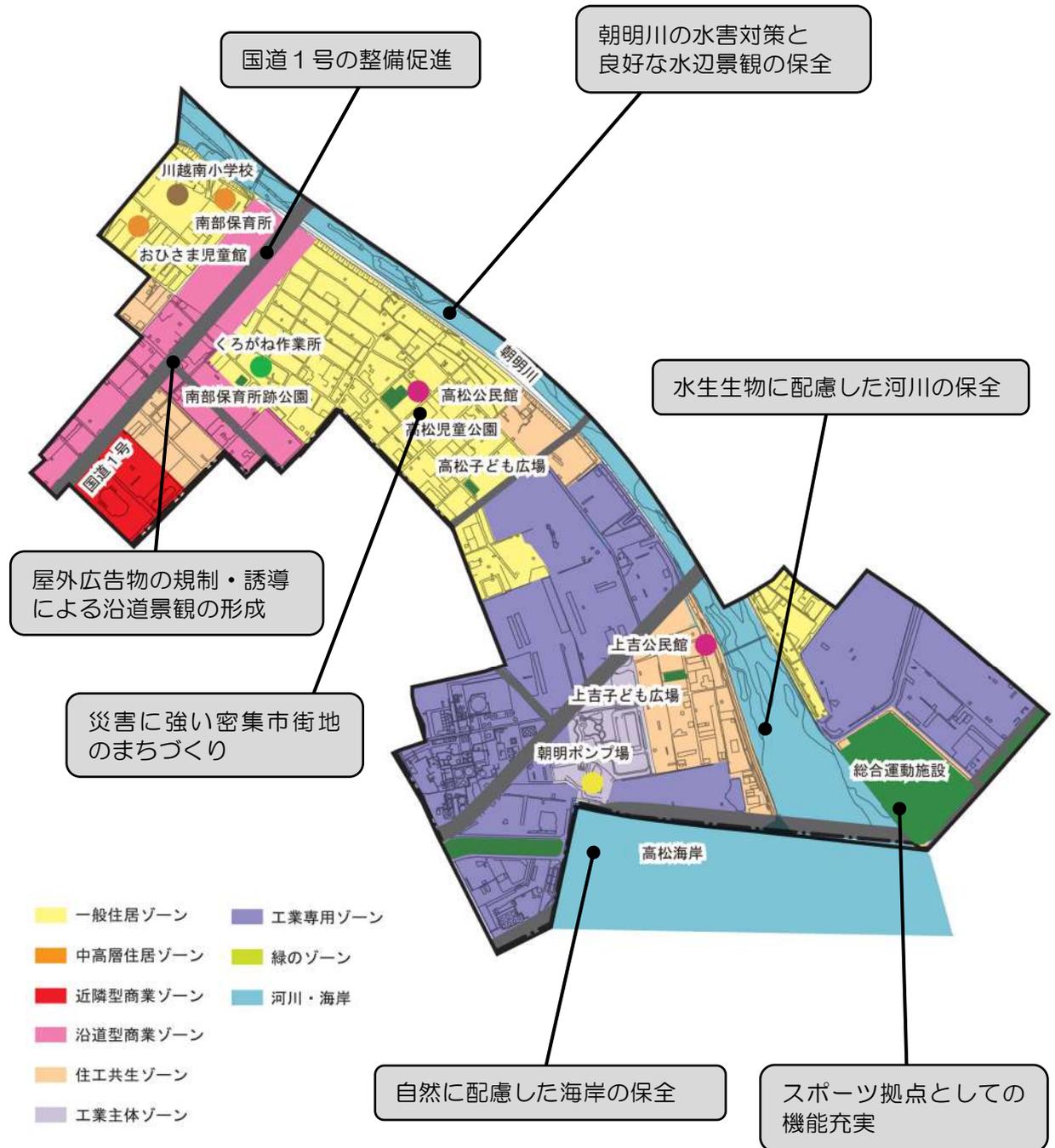


図 まちづくりの方針図（高松・上吉地域）

## 5 - 7 . 重点施策

各地域の課題及び地域別説明会等の結果を踏まえ、重点として取り組む施策を整理すると以下のとおりとなります。

### ○安全・安心な防災対策の推進

- ・河川沿いに住宅地が広がる地域の風水害に対する安全性の確保が求められており、員弁川（町屋川）や朝明川などの河床の浚渫や河川敷の雑木撤去など、河川の適正な維持管理について県に働きかけます。
- ・川越排水機場の計画的な維持管理及び雨水排水路の計画的な整備に努め、浸水被害のリスク軽減を図ります。
- ・地震や津波に備えるため、今後は、避難行動要支援者の把握に努めながら、避難場所のあり方を検討するとともに、地域の防災・減災体制の充実を図ります。



<員弁川(町屋川)>

### ○安全に利用できる道路の整備

- ・通学路など各地域の歩道のない狭い道路や交通事故の多発場所などでの安全性の向上が求められており、歩道の整備やカラー舗装化、交通安全施設の整備を促進します。



<生活道路>

### ○コミュニティバス等の利便性の向上

- ・高齢化が進む地域において、公共交通手段の確保が重要となっており、ふれあいバスの運行ダイヤや運行ルートの変更、車両の小型化などによる利便性の向上とともに、デマンドタクシーの導入など、新たな地域公共交通システムの構築を検討します。



<ふれあいバス>

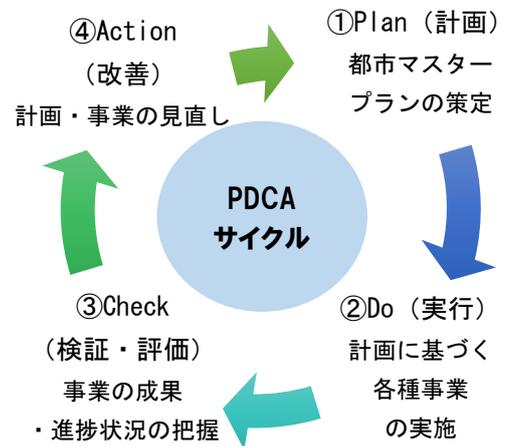
## 第6章 実現化方策

### 6-1. 計画的な進行管理と計画の見直し

本計画に基づくまちづくりの実現にあたっては、計画の適切な進行管理を図るとともに、社会情勢の変化に対応して、適宜、計画の見直しを図っていくことが重要となります。

#### (1) 計画の適切な進行管理（PDCAサイクル）

都市マスタープランは、概ね10年先の目標像を描いたものであり、その実現のためには適切に事業を実施していく必要があります。このため、計画に即した個々の事業について、適時、検証・評価を行い、必要に応じて計画・事業の見直しを行いながら、計画の着実な推進を図ります。



#### (2) 社会情勢に対応した計画の見直し

都市マスタープランは長期的な計画であるため、三重県の「四日市都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」や「第7次川越町総合計画」の改定時など、関連する都市整備の動向や社会情勢の変化を踏まえて、適時、見直しを行っていきます。

### 6-2. 計画の推進に向けたまちづくり施策

本計画に基づくまちづくりの実現にあたっては、関連法令や土地利用方針への適合を前提に、都市計画法に基づくまちづくりの施策などを活用して取り組みます。

#### (1) 都市計画制度・事業の見直し

都市マスタープランに位置づけた都市づくりの方針及び将来都市像の実現化に向けた事業展開を図るため、必要に応じて都市計画制度・事業の見直しを行います。

##### ●用途地域の見直し

- 人口の増加に伴い、市街化区域の農地の宅地化が進んでおり、工業地域の中で住宅立地が進展している住工混在地域においては、既存企業の操業環境及び良好な住環境の共生を図ることが求められます。このため、地域の実情に応じて必要な場合には、適正な用途地域の見直しに向けた調査・検討を進めます。

##### ●都市計画道路の見直し

- 本町における道路整備は、コンパクト・プラス・ネットワークの形成へ向けて、都市計画道路についても目指すべき将来都市像と対応したものが求められます。このため、長期間未着手となっている都市計画道路の見直しを進めます。

## (2) 市街化調整区域における地区計画制度の活用

市街化調整区域は、本来、市街化を抑制すべき区域ですが、都市マスタープラン等の位置付けがある場合に限り、市街化調整区域の地区計画制度を活用することにより、必要な開発や土地利用を計画的かつ適切に誘導することが可能となります。

本町では、みえ川越インターチェンジ北側の市街化調整区域内において、流通業務地を整備するため、平成11年に「亀崎新田地区地区計画」が都市計画決定されています。

表 地区計画の類型（一部抜粋）

類型	区域要件	用途制限
住居系市街地開発型	市街化区域への編入を予定する区域（人口フレームと整合要）	周辺の環境と調和すると認められる優良な低層住宅。
住居系市街地誘導型	県マスタープランの広域拠点又は地域拠点の周辺（拠点から半径約1km圏域）、または市町マスタープラン等において拠点を形成する区域	戸建住宅（第一種低層住居専用地域で定める範囲）。また、区域内の生活者や駅利用者のための利便施設（第二種中高層住居専用地域で定める規模（1,500㎡以下）・用途に限る。）についても可とする。やむを得ない場合、必要に応じて3,000㎡以下まで可。
住居系市街地防災移転型	災害リスクの高い区域からの移転先として、市町マスタープラン等で位置づけされた区域	戸建住宅（第一種低層住居専用地域で定める範囲）。ただし、区域内の生活者のための小規模店舗等（都市計画法第34条第1項第1号後段に規定する規模（220㎡程度以下）・用途に限る。）についても可とする。
工業系市街地開発型	市街化区域内での立地が困難な場合で、計画的な工業立地を図る区域	工業専用地域で建築可能な用途。
既存集落活性化型	集落の維持・活性化を図ろうとする区域とし、集落（自治会単位）の住民の総意により策定された計画に基づいた区域	戸建住宅（第一種低層住居専用地域で定める範囲）。ただし、区域内の生活者のための小規模店舗等（都市計画法第34条第1項第1号後段に規定する規模（220㎡程度以下）・用途に限る。）についても可とする。
地域拠点活用型	県マスタープランの広域拠点又は地域拠点の周辺（拠点から半径約1km圏域）、または市町マスタープラン等において拠点を形成する区域の既存集落と新規整備地区を合わせた区域	戸建住宅（第一種低層住居専用地域で定める範囲）。また、区域内の生活者や駅利用者のための利便施設（第二種中高層住居専用地域で定める規模（1,500㎡以下）・用途に限る。）についても可とする。やむを得ない場合、必要に応じて3,000㎡以下まで可。
スプロール型	幹線道路沿道において、スプロール化への対応が必要とされる区域	農林漁業施設
住環境保全型	既存住宅団地等において、住環境低下の防止を図ろうとする区域	個別に定める。

資料：市街化調整区域における地区計画に関するガイドライン（令和3年11月、三重県）

### (3) 民間主導による都市計画提案制度の活用

都市計画提案制度は、土地所有者やまちづくりNPOなどが、一定の条件を満たしたうえで、都市計画の提案ができる制度で、平成14年7月公布の都市計画法の一部改正により創設され、平成15年1月1日より運用されています。(都市計画法第21条の2に規定)

提案できる都市計画は、町が決定または変更する権限を有する都市計画の全てです。

表 都市計画提案制度の概要

項目	概要
提案できる者	<ul style="list-style-type: none"><li>・提案しようとする区域内の土地所有者や借地権者等</li><li>・まちづくりNPO法人、一般社団法人又は一般財団法人その他の営利を目的としない法人等</li><li>・独立行政法人都市再生機構、住宅供給公社</li><li>・まちづくりの推進に関し経験と知識を有する団体</li></ul>
提案の要件	<ul style="list-style-type: none"><li>・0.5ha以上のまとまった区域であること</li><li>・都市計画に関する法令上の基準に適合していること</li><li>・区域内の土地所有者等の3分の2以上の同意を得ていること</li></ul>
提案できる都市計画	<ul style="list-style-type: none"><li>・「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」と「都市再開発方針等」を除くすべての都市計画が対象となる。</li></ul>

## 6-3. 実現化に向けた整備プログラム

全体構想や地域別構想で位置づけた都市づくりを推進するため、重点的に実施すべき施策や主要な事業を整備プログラムとして整理しました。

整備プログラムは、策定時を基準として短期（5年）・中期（10年）・長期（10年以上）に区分し、中期・長期の施策・事業については、社会情勢等の変化に合わせて、適時、見直しを行っていきます。

表 整備プログラム

区分	施策・事業	整備主体			整備プログラム		
		国・県	町	民間・住民	短期	中期	長期
防災・防犯	員弁川（町屋川）、朝明川の堤防強化、河床の浚渫、雑木の撤去	●			→		
	避難行動要支援者の把握に努め、避難場所のあり方の検討		●	●	→		
	緊急輸送道路の計画的な道路整備	●			→		
土地利用	適正な用途地域の見直しに向けた調査・検討の推進		●		→		
市街地整備	駅前にふさわしい魅力的な都市環境の形成		●	●		→	
	ふれあい交流拠点の検討		●	●	→		
	みえ川越IC周辺の生産・流通機能の配置検討		●	●	→		
道路・交通	国道1号の交差点改良による交通渋滞の解消	●			→		
	都市計画道路の見直しと未整備区間の整備促進	●	●		→		
	狭あい道路の拡幅整備、町道の歩道整備、カラー舗装化等の歩行環境の整備		●		→		
	新たな地域公共交通システムの検討		●		→		
都市施設	総合運動施設の大規模改修		●		→		
自然環境・景観	三重県屋外広告物条例に基づく、屋外広告物の規制・誘導	●	●		→		

## 6-4. 協働のまちづくりに向けて

本町には、コミュニティの中核となる自治会が組織され、住民と行政との協働による地域づくりが行われていますが、若い世代の転入も多く、自治会に加入しない住民が増加しています。また、自治会や各種団体の高齢化なども進み、今後のまちづくり活動への影響も懸念されます。

今後、本計画で定めた町の将来像を具現化していくためには、行政と住民、自治会、各種団体、民間企業が連携して、地域の課題を解決していくことが必要となることから、住民の参画機会の充実や地域づくりの中心となる人材の育成、各種団体が実施するまちづくり活動を支援する仕組みづくりを進めます。

- ◇ 本計画に基づく都市計画の決定・変更や個別施策の推進にあたっては、「広報かわごえ」を通じて都市計画行政への理解促進を図るほか、説明会やアンケート調査、ワークショップなどの実施により、企画段階から施策の決定まで住民が参画できる機会を充実し、住民ニーズを踏まえた取組を行います。
- ◇ 自立性・持続性のあるまちづくり活動が広がるように、必要な情報の提供や専門的なアドバイスなどにより、まちづくり活動のリーダーとなる人材の育成に努めます。
- ◇ 自治会やNPO法人、各種まちづくり団体、民間企業などが実施するまちづくり活動やまちづくりへの提案に対して、各種助成・支援制度を活用し、更なる住民主体のまちづくりを進めます。



＜住民参加によるワークショップの開催風景＞

## 資料編

### 資料－１．策定の経緯

#### (1) 策定委員会の経緯

	開催日	議 事
第1回	令和4年(2022年) 3月30日(水)	・委員委嘱 ・計画策定方針、策定スケジュールについて ・全体構想骨子案について
第2回	令和4年(2022年) 10月5日(水)	・全体構想について ・地域別構想案について
第3回	令和4年(2022年) 12月7日(水)	・地域別説明会の結果について ・都市マスタープラン案について
第4回	令和5年(2023年) 3月16日(木)	・パブリックコメントの結果について ・都市マスタープラン最終案について

#### (2) 策定委員会名簿

【策定委員会(第1回)】

(敬称略)

	区 分	氏 名	備 考
1	1号委員	大塚 俊幸	中部大学人文学部歴史地理学科 教授
2	〃	寺本 清春	議会議長
3	〃	先浦 宏紀	(株)三十三総研 総務部長兼調査部主席研究員
4	2号委員	川戸 広二	公募委員
5	〃	加藤 志保子	公募委員
6	3号委員	田村 亨	(株)JERA川越火力発電所副所長
7	〃	瀬戸口 一美	朝明商工会事務局長
8	4号委員	大下 賢一	県土整備部都市政策課副課長兼班長
9	5号委員	木村 光宏	副町長
10	〃	稲垣 良夫	教育長
11	6号委員	太田 正克	農業委員会会長

## 【策定委員会（第2回～第4回）】

（敬称略）

	区分	氏名	備考
1	1号委員	大塚 俊幸	中部大学人文学部歴史地理学科 教授
2	〃	寺本 清春	議会議長
3	〃	先浦 宏紀	(株)三十三総研 総務部長兼調査部主席研究員
4	2号委員	川戸 広二	公募委員
5	〃	加藤 志保子	公募委員
6	3号委員	森井 一彦	(株)JERA川越火力発電所副所長
7	〃	瀬戸口 一美	朝明商工会事務局長
8	4号委員	吉岡 直哉	県土整備部都市政策課副課長兼班長
9	5号委員	木村 光宏	副町長
10	〃	稲垣 良夫	教育長
11	6号委員	太田 正克	農業委員会会長

## （3）地域別説明会

都市マスタープランの地域別構想の策定にあたり、地域住民の意見を反映させるため、町内 10 地区の自治会の区分をもとに、設定した 5 つの地域で地域別説明会（意見交換会）を開催しました。

開催にあたっては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえ、各地区の区長を代表に少人数の開催としました。

開催日	地域	議事
令和4年（2022年） 11月22日（火）	亀須地域 豊田・天神地域 南福崎・豊田一色地域	（1）説明会 ・全体構想について ・地域別構想案について （2）意見交換会（主な意見） ・河川敷の雑木撤去、避難場所の確保 ・狭あい道路、交差点の安全性確保 ・コミュニティバスの利便性確保 等
令和4年（2022年） 11月23日（水祝）	当新田・北福崎地域 高松地域	
令和4年（2022年） 11月24日（水）	亀崎地域	
令和4年（2022年） 11月28日（月）	上吉地域	

## （4）パブリックコメント

都市マスタープランの案について、幅広く住民の意見を伺うため、パブリックコメントを実施しました。

実施時期	令和4年（2022年）12月23日（金）～令和5年（2023年）1月20日（金）
閲覧場所	○町ホームページ ○役場総合案内、企画情報課 ○いきいきセンター、あいあいセンター
主な意見等	特にありませんでした。

## (5) 住民意識調査

現在の都市マスタープランは、策定から10年以上が経過していることから、将来のまちづくりや土地利用に関する住民意向を把握し、新たな都市マスタープランに反映するため、住民意識調査を実施しました。

調査対象	川越町在住の18歳以上の個人1,500人 (地域ごとの人口、性別、年齢に応じて無作為抽出)
調査方法	郵送(配布・回収)によるアンケート調査
調査期間	令和3年(2021年)1月8日～令和3年(2021年)1月25日
回収率	45.7%(685/1,500)
調査項目	I あなたご自身のことについて II 生活環境の満足度・今後の施策の重要度について III 住まいの地区の問題点について IV 都市づくり各分野の重要施策について V 自由意見

## (6) 企業ヒアリング

川越町都市マスタープランを改定するにあたって、川越町の産業動向や産業振興を図る上での課題等を把握し、都市マスタープランの基礎資料とすることを目的に企業ヒアリングを実施しました。

調査対象	川越町内の企業を支援している団体(朝明商工会)
調査方法	対面によるヒアリング調査
調査時期	令和3年(2021年)3月24日(水)
調査項目	<ul style="list-style-type: none"><li>・事業内容</li><li>・川越町の産業特性(企業が立地するメリット・デメリット)</li><li>・川越町の産業動向</li><li>・川越町における都市づくり(産業振興)に関する問題点</li><li>・産業振興に関して行政に期待すること</li><li>・今後の都市(まち)づくりに関するアイデア</li></ul>
主な意見	<ul style="list-style-type: none"><li>・国道(R1、R23)や高速道路ICを有しており、広域道路網や自動車でのアクセス性が優れている。</li><li>・川越町の住民が事業を実施していることが多く、工場と住宅の関係性は良好である。</li><li>・工場などから道路が狭く、大型車両が通行しにくい。</li><li>・創業のために、空き店舗を探してほしいという意見が多いが、川越町には空き店舗(賃貸)が少ない。</li><li>・行政と商工会、企業の連携、官民連携ができるとよい。</li></ul>

## (7) 町長への報告・提言

策定委員会最終回である第4回策定員会において、川後町都市マスタープラン（案）を慎重に調査及び審査をした結果、都市づくりの方針として適当であると認められた旨を策定委員会委員長より川越町長にご報告しました。

また、第7次川越町総合計画に掲げられている、まちの将来像とまちづくりの目標の実現に向け、着実な取組を進めていただくことを提言しました。



<策定委員長より町長へのご報告と提言>

## 資料－２．都市の沿革

1889（明治 22）年に川越村が誕生した際、朝明川北部の村と南部の村が川を超えて合併したことに由来し、1961（昭和 36）年町制施行により川越町となりました。

1959（昭和 34）年の伊勢湾台風による未曾有の大災害を契機に、住民を水害から守る安全性と企業誘致による地域の発展と住民福祉の願いをこめて地先の海面埋立事業を考え、1973（昭和 48）年埋立事業が完成、この埋立地に中部電力川越火力発電所が立地し、1989（平成元）年に 1 号機が運転開始されています。

表 川越町の歩み（その 1）

昭和 36 年（1961 年）	5 月	町制施行川越町発足（人口 8,456 人）
昭和 37 年（1962 年）	9 月	伊勢湾台風災害による海岸堤防復旧工事完成
昭和 38 年（1963 年）	3 月	国道 23 号開通
昭和 40 年（1965 年）	10 月	町章制定
昭和 41 年（1966 年）	10 月	人口 1 万人を超える（10,195 人）
昭和 42 年（1967 年）	12 月	海面埋立事業開始
昭和 43 年（1968 年）	4 月	簡易水道統合、上水道事業開始
	12 月	役場庁舎新築完成（豊田一色 405）
昭和 45 年（1970 年）	4 月	川越小学校が北小学校と南小学校に分離
昭和 48 年（1973 年）	5 月	海面埋立事業（170ha）竣工認可
昭和 52 年（1977 年）	3 月	町中央公民館完成
昭和 53 年（1978 年）	4 月	学校給食センター業務開始
昭和 54 年（1979 年）	7 月	町の木（クロガネモチ）指定
昭和 57 年（1982 年）	3 月	中部電力（株）（現株）JERA 川越火力発電所進出決定
昭和 60 年（1985 年）	2 月	町総合体育館、町民プール完成
昭和 61 年（1986 年）	4 月	三重県立川越高等学校創立
昭和 63 年（1988 年）	2 月	朝日町・川越町組合立環境クリーンセンターに名称変更 （旧明和塵芥焼却場）
	7 月	川越排水機場完成（第 1 期）
	9 月	非核平和都市宣言
平成 2 年（1990 年）	4 月	明和中学校分離、川越中学校創立
	12 月	町の花（水仙）、町の鳥（つばめ）指定
平成 3 年（1991 年）	5 月	町民憲章制定
平成 5 年（1993 年）	2 月	四日市市北消防署朝日川越分署完成
	10 月	いきいきセンター完成
平成 6 年（1994 年）	1 月	福祉バス「いきいき号」運行開始
	5 月	町郷土資料館開設
平成 8 年（1996 年）	2 月	あいあいセンター完成
平成 12 年（2000 年）	3 月	川越排水機場完成
平成 13 年（2001 年）	3 月	北小学校普通校舎改築工事完成
平成 14 年（2002 年）	3 月	伊勢湾岸自動車道みえ川越インター開通
平成 15 年（2003 年）	3 月	北勢バイパス開通
平成 17 年（2005 年）	4 月	四日市北警察署朝日川越交番開設
平成 19 年（2007 年）	2 月	町役場新庁舎完成（豊田一色 280 に移転）
	3 月	給食センター新築完成（移転）
平成 20 年（2008 年）	4 月	福祉バス「ゆたか号」運行開始
	4 月	町つばめ児童館開館 （子育て支援センター、北学童保育所併設）
平成 21 年（2009 年）	3 月	近鉄「富洲原駅」から「川越富洲原駅」に駅名を変更
	4 月	四日市北警察署川越富洲原交番開設
平成 22 年（2010 年）	10 月	川越富洲原駅周辺地区整備事業完成

表 川越町の歩み（その2）

平成 23 年（2011 年）	4 月	町おひさま児童館開館
	5 月	町制施行 50 周年 人口 14,158 人
平成 24 年（2012 年）	3 月	防災行政無線戸別受信機の貸与開始
平成 25 年（2013 年）	1 月	当新田水防倉庫完成
平成 29 年（2017 年）	2 月	防災・防犯カメラ整備完了
	5 月	全国 10 市町村で「全国 LNG 火力発電所所在市町村連絡協議会災害時相互応援協定」を締結
	8 月	新潟県聖籠町と「友好交流都市協定」を締結
平成 30 年（2018 年）	4 月	臨港道路霞 4 号幹線（四日市・いなばポートライン）開通
	10 月	人口 15,000 人を超える（15,018 人）
平成 31 年（2019 年）	3 月	豊田水防倉庫完成
令和 3 年（2021 年）	5 月	町制施行 60 周年
	7 月	北部保育所避難施設完成
令和 4 年（2022 年）	3 月	亀須・亀崎地区津波避難タワー完成

資料：川越町勢要覧、町制施行 60 周年記念パンフレット

## 資料－３．用語集

用語	内容
空家	対象の建物が「住んでいない」「使っていない」状態のものをいいます。
液状化	液状化とは、地震が発生した際に地盤が液体状になる現象のことです。地盤が液状化すると、地盤沈下や噴砂、陥没が起こり、建物が傾斜してしまう恐れがあります。また、マンホールや埋設管などの浮き上がりの被害が発生することもあります。
オープンスペース	公園・緑地・広場・河川・農地など建物が建っていない土地、あるいは敷地内の空地であって、歩行者用通路や植栽などを整備した空間をいいます。また、都市の中の空地や空間で市民に対して開かれた空間をいいます。
街区公園	近隣の住民にとって最も身近な公園です。半径 250m 以内の住民が利用することを目的とし、公園の敷地面積は 0.25ha が標準とされます。
既存ストック	ストックとは「在庫」を意味し、市街地において今まで整備されてきた道路、公園、下水道などの都市基盤施設や住宅、商業施設、業務施設、工業施設などが該当します。
狭あい道路	狭あい道路とは、幅員 4 m 未満の道路を指します。日常生活で通行上の問題があるばかりでなく、地震や火災などの災害時には消防、救急活動に支障をきたすことがあります。
共同収容施設（共同溝）	電線類地中化の手法の一つで、電線や通信線など 2 つ以上の電線類を共同して地下に収容する施設のことをいいます。
グリーンインフラ	自然の持つ多様な機能を活用したインフラや土地利用を推進する概念で、環境保全に留まらず、防災・減災や地域振興といった要素の重なる部分を、自然の機能を活用したインフラであるグリーンインフラが担います。
コンパクトシティ	コンパクトシティは郊外に居住地域が広がるのを抑え、できるだけ生活圏を小さくした街を意味します。
市街化区域	都市計画法で指定される、都市計画区域の 1 つです。すでに市街地を形成している区域と、おおむね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域とされています。
市街化調整区域	都市計画区域のうち、市街化（宅地化などの開発のこと）を抑制するために決められた区域のことをいいます。原則として、開発行為などが制限され、住宅を建てることはできません。
自助・共助・公助	自助とは、家庭で日頃から災害に備えたり、災害時には事前に避難したりするなど、自分自身を守ること。共助とは、地域やコミュニティといった周囲の人たちが協力して助け合うこと。公助とは、役場や消防、警察、自衛隊といった公的機関による救助活動や支援物資の提供など、公的支援のことをいいます。
持続可能な開発目標（SDGs）	「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略称。平成 27 年（2015 年）9 月の国連サミットで採択された「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のために、令和 12 年（2030 年）を年限とする 17 の国際目標をいいます。
人口集中地区（DID地区）	市区町村の区域内において、人口密度約 4,000 人/km <sup>2</sup> 以上の国勢調査地区がいくつか隣接して、合わせて人口 5,000 人以上の地区がこれに該当します。

用語	内容
たん水機能	水田や耕作された畑の土壌には、雨水を一時的に貯留する働きがあり、洪水の発生を防止する役割を果たしています。
地区計画	地区の課題や特徴を踏まえ、住民と区市町村が連携しながら、地区の目指すべき将来像を設定し、その実現に向けて都市計画に位置づけて「まちづくり」を進めていく手法です。
昼夜間人口	昼夜間人口比率は、常住人口（夜間人口）当たりの昼間人口の割合であり、1を超えているときは他の地域からの通勤・通学などの人の流入が多く、1を下回っているときは他の地域へ通勤・通学する人が多いことを示しています。
デマンドタクシー	路線バスとタクシーの中間的な位置にある交通機関です。事前予約により運行するという特徴があり、運行方式や運行ダイヤ、さらには発着地の自由度の組み合わせにより、多様な運行形態が存在します。
都市経営	自治体行政を単なる地方行政としてではなく、地域行政、地域経営ととらえようとする考え方をいいます。
都市計画区域	一体の都市として総合的に整備・開発・保全する必要がある区域や、住宅都市、工業都市等として新たに開発・保全する必要があるとして、都道府県により指定される区域のことです。
都市計画公園	都市計画法に基づいて都市計画施設として設置する公園をいいます。川越町には街区公園があります。
都市計画道路	都市計画において定める都市施設の一つで、その機能に応じて、自動車専用道路、幹線街路、区画街路及び特殊街路に分けられます。
南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域	南海トラフ地震防災対策推進地域のうち、南海トラフ地震に伴い発生する津波に対し、津波避難対策を特別に強化すべき地域で、30センチメートル以上の浸水が地震発生から30分以内に生じると想定される地域が該当します。
南海トラフ地震防災対策推進地域	南海トラフ地震が発生した場合に著しい地震災害が生じるおそれがあるため、地震防災対策を推進する必要がある地域をいいます。
遊水・保水機能	遊水機能とは、河川沿いの田畑等において雨水または河川の水が流入して一時的に貯留する機能のこと。保水機能とは、防災調整池などにより流域内において雨水を一時的に浸透・貯留する機能のことをいいます。
ユニバーサルデザイン	年齢、性別、文化、身体状況など、人々が持つさまざまな個性や違いにかかわらず、最初から誰もが利用しやすく、暮らしやすい社会となるよう、まちや建物、もの、しくみ、サービスなどを提供していこうとする考え方をいいます。
用途地域	都市計画において、市街化区域内の各エリアの特性や街づくりの目的に合わせて指定される基本的な地域区分のことです。用途地域は13種類あり、建築できる建物の種類や用途、容積率、建ぺい率などの基準や規制が建築基準法で定められています。

## 川越町都市マスタープラン

---

令和5年3月策定

発行	川越町役場	企画情報課
電話	059-366-7112	
FAX	059-364-2568	

---





川越町  
都市マスタープラン  
2023年3月

